

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 9 月25日
【事業年度】	第17期（自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日）
【会社名】	テスホールディングス株式会社
【英訳名】	TESS Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 一樹
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区西中島六丁目 1 番 1 号
【電話番号】	06-6308-2794
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 平倉 正章
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区西中島六丁目 1 番 1 号
【電話番号】	06-6308-2794
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 平倉 正章
【縦覧に供する場所】	テスホールディングス株式会社 東京本社 （東京都中央区八重洲一丁目 3 番 7 号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2022年 6 月	2023年 6 月	2024年 6 月	2025年 6 月	2026年 6 月
売上高 (百万円)	34,945	34,415	30,643	36,684	51,217
経常利益又は経常損失 () (百万円)	4,654	5,518	7,660	641	3,834
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,695	3,592	1,185	204	2,123
包括利益 (百万円)	3,004	3,935	1,711	2,296	9,925
純資産額 (百万円)	25,239	28,340	41,796	42,853	52,417
総資産額 (百万円)	94,256	94,089	119,128	151,262	164,946
1株当たり純資産額 (円)	358.41	401.08	588.72	603.51	737.76
1株当たり当期純利益 (円)	38.43	51.05	16.82	2.91	30.11
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	38.18	50.88	16.80	2.90	30.08
自己資本比率 (%)	26.74	30.02	34.85	28.13	31.60
自己資本利益率 (%)	11.24	13.44	3.40	0.49	4.49
株価収益率 (倍)	15.29	8.96	25.92	113.40	30.95
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	14,646	13,827	42	7,806	5,099
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	6,215	16,029	15,490	9,165	7,311
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	12,397	5,192	18,436	3,794	1,448
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	18,369	11,026	14,098	16,431	12,825
従業員数 (人)	350	374	405	471	526

(注) 1. 平均臨時雇用者数は、臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2. 当社は、2023年6月30日の株主確定日における株主に対し、一部コミットメント型ライツ・オフリングに基づく新株予約権の株主割当てを行い、当該新株予約権の行使に伴い新株式を発行しております。第13期連結会計年度の期首に当該ライツ・オフリングに基づく払込が行われたと仮定した株式数で、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2022年 6 月	2023年 6 月	2024年 6 月	2025年 6 月	2026年 6 月
営業収益 (百万円)	2,890	1,090	2,701	1,971	2,444
経常利益 (百万円)	1,988	74	1,250	498	803
当期純利益 (百万円)	1,923	47	1,233	522	643
資本金 (百万円)	17	26	6,760	6,760	6,813
発行済株式総数 (株)	35,244,100	35,346,100	70,644,130	70,646,130	70,773,230
純資産額 (百万円)	17,700	17,028	30,813	30,090	30,995
総資産額 (百万円)	18,548	17,865	42,425	50,925	55,909
1株当たり純資産額 (円)	251.67	241.77	436.99	426.71	438.76
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	21.00 (-)	26.00 (-)	16.00 (-)	5.12 (-)	9.54 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	27.42	0.67	17.50	7.41	9.13
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	27.24	0.67	17.47	7.40	9.12
自己資本比率 (%)	95.43	95.32	72.63	59.09	55.44
自己資本利益率 (%)	11.26	0.27	5.15	1.72	2.11
株価収益率 (倍)	21.43	682.84	24.91	44.53	102.08
配当性向 (%)	38.1	1,940.3	91.4	69.1	104.5
従業員数 (人)	49	51	57	65	60
株主総利回り (%)	65.7	52.7	27.3	21.9	55.3
(比較指標: 配当込みTOPIX) (%)	(98.6)	(123.9)	(155.6)	(162.0)	(232.1)
最高株価 (円)	2,890	1,359	897	440	1,440
最低株価 (円)	1,026	782	387	249	304

(注) 1. 最高株価及び最低株価は2022年4月4日より、東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 平均臨時雇用者数は、臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

3. 当社は、2023年6月30日の株主確定日における株主に対し、一部コミットメント型ライツ・オフアリングに基づく新株予約権の株主割当てを行い、当該新株予約権の行使に伴い新株式を発行しております。第13期事業年度の期首に当該ライツ・オフアリングに基づく払込が行われたと仮定した株式数で、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 2026年6月期の1株当たり配当額の9円54銭については、2026年9月29日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。

2【沿革】

当社グループは、1979年5月にテス・エンジニアリング株式会社（現連結子会社、阪和熱水工業株式会社（旧商号））が設立され、同社を中心とした事業展開を行ってまいりましたが、2018年4月において、関係会社の増加に伴うグループの再編及び経営効率化等を目的として、当社を完全親会社とする持株会社体制に移行しております。

（当社）

年月	概要
2009年7月	創業者の事業継承等を目的として、テス・テクノサービス株式会社（現当社）を設立
2018年4月	テスホールディングス株式会社に商号変更 テス・エンジニアリング株式会社との株式交換により当社を完全親会社及び同社を完全子会社化とし、持株会社体制に移行
2018年10月	バイオマス燃料製造の研究開発を目的としてPT PTEC RESEARCH AND DEVELOPMENT（現連結子会社）を設立
2019年1月	太陽光発電所の所有・運営・売電を行うことを目的として合同会社千葉香取ソーラーパワーを営業者とする匿名組合（現連結子会社）を組成
2019年9月	バイオマス燃料供給を目的としてPTEC SINGAPORE PTE. LTD.（現連結子会社）を設立
2019年10月	太陽光発電所の所有・運営・売電を行うことを目的として合同会社茨城牛久ソーラーパワーを営業者とする匿名組合（現連結子会社）を組成
2019年12月	太陽光発電所の所有・運営・売電を行うことを目的としてプライムソーラー2合同会社を営業者とする匿名組合（現連結子会社）を組成
2020年3月	バイオマス燃料供給を目的としてPT INTERNATIONAL GREEN ENERGY（現連結子会社）を株式取得により子会社化 バイオマス燃料供給を目的としてINTERNATIONAL GREEN ENERGY PTE. LTD.（吸収合併により消滅）を株式取得により子会社化
2020年8月	ヴェオリア・ジャパン株式会社との合併により水、廃棄物、エネルギー分野におけるユーティリティマネジメントサービス提供を目的としたVTユーティリティーズサービス株式会社（現持分法適用関連会社）を設立（2026年3月31日開催の同社定時株主総会において解散を決議し、現在清算手続き中）
2020年9月	太陽光発電所の所有・運営・売電を行うことを目的としてプライムソーラー3合同会社（現連結子会社）を設立
2021年4月	東京証券取引所市場第一部に株式上場
2021年6月	バイオマス発電所の所有・運営・売電を行うことを目的として合同会社熊本錦グリーンパワー（現連結子会社）を設立
2021年9月	バイオマス発電所の所有・運営・売電を行うことを目的として株式会社伊万里グリーンパワー（現連結子会社）を株式取得により子会社化
2022年1月	英国系統用蓄電事業への出資参画を目的としてTOLLUX INVESTMENTS LIMITED（現持分法適用関連会社）の株式を取得
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、市場第一部からプライム市場へ移行
2022年7月	気候変動リスク対策や人材の多様性等の取り組みの推進を目的としてESG推進委員会を設立 太陽光発電所の所有・運営・売電を行うことを目的として合同会社T&Mソーラー（現連結子会社）の持分全部を取得し子会社化
2022年8月	太陽光発電所の所有・運営・売電を行うことを目的として合同会社ソーラーエナジー・クリエイト（現連結子会社）の持分全部を取得し子会社化
2023年1月	水力発電所の開発を目的として、合同会社群馬谷川岳ハイドロパワー（現連結子会社）を設立
2024年4月	PTEC SINGAPORE PTE. LTD.を存続会社、INTERNATIONAL GREEN ENERGY PTE. LTD.を消滅会社とした吸収合併をシンガポール国内において実施
2024年8月	太陽光発電所の所有・運営・売電を行うことを目的として合同会社福岡みやこソーラーパワーを営業者とする匿名組合（現連結子会社）の匿名組合出資持分全部を取得し子会社化 バイオマス燃料に関する貿易・売買・輸送を目的としてテスロジスティクス合同会社（現連結子会社）を設立
2025年7月	東京オフィスを東京本社と改称し、大阪本社と東京本社の二本社制を導入

（ ）当事業年度末後、有価証券報告書提出日までに、以下の事象が発生しております。

2026年7月	PT PTEC RESEARCH AND DEVELOPMENTにおいて、農作物残渣由来のバイオマス燃料である「EFBベレット」製造の実証を行う工場が完工
---------	---

2018年4月に株式交換により当社の完全子会社となったテス・エンジニアリング株式会社の沿革は、次のとおりであります。

(テス・エンジニアリング株式会社)

年月	概要
1979年 5 月	大阪府豊中市に工場・事業所向けのユーティリティ設備（ １ ）のエンジニアリング及び保守業務を事業目的として、阪和熱水工業株式会社を設立
1992年 1 月	テス・エンジニアリング株式会社に社名を変更
1999年11月	24時間監視センター（現ICTソリューションセンター）を開設
2000年 7 月	「環境マネジメントシステムISO14001」を認証取得
2002年 9 月	コージェネレーションシステム（ ２ ）による顧客企業向けエネルギー供給サービスを開始
2006年 2 月	ガスエンジンコージェネレーション発電所の運転保守一括受託サービスを開始
2007年 2 月	環境対策関連のサービス拡大のため、環境省自主参加型国内排出量取引制度に関する取引参加者に登録
2009年 5 月	環境対策関連のサービス拡大のため、グリーン電力証書発行事業者に登録
2010年 2 月	電気の小売供給への参入を目的として特定規模電気事業（現小売電気事業）の開始を届出
2012年 3 月	太陽光発電所の監視システムの保守及び遠隔監視サービスを目的としてインテリジェントソーラーシステム株式会社（現持分法適用関連会社）を設立
2012年10月	顧客企業向けユーティリティ設備のEPC（Engineering：設計、Procurement：調達及びConstruction：施工）強化の観点から、共立エンジニアリング株式会社（現連結子会社）及び有限会社テクノエンジニアリング（吸収合併により消滅）を株式取得により子会社化
2013年 1 月	太陽光発電所の所有・運営・売電を行うことを目的としてNECキャピタルソリューション株式会社との間に、エナジーアンドパートナーズ株式会社（現連結子会社）を設立
2013年 3 月	太陽光発電所の所有・運営・売電を行うことを目的としてプライムソーラー合同会社（現連結子会社）を設立
2013年 6 月	当社グループによる太陽光発電所の所有・運営・売電の第 1 号案件としてTESS徳島阿南ソーラー発電所にて発電を開始
2013年 7 月	バイオマス発電所の所有・運営・売電を目的として三重エネウッド株式会社（現持分法適用関連会社）の株式を取得
2014年 4 月	発電所等の運営管理業務を目的としてテス・アセットマネジメント合同会社（現連結子会社）を設立
2014年 5 月	組織統合の観点から、有限会社テクノエンジニアリングを吸収合併
2014年12月	太陽光発電所の所有・運営・売電を行うことを目的として合同会社T&Mソーラーを営業者とする匿名組合を組成 「品質マネジメントシステムISO9001」「情報セキュリティマネジメントシステムISO27001」を認証取得
2015年 7 月	エネルギーマネジメントサービス強化のため、自社開発によるWEB対応型エネルギーマネジメントシステム「TESS WebView」の販売を開始
2015年10月	太陽光発電所の所有・運営・売電を行うことを目的として合同会社ソーラーエナジー・クリエイトを営業者とする匿名組合を組成
2015年11月	電力全面自由化開始に向けた制度変更のため、電気の小売供給において小売電気事業者に登録
2016年 3 月	太陽光発電所の所有・運営・売電を行うことを目的として合同会社淡路佐野ソーラーパワーを営業者とする匿名組合（現連結子会社）を組成
2017年 9 月	地熱発電所の所有・運営・売電を行うことを目的として霧島万膳地熱エネルギー合同会社（現連結子会社）を設立
2017年10月	太陽光発電所の所有・運営・売電を行うことを目的として合同会社高知室戸ソーラーパワーを営業者とする匿名組合（現連結子会社）を組成

(１ ）ユーティリティ設備：

工場の生産設備の稼働に必要な電気、蒸気、水、圧縮空気、燃料等を供給する設備のことです。

(２ ）コージェネレーションシステム（CGS：Co-Generation System）：

分散型エネルギーリソース（ ３ ）の一つで、発電と同時に発生する熱を冷暖房や生産プロセスに利用する熱電併給システムのことであります。CHP：Combined Heat & Powerと呼称される場合もあります。

(3) エネルギーリソース：

電気や熱等のエネルギーを供給又は貯蔵することができる設備（発電システム、蓄電池システム、ボイラ）等のこととあります。

3【事業の内容】

当社グループは、当社を持株会社として、テス・エンジニアリング株式会社を中核とする連結子会社22社（匿名組合含む）及び持分法適用関連会社4社で構成されております。

当社グループは、持続可能な社会の実現に向けて「Total Energy Saving & Solution」を経営理念として掲げ、「再生可能エネルギーの主力電源化」「省エネルギーの徹底」及び「エネルギーのスマート化」を注力領域として、エネルギープラントやユーティリティ設備のEPC（Engineering：設計、Procurement：調達及びConstruction：施工）を行うエンジニアリング事業及び再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電、オペレーション&メンテナンス（O&M）、電気の小売供給及び資源循環型バイオマス燃料供給を行うエネルギーサプライ事業の2つの事業を展開しております。当社グループは独立系の立場を活かして、産業分野の様々な顧客が抱える環境対策、省エネ対策、エネルギーコスト対策等の課題を解決するための総合的なソリューションを提供しております。

（1）事業内容

当社グループは、都度受注（フロー）型ビジネスである「エンジニアリング事業」及びランニング収益（ストック）型ビジネスである「エネルギーサプライ事業」を展開しており、2つの事業が相互につながりを持ち、顧客に対してエネルギー分野に関するワンストップ・ソリューションを提供しております。

なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。（以下、同じ）

エンジニアリング事業

エンジニアリング事業は、エネルギープラントやユーティリティ設備のEPCを行っており、省エネルギー領域と再生可能エネルギー領域の2つを主たる事業領域としております。

なお、当社グループにおいては、テス・エンジニアリング株式会社がコージェネレーションシステム、太陽光発電システム、蓄電システム及びユーティリティ設備等のEPCを、共立エンジニアリング株式会社がユーティリティ設備のEPCを行っております。

（省エネルギー系設備）

エネルギー消費量の削減やエネルギーコストの削減、環境対策等を求める顧客に対して、工場や事業所の省エネルギー診断を行い、顧客のエネルギーに関する課題やニーズを特定し、コージェネレーションシステム、燃料転換設備（1）及び各種ユーティリティ設備等による省エネルギー設備を提案することによりEPCを受注しております。当社グループにおいては、設立以来、大規模工場から小規模施設まで幅広いEPC実績におけるノウハウの蓄積が当該事業における技術的優位性の源泉となっております。

（再生可能エネルギー系設備）

再生可能エネルギー（太陽光・バイオマス・風力・地熱等）を活用して発電を行う設備であります。再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT制度）（2）及びFIP制度（3）の活用を目的とした発電用途及び産業分野の顧客向けに自家消費発電設備に係るエンジニアリングを提供しております。また、再生可能エネルギー系設備において発電した電力の充放電や電力システムの安定化を目的とした蓄電システムに係るエンジニアリングも提供しております。

（エンジニアリング事業に係る取組形態）

エンジニアリング事業においては、「受託型」及び「開発型」の2つの取組形態により事業を展開しております。

（受託型）

省エネルギー系設備における顧客の省エネ、コスト低減、環境対策等のニーズに応じたエンジニアリング、再生可能エネルギー系設備の一部における、顧客取得のFIT認定（4）を活用した発電施設や自家消費発電設備のエンジニアリング等、顧客からEPCを受託する形態であります。

（開発型）

当社グループが用地取得（又は賃借）、許認可及び権利等の取得、EPC等を主体的に関与し、開発に関する一連のソリューションを顧客に提供する形態であります。

当該取り組みにおいては、特定の顧客に対して開発ソリューションを提供するほか、当社グループが匿名組合やプロジェクトファイナンスの組成等を含む投資スキームを構築した上で複数の顧客に提供する取り組みも行っております。

また、当社グループにて保有する再生可能エネルギー発電所の開発も行っております。

エネルギーサプライ事業

エネルギーサプライ事業は、再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電、オペレーション&メンテナンス（O&M）、電気の小売供給及び資源循環型バイオマス燃料供給を提供するランニング収益（ストック）型のビジネスであります。

当社グループにおいては、テス・エンジニアリング株式会社が再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電、O&M及び電気の小売供給を、テス・アセットマネジメント合同会社がアセットマネジメント業務を、プライムソーラー合同会社をはじめとした発電事業を主体とする各連結子会社が再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電を、PT INTERNATIONAL GREEN ENERGY及びテスロジスティクス合同会社が資源循環型バイオマス燃料供給を行っております。

a) 再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電

当社グループは、太陽光発電所を中心として、FIT制度又はFIP制度を活用した再生可能エネルギー発電所やFIT制度又はFIP制度を活用しないオンサイトPPAモデル（５）による再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電を行っております。

（FIT制度又はFIP制度を活用する再生可能エネルギー発電所）

FIT制度又はFIP制度を活用するものとしては、当社グループにおいて、既存発電所に加えて、大型案件を含む新たな電源開発にも注力するほか、連結グループ外の第三者が保有する稼働中再生可能エネルギー発電所の取得に関する取り組みを行っております。なお、FIP制度を活用する太陽光発電所においては、蓄電池の併設を進める取り組みも行っております。

また、各再生可能エネルギー発電所の運営にあたっては当社グループの知見を活かして、候補地の選定からSPC（特別目的会社）組成、資金調達、EPC、O&M、エネルギーマネジメント及びアセットマネジメントまで当社グループ内にてワンストップで実施しており、収益性の向上につなげております。

当社グループにおける主要な再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電については、SPCを用いたプロジェクトファイナンススキームを導入しております。当社グループでは、SPCを会社法上の合同会社（GK）として設立して、商法上の匿名組合（TK）として営業者である合同会社（GK）に出資を行うGK-TKスキームを主に採用しております。

発電所の開発・所有に際しては、当社グループにおいて、地権者との土地賃借・売買契約、経済産業省や自治体からの許認可取得、一般送配電事業者への接続契約申込等を実施しております。事業主体となるSPCの設立後は、当社グループによる匿名組合出資を行い、SPCが金融機関からプロジェクトファイナンスによる資金調達を行います。

発電所設備については、建設に係るEPC及びO&M業務は、テス・エンジニアリング株式会社が、発電所の管理運営業務はテス・アセットマネジメント合同会社が、それぞれ担っております。売電については、SPCが発電された電気を一般送配電事業者又は小売電気事業者に販売いたします。



2026年6月末時点において当社グループは太陽光発電所を連結子会社12社、バイオマス発電所に関しては連結子会社2社及び持分法適用関連会社1社にて所有・運営・売電を行っております。現在運転中の発電所の概要は以下のとおりであります。

(FIT制度を活用した運転中の太陽光発電所一覧)(2026年6月30日現在)

出資先名称	事業者	当社の議決権割合又は匿名組合出資金の出資割合(%) (注)1	発電所数 (件)	発電容量 (MW) (注)2	固定買取価格 (1kWh当たり) (円)	発電開始時期
テス・エンジニアリング株式会社	同左	100.0	10	10.0	36,40	2013年6月～ 2016年2月
プライムソーラー 合同会社	同左	100.0	5	15.2	40	2014年3月～ 2016年7月
エナジーアンド パートナーズ株式会社	同左	61.0	4	7.1	40	2013年12月～ 2015年10月
合同会社T&Mソーラー	同左	100.0	10	18.3	36	2015年6月～ 2017年3月
合同会社ソーラー エナジー・クリエイト	同左	100.0	4	16.3	36	2017年4月～ 2017年5月
合同会社淡路佐野ソー ラーパワーを営業者と する匿名組合	合同会社淡路佐野ソー ラーパワー	45.0	1	7.5	40	2016年7月
合同会社高知室戸ソー ラーパワーを営業者と する匿名組合	合同会社高知室戸ソー ラーパワー	100.0	1	30.2	36	2019年8月
合同会社千葉香取ソー ラーパワーを営業者と する匿名組合	合同会社千葉香取ソー ラーパワー	100.0	1	14.4	36	2020年1月
プライムソーラー2合 同会社を営業者とする 匿名組合	プライムソーラー2合 同会社	100.0	10	23.1	36	2018年4月～ 2021年1月
合同会社茨城牛久ソー ラーパワーを営業者と する匿名組合	合同会社茨城牛久ソー ラーパワー	100.0	1	29.4	36	2020年6月
プライムソーラー 3合同会社	同左	100.0	10	14.7	24,32,36,40	2013年6月～ 2023年3月
合同会社福岡みやこ ソーラーパワーを営業 者とする匿名組合	合同会社福岡みやこ ソーラーパワー	100.0	2	67.0	36	2021年7月～ 2022年9月

(注)1.「当社の議決権割合又は匿名組合出資金の出資割合」欄には、株式会社及び合同会社については議決権割合、匿名組合については匿名組合出資金の出資割合を記載しております。

2. 発電容量は、モジュールベース(太陽電池モジュール最大出力の和)の設備容量表記であります。

なお、上記以外の出資先においても、太陽光発電所10件、発電容量合計約23.4MWを所有しております。

(FIT制度を活用した運転中のバイオマス発電所一覧)(2026年6月30日現在)

出資先名称	事業者	当社の議決権割合又は匿名組合出資金の出資割合(%) (注)1	発電所数 (件)	発電容量 (MW) (注)2	固定買取価格 (1kWh当たり) (円)	発電開始時期
三重エネウッド株式会社	同左	28.6	1	5.8	(注)3	2014年11月
合同会社熊本錦グリーンパワー	同左	100.0	1	2.0	(注)4	2023年9月
株式会社伊万里グリーンパワー	同左	100.0	1	46.0	(注)5	2025年2月

(注)1.「当社の議決権割合又は匿名組合出資金の出資割合」欄には、株式会社及び合同会社については議決権割合、匿名組合については匿名組合出資金の出資割合を記載しております。

2.発電容量は、発電端出力ベースの設備容量表記であります。

3.間伐材等由来の木質バイオマス32円/kWh、一般木材等24円/kWhであります。

4.未利用材40円/kWh、一般木材等24円/kWh、建設資材廃棄物13円/kWhであります。

5.一般木材等24円/kWhであります。

(FIP制度を活用した運転中の太陽光発電所一覧)(2026年6月30日現在)

出資先名称	事業者	当社の議決権割合又は匿名組合出資金の出資割合(%) (注)1	発電所数 (件)	発電容量 (MW) (注)2	発電開始時期
プライムソーラー3合同会社	同左	100.0	3	2.8	2015年6月～ 2022年1月
テス・エンジニアリング株式会社	同左	100.0	2	3.7	2024年3月～ 2025年2月
合同会社T&Mソーラー	同左	100.0	3	5.9	2016年11月～ 2018年5月

(注)1.「当社の議決権割合又は匿名組合出資金の出資割合」欄には、株式会社及び合同会社については議決権割合、匿名組合については匿名組合出資金の出資割合を記載しております。

2.発電容量は、モジュールベース(太陽電池モジュール最大出力の和)の設備容量表記であります。

(FIT制度又はFIP制度を活用しないオンサイトPPAモデルによる再生可能エネルギー発電所)

FIT制度又はFIP制度を活用しないものとしては、停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電所によるオンサイトPPAモデルを活用した電力供給サービスを行っております。2026年6月末時点において、当社グループは供給先60件(発電容量合計約70.0MW)の電力供給サービスを行っております。オンサイトPPAモデルによる再生可能エネルギー電気の供給先の概要は以下のとおりであります。

(オンサイトPPAモデルによる再生可能エネルギー電気の供給先一覧)(2026年6月30日現在)

出資先名称	事業者	当社の議決権割合又は匿名組合出資金の出資割合(%) (注)1	供給件数 (件)	発電容量 (MW) (注)2	供給開始時期
テス・エンジニアリング株式会社	同左	100.0	60	70.0	2021年3月～ 2026年6月

(注)1.「当社の議決権割合又は匿名組合出資金の出資割合」欄には、株式会社及び合同会社については議決権割合、匿名組合については匿名組合出資金の出資割合を記載しております。

2.発電容量は、モジュールベース(太陽電池モジュール最大出力の和)の設備容量表記であります。

b) オペレーション&メンテナンス (O&M)

当社グループが納入したコージェネレーションシステム及び再生可能エネルギー系設備のオペレーションとメンテナンスを行うサービスです。当該サービスは、当社グループが顧客に導入した設備の長期安定稼働をはじめとする最適利用に貢献すると共に、設備の運用における顧客のアウトソーシング需要に応えるものであります。また、当該サービスには、エネルギーマネジメントサービスとして、顧客の省エネルギー計画の立案、実施、実績報告、改善提案を行うエネルギー管理支援サービス及び顧客に導入した設備に対する24時間遠隔監視サービスが含まれます。

2026年6月末時点において、オペレーション&メンテナンス (O&M) の提供数は1,050件 (その内、エネルギー管理支援サービスの提供数5件、24時間遠隔監視サービスの提供数596件) (i) となっております。また、2026年6月期のオペレーション&メンテナンス (O&M)、エネルギー管理支援サービス及び24時間遠隔監視サービスの継続率は94% (ii) となっております。

(i) 当該件数は、連結子会社であるテス・エンジニアリング株式会社の件数 (2026年6月末時点での顧客数) であります。

(ii) 継続率は、連結子会社であるテス・エンジニアリング株式会社において、2025年6月期にオペレーション&メンテナンス (O&M)、エネルギー管理支援サービス及び24時間遠隔監視サービスの提供実績がある顧客のうち、2026年6月期も継続して提供実績があった顧客の割合であります。

c) 電気の小売供給

当社の連結子会社であるテス・エンジニアリング株式会社が2010年2月より特定規模電気事業者 (現小売電気事業者) として電気の小売供給を開始し、本書提出日現在で北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国及び九州の9電力エリアにて製造業、病院、商業施設等の法人顧客向けに電気の供給を行っております。

また、デマンドレスポンス (DR) (6) 技術やバーチャルパワープラント (VPP) (7) 技術を用いて、需要側が所有する分散型エネルギーリソースを取りまとめし、調整力として供給するERAB (8) サービスのほか、コージェネレーションシステム等を運用する顧客に対して燃料供給サービスを行っております。

d) 資源循環型バイオマス燃料供給

日本国内のバイオマス発電所に向けたPKS (9) 燃料販売事業を行っております。

(1) 燃料転換設備 :

工場の熱源として利用する燃料を石油から天然ガスへ転換するための設備のことであります。

(2) 固定価格買取制度 (FIT制度) :

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づき、太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーで発電した電力を、電気事業者が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度であります。

(3) FIP制度 :

再生可能エネルギー発電事業者が発電した電気を卸電力取引市場や相対取引で売電をした場合に、基準価格 (FIP価格) と市場価格の差額をプレミアム額として交付する制度のことであります。

(4) FIT認定 :

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に規定される、経済産業大臣による再生可能エネルギー発電事業計画の認定のことであります。

(5) オンサイトPPAモデル :

当社グループが発電事業者として、自家消費型太陽光発電所等の所有・維持管理等を行い、当該発電所等から発電された電力を需要家に供給する契約方式のことであります。

(6) デマンドレスポンス (DR) :

需要家側エネルギーリソース (10) の保有者若しくは第三者が、そのエネルギーリソースを制御することで、電力需要パターンを変化させることであります。

(7) バーチャルパワープラント (VPP) :

IoT技術を活用して分散型エネルギーリソースを遠隔から統合制御し、1つの発電所のように機能させることによって、電力の需給バランスを調整することです。

(8) ERAB (Energy Resource Aggregation Businesses) :

DRやVPPを用いて、一般送配電事業者、小売電気事業者、需要家、再生可能エネルギー発電事業者といった取引先に対し、調整力、インバランス (11) 回避、電力料金削減、出力制御回避等の各種サービスを提供することです。

(9) PKS :

Palm Kernel Shellの略称で、パーム椰子の種からパーム油を搾油した後に残った椰子殻のことであります。

(10) 需要家側エネルギーリソース :

需要家の受電点以下（behind the meter）に接続されているエネルギーリソース（発電設備、蓄電設備、需要設備）を総称するものであります。

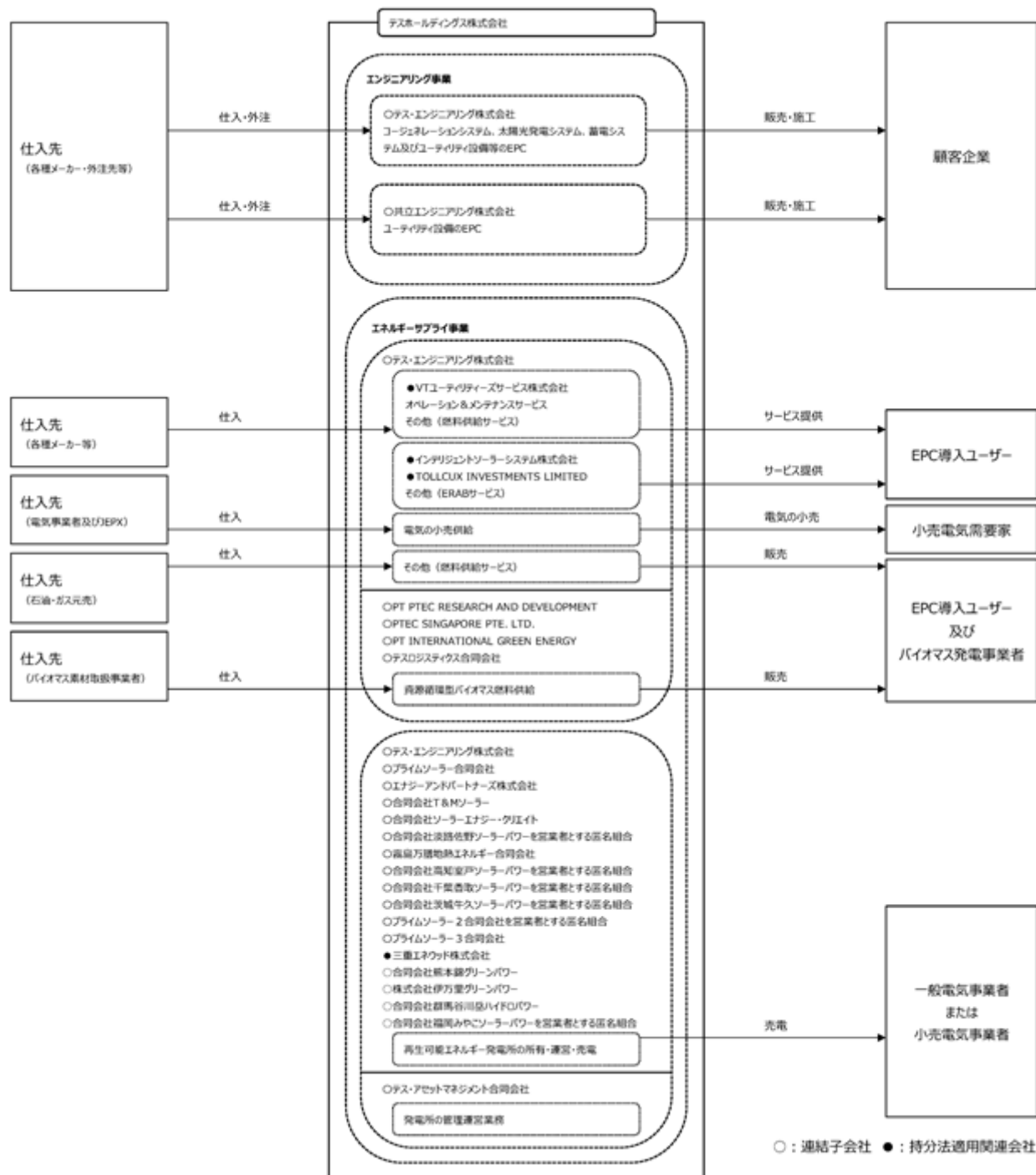
（ 11 ）インバランス：

電気の小売供給において小売電気事業者が事前に策定した需要調達計画と実績の差分のことです。

（ 2 ）事業系統図

当社グループは、グループ全体の経営管理を行う当社に加え、連結子会社22社、持分法適用関連会社 4 社により構成されており、上述の事業内容と関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は以下のとおりであります。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第 2 項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。



4【関係会社の状況】

2026年6月30日現在

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円) (注)1	主要な事業の 内容	当社の議決 権割合 又は匿名組 合出資金の 出資割合 (%) (注)2	関係内容
(連結子会社)					
テス・エンジニアリング 株式会社 (注)3、4	大阪市淀川区	100	EPC事業・再生 可能エネルギー 発電事業・運営 事業	100.0	役員の兼任 経営指導料の受取 配当金の受取 利息の受取 資金の貸付 資金の回収 諸経費の立替 家賃の支払 保証債務 被保証債務 担保の受入
共立エンジニアリング株 式会社	神戸市中央区	20	工場向けユー ティリティ設備 の新設・リ ニューアル工事	100.0 (100.0)	
プライムソーラー合同会 社	大阪市淀川区	50	太陽光発電事業	100.0 (100.0)	
テス・アセットマネジメ ント合同会社	大阪市淀川区	1	再生可能エネル ギー運営事業	100.0 (100.0)	
エナジーアンドパート ナーズ株式会社	東京都中央区	120	太陽光発電事業	61.0 (61.0)	
合同会社T&Mソーラー	大阪市淀川区	0	太陽光発電事業	100.0 (100.0)	
合同会社ソーラーエナ ジー・クリエイト	大阪市淀川区	0	太陽光発電事業	100.0 (100.0)	
合同会社淡路佐野ソー ラーパワーを営業者とす る匿名組合 (注)6	東京都千代田区	300	太陽光発電事業	45.0 (45.0)	
霧島万膳地熱エネルギー 合同会社	大阪市淀川区	1	地熱発電事業	100.0 (100.0)	

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円) (注) 1	主要な事業の 内容	当社の議決 権割合 又は匿名組 合出資金の 出資割合 (%) (注) 2	関係内容
合同会社高知室戸ソー ラーパワーを営業者とす る匿名組合 (注) 3	東京都千代田区	900	太陽光発電事業	100.0 (100.0)	
合同会社千葉香取ソー ラーパワーを営業者とす る匿名組合 (注) 7	東京都千代田区	490	太陽光発電事業	100.0 (100.0)	保証債務
PT PTEC RESEARCH AND DEVELOPMENT (注) 3	インドネシア 北スマトラ州	千米ドル 22,035	バイオマス燃料 の研究・開発	100.0 (99.0)	
合同会社茨城牛久ソー ラーパワーを営業者とす る匿名組合 (注) 3、7	東京都千代田区	1,100	太陽光発電事業	100.0 (100.0)	保証債務
プライムソーラー 2 合同 会社を営業者とする匿名 組合 (注) 3	東京都千代田区	1,013	太陽光発電事業	100.0 (100.0)	
PTEC SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール	千シンガ ポールドル 1	バイオマス燃料 の仕入・卸売販 売	100.0 (100.0)	
PT INTERNATIONAL GREEN ENERGY	インドネシア ジャカルタ首都特 別州	百万イン ドネシア ルピア 31,656	バイオマス燃料 の輸出販売	99.0 (99.0)	
プライムソーラー 3 合同 会社	大阪市淀川区	50	太陽光発電事業	100.0 (100.0)	
合同会社熊本錦グリーン パワー	大阪市淀川区	1	バイオマス発電 事業	100.0 (100.0)	経営指導料の受取

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円) (注) 1	主要な事業の 内容	当社の議決 権割合 又は匿名組 合出資金の 出資割合 (%) (注) 2	関係内容
株式会社伊万里グリーン パワー (注) 3、5	佐賀県伊万里市	100	バイオマス発電 事業	100.0 (100.0)	経営指導料の受取 利息の受取 資金の貸付 資金の回収 諸経費の立替 外国為替予約取引 保証債務 担保の受入
合同会社群馬谷川岳ハイ ドロパワー	大阪市淀川区	0	水力発電事業	80.0 (80.0)	
合同会社福岡みやこソー ラーパワーを営業者とす る匿名組合 (注) 3	東京都千代田区	3,140	太陽光発電事業	100.0 (100.0)	配当金の受取
テスロジスティクス合同 会社	大阪市淀川区	5	バイオマス燃料 に関する貿易・ 売買・輸送	100.0 (100.0)	経営指導料の受取
(持分法適用関連会社) インテリジェントソー ラーシステム株式会社	大阪市中央区	15	太陽光発電監視 システムの保守	40.0 (40.0)	
三重エネウッド株式会社	三重県松阪市	80	バイオマス発電 事業	28.6 (28.6)	
VTユーティリティーズ サービス株式会社 (注) 8	東京都港区	30	水、廃棄物、エ ネルギー分野に おけるユーティ リティマネジメ ントサービス事 業	49.0 (49.0)	
TOLLCUX INVESTMENTS LIMITED	イギリス ロンドン	百万ポンド 14	英国系統用蓄電 事業	20.0 (20.0)	

(注) 1. 「資本金又は出資金」欄には、株式会社及び合同会社については資本金の金額、匿名組合については匿名組合出資金の総額を記載しております。

2. 「当社の議決権割合又は匿名組合出資金の出資割合」欄には、株式会社及び合同会社については議決権割合、匿名組合については匿名組合出資金の出資割合を記載しております。また、()内は、間接保有割合又は間接出資割合を内数で示しております。

3. 特定子会社に該当しております。

4. テス・エンジニアリング株式会社は、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	32,663百万円
	経常利益	2,306百万円
	当期純利益	1,568百万円
	純資産額	17,119百万円
	総資産額	84,402百万円

5. 株式会社伊万里グリーンパワーは、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	7,620百万円
	経常利益	25百万円
	当期純損失	205百万円
	純資産額	13,969百万円
	総資産額	52,189百万円

6. 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。
7. 保証債務については、同匿名組合の営業者である合同会社に対するものであります。
8. 当社の持分法適用関連会社であるVTユーティリティーズサービス株式会社は、2026年3月31日開催の同社定時株主総会において解散を決議し、現在清算手続き中であります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは第一次オイルショックの時代背景のもと、省エネルギー系設備のエンジニアリング企業として1973年に創業いたしました。「省エネルギー事業で世の中の役に立ちたい」という創業のポリシーを引き継ぎ、以下の企業理念等を掲げております。

企業理念

顧客重視・顧客満足

- ・すべてのお客さま・ビジネスパートナー・株主・投資家・地域社会・グループの全役職員やその家族等、あらゆるステークホルダーを顧客とします。
- ・トップマネジメントが主導して、顧客に正面から向きあい、甘えず、着実に、誠実な経営をお約束します。
- ・ESG（ 1 ）とコンプライアンスを経営の根幹に置くことで、SDGs（ 2 ）の実現に貢献し、持続可能な成長による企業価値向上を目指します。

経営理念

Total Energy Saving & Solution

複雑化する顧客のエネルギーに対する課題やニーズに対して、画一的な製品サービスでは、企業理念である「顧客重視・顧客満足」を達成することはできません。

社名の由来であるTotal Energy Saving & Solutionの実現に向け、総合的なエネルギーソリューション（ 3 ）の提供をグループ全体で推進いたします。

経営ビジョン

脱炭素のリーディングカンパニー 顧客のTotal Energy Saving & Solutionを実現する会社

脱炭素のリーディングカンパニーであるために

- ・省エネ・再エネ分野の豊富な実績、開発・施工から運用・保守までワンストップの対応力、幅広いネットワークを活かした提案力で顧客に選ばれ続ける
- ・安定した収益基盤のもと、チャレンジを恐れず、持続的に成長・進化し続ける
- ・脱炭素、資源循環等の環境・エネルギー分野において幅広い社会課題の解決に取り組み続ける
- ・誰にとっても働きやすく、誰もが働きがいを感じ続けられる

ESG方針

TESSグループは、ESGとコンプライアンスを経営の根幹に位置付け、世界的なエネルギー脱炭素化に貢献し、SDGsの実現を目指します。

- ・環境（E）：顧客と地域社会に向けたTotal Energy Saving & Solutionの実現を目指します。
- ・社会（S）：事業の成長を支える人材の育成と社会基盤の形成を行います。
- ・ガバナンス（G）：公正かつ透明性の高い経営を実施します。

パーパス（存在意義）

**Total Energy Saving & Solutionの実現により、
世界的なエネルギーの脱炭素化に貢献する**

(2) 経営環境

(全般)

当社グループが事業を行うエネルギー業界では、国連による持続可能な開発目標（SDGs）の提唱やパリ協定（ 4 ）の契約を契機に世界的な潮流としてエネルギーの脱炭素化に向けた取り組みが活発になっております。

日本においても、2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画（ 5 ）では、2050年カーボンニュートラルの実現と、2040年度の新たな温室効果ガス排出削減目標（2013年度比73%削減）に向けたエネルギー政策の道筋が示されました。引き続き徹底した省エネルギーの更なる追求が求められると共に、2040年には国内電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を40～50%程度（2024年度は23.1%）にする目標が掲げられております。同時にGX2040ビジョン（ 6 ）及び地球温暖化対策計画（ 7 ）が閣議決定され、エネルギー基本計画と一体的にエネルギー安定供給確保、経済成長及び脱炭素を同時実現するための長期戦略が示されました。2026年度からは、2025年5月に改正された脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）に基づき、二酸化炭素の直接排出量が多い事業者を対象とする排出量取引制度（GX-ETS）が本格稼働し、我が国における脱炭素化に向けた取り組みは一層加速しております。

また、令和6年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書2025）では、日本の今後の電力需要の想定として、データセンターや半導体工場の新設等により、産業部門の電力需要は大幅な増加が指摘されているほか、世界各国の共通課題とされている「エネルギーセキュリティの確保」の観点から、日本においてもカーボンニュートラルと両立させることのできる新規投資の促進、技術開発の推進及び制度設計等に取り組んでいく必要があるとされております。また、世界全体の温室効果ガスの排出削減に向けては、「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）」の枠組みの下、日本が有する脱炭素技術やファイナンス等を通じて、今後も経済成長に伴うエネルギー需要の増加が見込まれるASEAN等のアジアにおけるGXの実現に貢献していくための様々な取り組みが進められております。

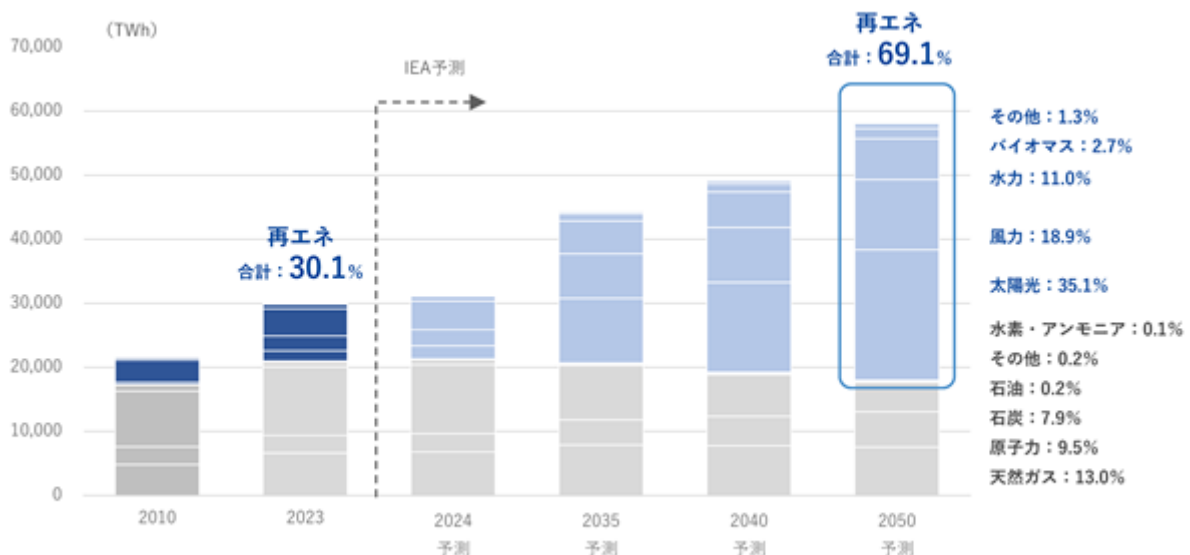
このような状況を踏まえ、当社グループでは、脱炭素社会の実現に向け、今後も当社グループの事業領域において需要家の省エネルギー設備への積極的な投資や再生可能エネルギーの利用の増加及びエネルギー・環境関連分野へのスマート化の推進等の取り組みの機会が増加していくほか、アジアをはじめとする海外でも脱炭素に向けた取り組みの重要性が更に増していくものと考えております。

(再生可能エネルギー)

全般

国際エネルギー機関（ 8 ）が2025年11月に公表した「World Energy Outlook 2025」では、世界の電源構成に占める再生可能エネルギーの割合が2050年に69.1%（2023年は30.1%）に増加することが予測されております。

世界電源構成の見通し

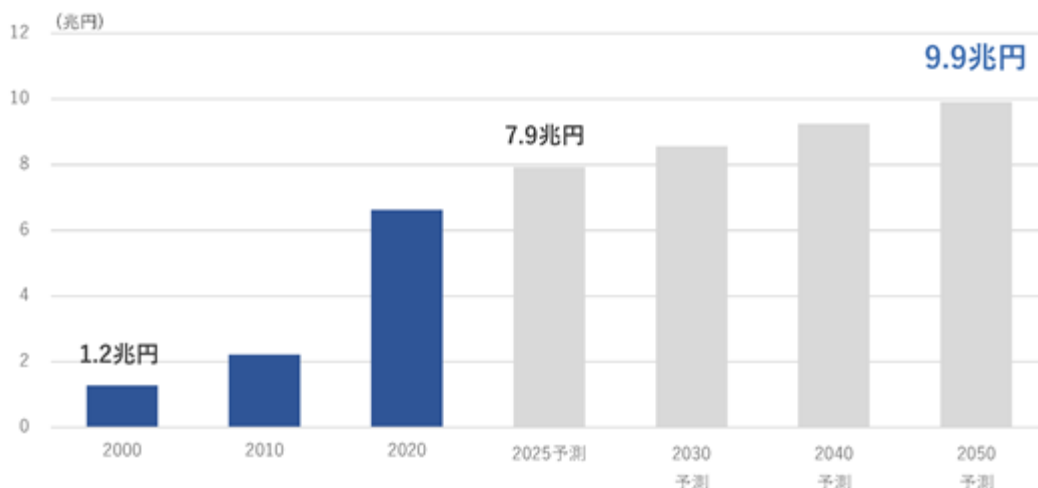


出所：国際エネルギー機関（IEA）「World Energy Outlook 2025」より当社作成

また、環境省が2026年6月に公表した「令和7年度環境産業の市場規模推計等委託業務 環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書」では、国内クリーンエネルギー利用分野（再生可能エネルギー発電システム、再生可能エネルギー売電、再生可能エネルギー設備管理、エネルギー貯蔵設備）の市場規模見通しは、2025年から2050年にかけて約1.3倍の9.9兆円（2025年は7.9兆円）に拡大することが予測されております。

クリーンエネルギー利用 市場規模見通し

再エネ発電システム、再エネ売電、再エネ設備管理、エネルギー貯蔵設備の合計市場規模



出所：環境省「令和7年度環境産業の市場規模推計等委託業務 環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書」（2026.3）より当社作成

太陽光

日本政府は、第7次エネルギー基本計画において、国内電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を2040年までに40～50%程度（2024年度は23.1%）にする目標を立てていることから、当社グループでは再生可能エネルギー発電所の設置が今後も増加していくと考えております。一方、日本国内において再生可能エネルギー発電の普及に寄与したFIT制度は、再生可能エネルギー発電促進賦課金に対する電気使用者の費用負担軽減の観点から、新たに取得するFIT認定において固定買取価格が制度開始時と比べて低下、又は買取価格の決定方法が入札となることやFIP制度への移行等、見直しが行われております。そのため、当社グループでは、特に太陽光発電については、FIT制度から自立可能な電源の構築に向けて、更なる自家消費用途への利用や既存のFIT制度を活用した太陽光発電所のFIP制度への転換が進むものと考えております。自家消費用途への利用については、2026年度から省エネ法に基づき、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者（特定事業者）に対して、工場・倉庫等の屋根への太陽光発電設備の導入目標の策定が求められる等、自家消費型太陽光発電の導入を後押しする制度も整備されており、導入拡大に向けた取り組みが進められております。

バイオマス

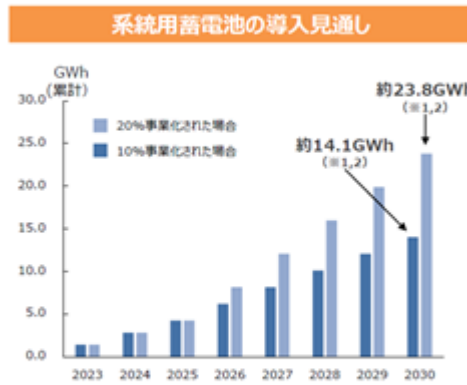
上述のとおり、日本政府は国内電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を2040年までに40～50%程度にする目標を立てており、バイオマス発電もこの一翼を担っているものの、主に輸入燃料を活用する大規模バイオマスについては、国際市場の需給や円安等の影響を強く受ける性質を踏まえ、新規の案件形成が大きく進むことは考えにくいとされ、2026年度以降は一般木質等（10,000kW以上）及び液体燃料（全規模）のバイオマス発電については、FIT制度及びFIP制度における新規支援の対象外とされる等、新規開発は限定的な状況にあります。一方、世界的に脱炭素社会の実現に向けた取り組みが進む中、石炭火力発電の脱炭素化が求められており、石炭火力発電における混焼や燃料転換用途として、バイオマス燃料に対する需要は一定程度存在すると考えております。また、従来の木質系バイオマス燃料には、資源の持続可能性等の課題があることから、今後は農作物残渣等を活用した資源循環型燃料のニーズが高まってくると考えております。

定置用蓄電池

日本においては、FIT制度等を背景として再生可能エネルギーの導入拡大が進んできた一方、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーによる発電量は変動するため、電力需要との需給バランスを調整する調整力（瞬時的な変動、時間、日、週、季節的な需要と供給の変動に、確実かつコスト効率よく対応する電力システムの能力のこと。）の必要性が謳われております。調整力の確保のためには、電力系統に直接接続する系統用蓄電池に加え、需要家側に設置される家庭用蓄電池、業務・産業用蓄電池が必要とされており、太陽光発電設備との併用による自家消費や、電力需要の最適化への活用等、需要家側から電力の需給バランスを改善する取り組みが広がっております。

2023年11月に開催された第3回GX実現に向けた専門家ワーキンググループでは、系統用蓄電池の導入見通しについては、2030年に累計14.1～23.8GWh程度、家庭用、業務・産業用蓄電池の導入見通しについては、2030年に累計約24.2GWhになるとされており、このような導入見通しの拡大に伴って、当社グループにおいても系統用蓄電池や需要家側における業務・産業用蓄電池に対する取り組み機会が増加していくものと考えております。

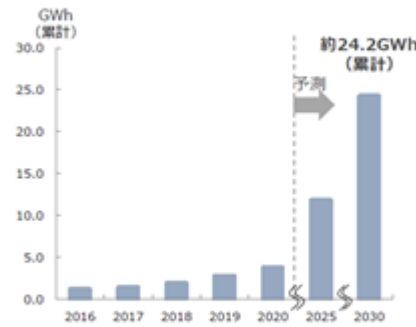
定置用蓄電池の導入見通し



(※1)2023年5月末時点における系統用蓄電池の「接続検討申込」の回数に対して「契約申込」に移行した案件数の割合が約10%。今後、蓄電池コストの削減などにより事業化される確度が上がり、太陽光や風力並み（電力広域的運営推進機関「発電設備等系統アクセス業務に係る情報の開示等」2022年度の受付・回答情報）となった場合、20%程度となると想定し、両ケースで「接続検討申込」から「契約申込」に移行する案件数を想定。
(※2)「契約申込」から「実際に稼働」に移行する案件数については、第6次エネルギー基本計画に陸上風力発電の導入見込みで想定した既設定率稼働率の稼働比率を参照。陸上風力の認定取崩においては接続契約の締結が必要であり、このうち「実際に稼働」する案件については累計の平均値を70%（陸上風力の場合）を稼働率と想定されており、本見通しの想定においても70%程度が「契約申込」から「実際に稼働」すると想定。

出所：内閣府GX実行推進室「分野別投資戦略について③（蓄電池・自動車、SAF・航空機、船舶、資源循環）」（2023.11.8）より当社作成

家庭用、業務・産業用蓄電池の導入見通し



（省エネルギー）

1979年に制定された「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」では、エネルギーの使用が多い事業者に対し、毎年度、省エネルギー対策の取組状況やエネルギー消費効率の改善状況を政府に報告することを義務付ける等、省エネルギーの取り組みを促す枠組みが構築されております。2023年4月からは省エネ法において、非化石エネルギーも含めた全てのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を求めると共に、電気の需要の最適化が求められるようになりました。また、第7次エネルギー基本計画でも、引き続き徹底した省エネルギーの更なる追求が求められております。そのため、我が国においては、個社単位の省エネルギー強化の取り組みに加えて、複数事業者が連携することで更なる省エネルギーの取り組みやユーティリティ設備と需要設備を最適制御するエネルギーマネジメントシステムの導入が進むものと当社グループでは考えております。

（エネルギーの分散化）

近年、大規模な自然災害発生による大規模・集中型エネルギー供給の脆弱性が顕在化し、コージェネレーションシステム、自家発電設備や蓄電池が、企業の工場や事業所のレジリエンス対策（9）を目的に導入されております。また、日本国内においては、地域に再生可能エネルギー発電設備が増加することによって、エネルギーリソースの分散化がより進む傾向にあります。そのため、当社グループでは、各企業や地域に分散設置されたエネルギーリソースからエネルギー供給を行うことで、非常時の電源確保及びエネルギー供給リスクの分散化、需要地での地産地消によって送電ロスの削減等の課題解決につながるものと考えております。

（電力取引市場）

我が国の電力取引市場では、電力量（kWh）を取引する「卸電力市場」（2005年4月取引開始）、環境価値を取引する「非化石価値取引市場」（2018年5月取引開始）、将来の供給力（容量）を取引する「容量市場」（2020年7月取引開始）、調整力（周波数調整や予備力）を取引する「需給調整市場」（2021年4月取引開始）の4つが開設されております。当社グループでは、これらの4つの市場のうち、2020年以降新たに開設された容量市場及び需給調整市場を活用することで顧客への総合的なエネルギーソリューションの提供機会が拡大していくと考えております。

容量市場においては、分散型エネルギーリソース（コージェネレーションシステム、自家発電設備、燃料電池、蓄電池及び再生可能エネルギー発電システム等）が供給力として利用可能となることや、2024年1月には容量市場の一部として脱炭素電源による供給力確保を目的に、長期的な投資回収の予見可能性を付与する制度として「長期脱炭素電源オークション」が新たに開始されました。当社グループでは、将来の供給力確保を見据えて、分散型エネルギーリソースの新規設置需要やリプレイス需要が見込まれるものと考えております。

また、需給調整市場においては、分散型エネルギーリソースが調整力として利用可能となるため、当社グループでは、分散型エネルギーリソースの付加価値が高まると共に、これらの分散型エネルギーリソースを調整力として取りまとめるERABサービスが活発化してくるものと考えております。

（アウトソーシング需要への対応）

当社グループでは、近年、労働力不足や人材不足、働き方改革推進による生産性向上や業務効率化、業務の高度化を背景に、非中核事業を外部に委託するアウトソーシング需要が高まるものと考えております。そのため、当社グループの事業領域においてもインフラの供給、ユーティリティ設備の第三者所有、O&Mの外部委託等について同様の顧客ニーズがあると考えております。

（3）経営戦略

当社グループは、2024年8月14日に「TX2030 TESS Transformation 2030 / TESSグループ 中期経営計画（2025-2030）」（以下、中期経営計画（2025-2030）という。）を発表いたしました。2030年6月期を目標として、注力事業分野に対する成長投資及び経営リソースの集中を行うことで高収益化の実現を目指していくと共に、以下の方針を重視していくことにより企業価値の向上を目指してまいります。

< 企業価値の向上に向けた方針 >

- ・ ROE/ROIC重視経営
- ・ 成長投資と株主還元
- ・ ESG経営の推進

< 注力事業分野 >

- ・ 系統用蓄電所の開発
- ・ FIT太陽光のFIP転 + 蓄電池併設
- ・ 資源循環型バイオマス燃料事業
- ・ 省エネ・再エネソリューション（太陽光・CGS等既存分野）

（４）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「中期経営計画（2025-2030）」では、経営指標として以下を掲げております。

	2027年6月期計画	2030年6月期計画
売上総利益（注）1	110億円 （策定時：132億円）	187億円 （策定時：215億円）
営業利益	64億円	134億円
ROE	5.8%	11.7%
ROIC	3.0%	5.7%
自社FIP転再エネ容量（注）2	75MW	113MW
累積施工容量（系統用蓄電所） （注）3	100MW	700MW
累積施工容量（系統用以外蓄電所） （注）3	120MW	150MW
バイオマス燃料供給量	35万t/年	50万t/年
再エネ発電容量（注）4	380MW	470MW

（注）1．中期経営計画策定時の想定とその後の会計処理の違いにより、一部の売上原価と販管費を組み替えた結果、変動が生じております。

2．FIT制度を活用した自社再生可能エネルギー発電所をFIP制度に移行した後、蓄電池の併設が完了した発電所の発電容量であります。

3．累積施工容量は、連結グループ外向けであります。

4．再エネ発電容量は、当社の連結子会社の保有分であります。

（５）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

国内外でエネルギーの脱炭素化に向けた取り組みが加速する中、当社グループとしては、顧客の高まる脱炭素ニーズやエネルギー分野の多様化するニーズに対応するため、総合的なエネルギーソリューションの更なる強化・拡大が重要であると認識しております。また、この認識に加えて、昨今の当社グループを取り巻く経営環境の変化を踏まえた上での対処すべき課題に対して、当社グループでは「中期経営計画（2025-2030）」に掲げる取り組みを含め、以下の項目に取り組んでまいります。

a. 再生可能エネルギー分野への取り組み
(太陽光発電への取り組み)

自家消費用途の太陽光発電システムに対する取り組み

当社グループでは、更なる導入拡大が求められていることを踏まえ、自家消費用途の太陽光発電システムへの取り組みを進めております。当連結会計年度末現在においては、自家消費型太陽光発電システムによるオンサイトPPAモデルを活用した電力供給サービスを供給先60件(発電容量合計約70.0MW)に対して提供しております。自家消費型オンサイトPPAモデルは、需要家の再生可能エネルギー電気の利用に際して、太陽光発電システム導入に関わる初期投資が不要であるほか、停電時にも太陽光発電システムから必要な電力を供給することができるため、需要家の脱炭素ニーズとBCP対策の両方に貢献することができるサービスとなっております。

自家消費用途の太陽光発電システムの導入にあたっては、オンサイトPPAモデルのほか、顧客が設備を買い取る形でのEPC提案も可能であり、当社グループでは、顧客のニーズに合わせた提案を行っていくことで導入数の拡大を図っていく方針としております。また、当社グループが電気の小売供給を通して培った需給管理に関する知見を活用しながら、余剰電力の有効活用にも取り組んでまいります。

更に、当社グループでは、太陽光発電システムを設置いただいた顧客企業に対して更なる脱炭素ソリューション提案に繋げる取り組みも進めております。

FIT制度を活用した太陽光発電所に対する取り組み

日本国内において再生可能エネルギー発電の普及に寄与したFIT制度は、再生可能エネルギー発電促進賦課金に対する電気使用者の費用負担軽減の観点から、新たに取得するFIT認定において固定買取価格が制度開始時と比べて低下、又は買取価格の決定方法が入札となることやFIP制度への移行等、見直しが行われております。また、再生可能エネルギーの導入拡大に伴って、電力の需給量を調整するために一般送配電事業者から要求される出力制御が九州エリアをはじめとする日本全国に拡大しております。

当社グループでは、これらの状況を踏まえ、特に出力制御の増加が見込まれる九州エリアにおいてFIT制度を活用した自社太陽光発電所について、蓄電池を併設したFIP制度への転換を図ることによって、出力制御の影響を抑えつつプレミアム交付による売電収入の向上に取り組んでまいります。また、今後は、自社太陽光発電所における取り組みを通して培った知見をもとに、顧客のFIT制度を活用した太陽光発電所に対しても蓄電池を併設したFIP制度への転換を提案していくことによって、蓄電池によるEPCを拡大していくことに加え、当社グループが持つ需給管理に関する知見を活用しながらFIP制度への転換後における発電量予測や蓄電池の充放電の運用管理まで一貫して受託することで、ストックビジネスの獲得にも繋げていく方針としております。

(バイオマス発電への取り組み)

当社グループでは、ストックビジネスの充実による安定した経営基盤を構築するための一環として、太陽光発電所以外の再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電に向けた取り組みも行っております。2014年11月からは持分法適用関連会社である三重エネウッド株式会社にて近隣地域で流通する木質チップを燃料とするバイオマス発電を行っており、2023年9月からは熊本県球磨郡錦町において連結子会社の合同会社熊本錦グリーンパワーにて地域の木質資源を活用する木質バイオマス発電所の発電事業を開始いたしました。また、2025年4月からは佐賀県伊万里市において連結子会社の株式会社伊万里グリーンパワーにてPKS等のバイオマス燃料を活用する大型バイオマス発電所の発電事業を開始いたしました。

(バイオマス資源の有効利用への取り組み)

当社グループでは、バイオマス資源の有効利用に加えて、今後見込まれるバイオマスエネルギー市場の成長を背景に、バイオマス燃料の安定供給を目的として、2018年10月にインドネシアに設立した連結子会社のPT PTEC RESEARCH AND DEVELOPMENTにおいて、パーム産業における残渣物であるEFB等を活用したバイオマス燃料の低コストかつ安定的な大量生産に向けた製造に関する研究開発を開始いたしました。2026年7月には、インドネシア 北スマトラ州 セイマンケイ工業団地においてEFBペレット製造の実証を行う工場が完工し、実証を通じて大規模商業化の実現を目指してまいります。

また、同じくインドネシアにて2020年3月に連結子会社化したPT INTERNATIONAL GREEN ENERGYでは、日本国内のバイオマス発電所に向けたPKS燃料販売事業を展開しております。今後もインドネシアにおけるバイオマス資源の安定調達先の確保に取り組むと共に、連結子会社の株式会社伊万里グリーンパワーの大型バイオマス発電所に加え、日本国内のバイオマス発電事業者や燃料商社等の顧客に向けた供給の拡大を目指してまいります。

(系統用蓄電所に関する取り組み)

当社グループでは、今後、定置用蓄電池の導入拡大が見込まれていることや、容量市場の一部として2024年1月に「長期脱炭素電源オークション」が開始されたことを踏まえ、系統用蓄電所の開発を進めております。系統用蓄電所の開発にあたっては、当社グループがこれまでFIT制度を活用した太陽光発電所の開発を通して培ってきた知見等を活かすことで、開発パイプラインの拡大を目指してまいります。

「長期脱炭素電源オークション（応札年度：2023年度）」では、静岡菊川蓄電所を落札し、当該開発プロセスを通して、より実践的な系統用蓄電所の開発、EPC及び運用管理等に関する知見の蓄積に取り組んでおります。

また、複数の電力市場（マーチャント）の活用を前提とした開発型EPC及び顧客からの引き合いによる受託型EPCに注力しており、系統用蓄電所に関する取り組みの拡大を進めております。

b. 省エネルギー分野への取り組み

（省エネルギー分野における事業領域の拡大）

当社グループは、エネルギー消費量の削減やエネルギーコストの削減を求める顧客に対して、工場や事業所の省エネルギー診断を行い、コージェネレーションシステムや燃料転換設備、各種ユーティリティ設備等の省エネルギー設備を導入し、当社グループがO&M、監視及び制御を行うことによって、顧客にとって最適な設備利用及びエネルギー利用を可能とするワンストップ・ソリューションを提供しております。

徹底した省エネルギーの更なる追求が求められる中、当社グループでは、これまで培ってきた技術力や知見等を活用しながら、顧客に対して更なる省エネルギーの提案を行っていくと共に、事業領域の拡大や高まるアウトソーシング需要にも応えてまいります。

c. エネルギーのスマート化に対する取り組み

（分散型エネルギーリソースの有効活用）

当社グループが取り組むエネルギーのスマート化とは、ICTやIoT技術を活用し、多種多様なエネルギーリソースと需要設備をコントロールし、効率的なエネルギー利用により省エネルギーを促進することをいいます。その一環として、当社グループは、自社開発のエネルギーマネジメントシステムである「TESS WebView」を顧客に導入し、エネルギー最適制御を行うためのプラットフォームを構築しております。また、「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」及び「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」に係るエネマネ事業者（10）として顧客に向けたエネルギー管理支援サービスを提供しております。

また、当社グループでは、コージェネレーションシステムや自家発電設備、太陽光発電システム、蓄電システム等を通して獲得した顧客基盤を活用しながら、需要家が所有する分散型エネルギーリソースを有効活用し、更に価値を向上させていくことを目的に、当社グループがアグリゲーションコーディネーター（11）として供給力を取りまとめ、需給調整市場や容量市場での活用を行ってまいります。

（電力品質確保への対応）

再生可能エネルギー発電設備の普及と共に、電力の需給量を調整するために一般送配電事業者から要求される出力制御に対し、オンライン化を進め、自動で制御量を最適化することによって、効率的で最適なエネルギー利用を目指しております。

d. 事業拡大のための取り組み

（技術基盤の拡大）

当社グループは、電気、冷熱、温熱、IT・通信、総合技術が求められるコージェネレーションシステムのEPCを通して技術基盤を確立し、太陽光発電、バイオマス発電、風力発電、燃料転換、省エネルギー等のエネルギーソリューションを展開してまいりました。

また、高まる脱炭素ニーズに対応するため、蓄電池をはじめとする新しいエネルギー分野（バイオマス燃料、ERAB、水素等）に既存の技術基盤を応用し展開していくことで、最適なエネルギーソリューションを提供してまいります。

（優良事業に対する投資）

当社グループは、これまで実施してきた再生可能エネルギー発電所の所有に関する投資を継続していくことに加え、電力系統の安定化に寄与する蓄電システム関連事業や、バイオマス燃料の低コストかつ安定的な大量生産に向けた製造設備等への成長投資を行っていくほか、エネルギー分野におけるアウトソーシング需要に資する事業等、総合的なエネルギーソリューションの更なる強化・拡大に向けた投資も検討してまいります。

当社グループにおける投資判断では、自社戦略との整合性、既存事業とのシナジー及び事業の内部収益率（IRR）を重視しており、投資実行にあたっては、資本効率向上を目指し収益性・事業リスクを考慮した上で借入等の外部資金も活用していく方針であります。

（パートナーシップの強化）

当社グループは、顧客の抱えるエネルギー課題に対して当社グループ内のリソースを中心としてソリューションを提供するための事業基盤を構築してまいりました。エネルギー分野やIT分野において技術革新が加速度的に進む中で、当社グループは持続的な成長を図るために、有力なパートナー企業開拓及び連携強化を検討してまいります。

（人材・組織強化）

エネルギー業界は規制緩和等によりビジネスチャンスが広がる一方で蓄電池技術、水素技術等の新たな技術を用いた製品、AI技術やIoT技術を利用したエネルギーマネジメントサービスが台頭し、新規企業の参入、大手電力会社やガス会社による新規製品・サービスの開発が進められております。当社グループにおいてもこれらの技術革新に対応し、新規製品・サービスを展開していく方針ですが、そのためには各分野で優位性を継続できる戦略立案と実行できる人材育成（新規事業の立ち上げ、社内でイノベーションを起こす人材育成等）、変化する市場に適切に対応できる柔軟性を持った組織力の強化、多角化による分断が生じない統率力の強化が必要となります。

また、国内外でエネルギーの脱炭素化に向けた取り組みが加速する中、顧客からの引き合いが当社グループのリソースを上回っている状況が続いていることから、当社グループの営業部門やエンジニアリング部門を中心とした人員増強に取り組む必要があります。このような状況を踏まえ、当社グループでは、注力事業分野への積極的な採用や適切な人員配置に加え、教育機会の拡充やスピード感を意識した役割と権限委譲、能力を重視した人事評価制度の構築を進めております。今後は、これらの取り組みを加速させると共に人材育成、組織力強化、統率力強化のための投資を推進していくことで、企業グループとしての経営基盤をより強固なものにしてまいります。

（ESG推進活動への取り組み）

当社グループは、長期的かつ持続的に成長可能なグループ経営のため、気候変動リスク対応や人材の多様化をはじめとするESG推進活動に取り組んでおります。2022年7月1日にESG推進委員会を新たに設置し、ESG推進の年間計画、ロードマップ、ESG方針の策定やマテリアリティ（重点課題）の特定に加え、ESG推進に向けた取り組みを更に加速していくため、国際的なイニシアチブやESGに関する国内プログラムへの参加を進めております。

進捗状況等を積極的に開示していくと共に、ステークホルダーとの対話も進めていくことで、当社グループ全体の企業価値向上を目指してまいります。

（気候変動リスクと機会に対する取り組み）

当社グループは、気候変動リスクと機会に対する取り組みとして、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明し、2022年9月にTCFD提言に基づく気候変動に関する情報の開示を行いました。TCFD提言に基づき、気候変動に関するガバナンス体制及びリスクマネジメント体制を強化すると共に、当社グループの事業におけるリスクと機会の分析や、その財務的な影響、気候変動に関連した経営指標についての情報開示に努めております。当社グループのTCFD提言に基づく気候変動対応の詳細の開示内容は、次のURLからご覧いただくことができます。

（当社ホームページ）<https://www.tess-hd.co.jp/sustainability/environment/tcfd>

（ 1 ）ESG：

Environment（環境）、Social（社会）、Governance（企業統治）の3つの頭文字からなる企業活動の社会持続性に関する指標のことであります。

（ 2 ）SDGs：

2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で発展途上国のみならず先進国自身が取り組むべき事項として掲げられた国際社会共通の目標であり、エネルギー、経済成長と雇用、気候変動等に対する取り組みをはじめとして計17の目標にて構成されております。

（ 3 ）エネルギーソリューション：

当社グループが事業活動を通して顧客に提供するエネルギーに関するサービス全般を指します。

（ 4 ）パリ協定：

第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）にてCO₂排出量に削減目標を定める温暖化対策の世界的枠組みとして日本を含め196の国々による合意に基づき2015年12月に採択された国際協定であります。

（ 5 ）エネルギー基本計画：

エネルギー政策基本法第12条に基づき制定される、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るためのエネルギーの需給に関する基本的な計画のことであります。

（ 6 ）GX2040ビジョン：

将来の見通しに対する不確実性が高まる中、GX（グリーントランスフォーメーション）に向けた投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性を示すものであります。

(7) 地球温暖化対策計画：

地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量に関する目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について記載されているものであります。

(8) 国際エネルギー機関（IEA：International Energy Agency）：

1974年に設立されたエネルギーセキュリティやエネルギーに関する政策協力を行うためのOECDの枠内における自律的な機関であります。

(9) レジリエンス対策：

企業活動が停止してしまうような事態に直面した際にも、受ける影響の範囲を小さく抑え、通常と同様のレベルで事業を継続できるような対策を講じておくことであります。

(10) エネマネ事業者：

「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金（省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業）」及び「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（省エネルギー投資促進支援事業）」において、一般社団法人環境共創イニシアチブが指定する計測・見える化等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステムを用いて、エネルギー管理支援サービスを提供する事業者のことであります。

(11) アグリゲーションコーディネーター：

需要家側エネルギーリソースや分散型エネルギーリソースを束ね、調整力として一般送配電事業者や小売電気事業者との電力取引や市場取引を行う事業者のことであります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

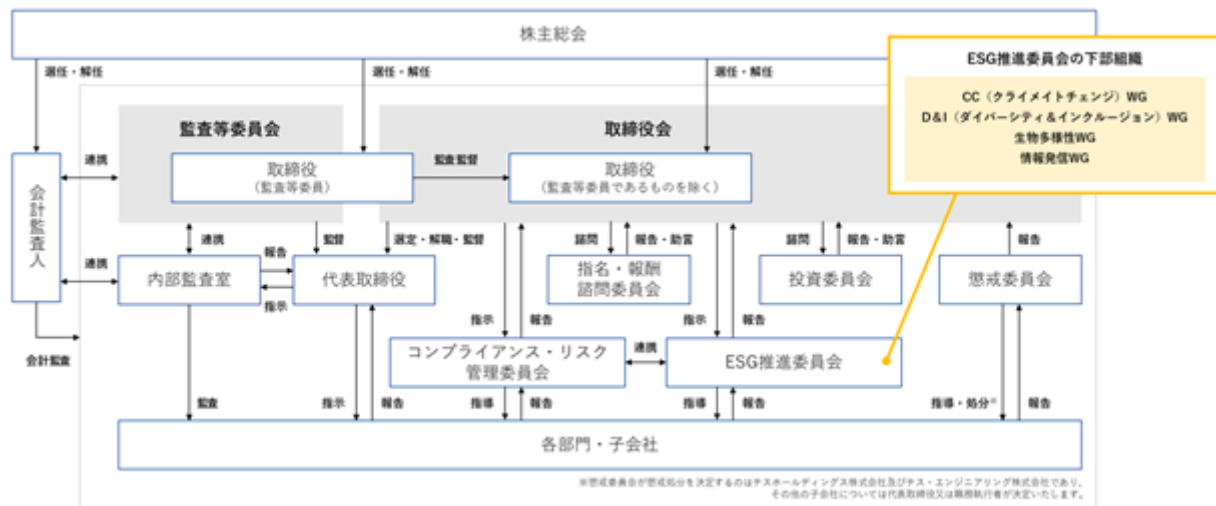
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社では、取締役会において「リスク管理」及び「事業創出」の両面から、気候変動対応及び人材の多様化等のサステナビリティに関する事項を踏まえた、経営戦略や中期経営計画の策定、各種取組みや事業目標の管理等を通じ、各部門・各子会社に対し、監督・指示を行っております。2022年6月には取締役会において、当社グループの気候変動対応及び人材の多様化を含むサステナビリティへの取組みの監督を強化する観点から、取締役会の下にESG推進担当役員を委員長とするESG推進委員会の設置を決議し、同年7月1日にESG推進委員会を設立いたしました。

ESG推進委員会では、当社グループの事業活動上想定されるサステナビリティ関連のリスクと機会の抽出・分析によるマテリアリティ（重点課題）の特定及びその対応策の検討を行うと共に、進捗状況を管理しております。また、ESG推進委員会の下部組織として、CC（クライメイトチェンジ）ワーキンググループ（分科会）、D&I（ダイバーシティ&インクルージョン）ワーキンググループ、生物多様性ワーキンググループ及び情報発信ワーキンググループを設置し、特定のマテリアリティをはじめとした個別のテーマについての取組みに関する具体施策を検討しております。

また、外部有識者等のステークホルダーから率直なご意見や今後に向けたアドバイス等を伺う場として定期的にダイアログを実施し、頂いたご意見やアドバイス等については、適宜、経営にも繋げていく方針としております。



(2) リスク管理

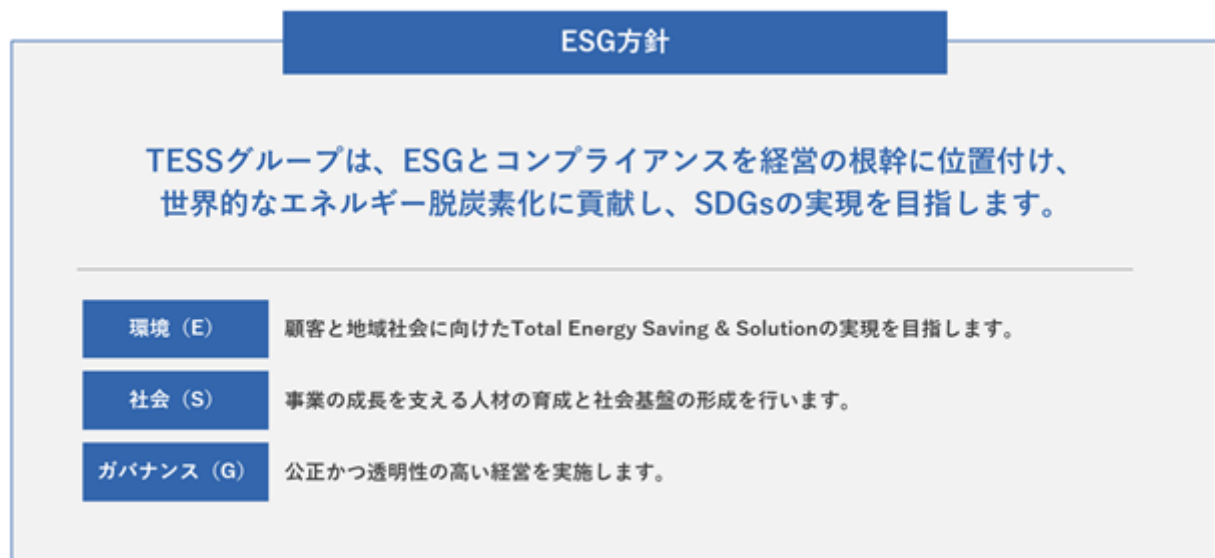
当社グループでは、ESG推進委員会においてサステナビリティ関連のリスク及び機会の特定・評価を実施しております。この内、気候変動に関連する移行リスク及び物理リスクについては、シナリオ分析を踏まえた上で、リスク及び機会を特定・評価しております。

特定・評価された重要なリスクについては、コンプライアンス・リスク管理委員会とも連携しながら、適宜、取締役会等に報告、共有がなされており、適切な対応策の検討を実施することとしております。当社グループの経営に重大な影響のあるリスクについては適宜、取締役会において審議を行い、各部門・各子会社への指示・報告等を通じて、リスク事象の発生の回避及び発生した場合の対応策を検討してまいります。

また、当社は、全社的なリスク管理体制として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置すると同時に、「リスク管理規程」を制定し、その適正な運用を行っております。具体的には、事業活動上の重大な事態が発生した場合には、コンプライアンス・リスク管理委員会に対してその報告を行い、必要に応じてその対策について協議を行う体制となっており、また必要に応じて、弁護士、監査法人、税理士等の外部専門家等から助言を受ける体制を構築しており、リスクの早期発見及び未然防止に努めております。ESG推進委員会等において特定・評価された当社グループに重大な影響を与えるサステナビリティリスクに関しても、コンプライアンス・リスク管理委員会と連携しながら対応策の検討を行っております。

(3) 戦略

当社グループでは、ESG方針を掲げており、ESGとコンプライアンスを経営の根幹に位置付け、世界的なエネルギー脱炭素化に貢献し、SDGsの実現を目指すことを方針としております。



また、当社グループでは、企業活動の持続可能性と中長期的な企業価値の向上を目指していくため、「ステークホルダーにとっての重要性」と「TESSグループの事業にとっての重要性」を軸として、マテリアリティ（重点課題）を特定し、その中でも特に「脱炭素・気候変動」及び「多様性の推進」に関する取り組みを重視しております。

(脱炭素・気候変動)

当社グループでは、気候変動リスクと機会に対する取り組みとして、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明し、TCFD提言に基づく気候変動に関する情報を開示しております。

気候変動に関連する物理リスク・移行リスク及び事業機会の把握に加えて、それら気候変動リスク・機会が事業戦略・財務計画に及ぼす影響を評価し、リスクの把握にあたっては、2度シナリオ及び4度シナリオによるシナリオ分析を実施しております。2度シナリオにおいてはIEAのSDS等のシナリオに基づき、リスクの顕在化が想定される移行リスクの検討を行っており、4度シナリオにおいては同様にIPCCのRCP8.5等のシナリオに基づき物理リスクの検討を実施しております。2度シナリオ・4度シナリオにおいて特定されたリスクについては、ESG推進担当役員及びESG推進委員会等と共有し、適切に対応を進めていくことにより、当社グループの事業における強みの優位性（事業機会）を確保していくと同時に、気候変動リスクに対するレジリエンスを確保してまいります。また、引き続き、1.5度シナリオに基づいたシナリオ分析及び財務インパクトの影響の精緻化、リスク・機会及び対応策の経営計画への具体的な反映を通じて、気候変動対応を進めていくこととしております。

シナリオ分析を行った結果のリスク及び機会等につきましては、以下のとおりであります。

〔移行リスク〕

大分類	中分類	小分類	財務への潜在的な影響	影響度 (低・中・高)
移行リスク (2度シナリオ)	政策と法	カーボンプライシングの導入(炭素税の導入等)	・炭素税の導入に伴うエネルギー等の各種原材料コストの増加	低
		企業への炭素排出目標や排出枠の割当制度等の導入	・CO ₂ 排出制限等による事業活動の制限リスク ・課せられた排出目標達成に向けた排出権取引による排出枠やグリーン電力購入等のコストの増加 ・エネルギー効率化投資の増加	低
		訴訟リスクの増加	・排出目標の未達成や開示情報の不備に伴うレピュテーション低下リスクや対応に係るコストの増加 ・再エネ発電所開発に伴う訴訟対応に係るコストの増加	高
	テクノロジー	新技術への投資	・バイオマス関連、蓄電池、水素関連、企業間アグリゲーションビジネス等の新技術やサービスの開発に向けた設備投資、研究開発費の増加や失敗リスクの増加	中
	市場	顧客の行動の変化	・より低い炭素排出のサービスや商品(電気や熱等も含む)を求める顧客のニーズに応えるためのコストの増加 ・入札条件における低炭素・脱炭素についての要求事項の厳格化に対応するためのコストの増加 ・化石燃料を使用する発電施設の需要減少	低
		原材料コストの上昇	・原材料コスト、エネルギーコスト、電力コストの増加	中
	評判	顧客や地域社会からの期待の変化	・気候関連課題への対応や情報開示のための運営コストの増加 ・対応や開示の不備による評判の悪化に起因する顧客離れ ・環境的にネガティブな事業の規模縮小や撤退	低
		投資家からの期待の変化	・気候関連課題への対応不備や情報開示ニーズへの対応不備による株価の下落や投資家離れ	中

〔物理リスク〕

大分類	中分類	小分類	財務への潜在的な影響	影響度 (低・中・高)
物理的リスク (4度シナリオ)	急性	異常気象の激甚化による自然災害の甚大化、頻発化	・台風・竜巻・洪水による従業員、作業現場、自社施設や自社発電所への被害による損害 ・保険料の増加 ・作業現場や取引先の被災による作業停止、サプライチェーン寸断による資材納入の遅れによる工事期間の長期化、契約違反リスクの増加	中
	慢性	降水パターンの変化と気象パターンの極端な変動	・降水量・降雨日数の増加による自社太陽光発電所の発電量の減少に伴う売電収入の減少	中
		平均気温の上昇	・エネルギー使用量の増加に伴うコスト増加 ・現場作業者の健康被害（熱中症等）の増加や酷暑時間帯回避による生産性低下 ・自社太陽光発電所の発電効率の低下に伴う売電収入の減少	中

〔機会〕

中分類	小分類	財務への潜在的な影響	影響度 (低・中・高)
資源効率	事業所における対策投資	・社有車の次世代自動車への切り替えによる車両燃料費削減	低
エネルギー源	より低排出のエネルギー源の使用	・再エネ電気等の調達によるGHG排出量の削減 ・コージェネレーションシステムをはじめとする省エネルギーシステムの利用促進によるGHG排出量と燃料コストの削減 ・将来の化石燃料価格上昇時のエクスポージャーの減少 ・商品/サービスに対する需要の増加に繋がる評判上のメリット	高
	新技術の使用	・商品/サービスに対する需要の増加に繋がる評判上のメリット ・エネルギー効率の改善によるGHG排出量の削減と燃料コストの削減 ・将来の化石燃料価格上昇時のエクスポージャーの減少	中

中分類	小分類	財務への潜在的な影響	影響度 (低・中・高)
製品とサービス	低炭素排出商品及びサービスの開発・拡大	・脱炭素ニーズの高まりにより、太陽光発電やバイオマス発電等の再エネ関連工事の需要拡大による収益の増加 ・省エネ規制の強化等により、既存施設のエネルギー効率向上に向けたリニューアル工事の需要増加による収益の増加 ・オンサイトPPAを含む再エネ発電所への投資からの収益	高
	研究開発とイノベーションによる新製品・サービスの開発	・バイオマス燃料の開発と実用化による収益の増加 ・水素エネルギー利用システムの開発と実用化による収益の増加 ・蓄電池を活用したエネルギーマネジメントシステムの効率化ビジネスの開発と実用化による収益の増加	高
	事業活動を多様化する能力	・創業以来培ってきたエネルギー多消費型の工場や事業所に向けて展開してきた省エネ・再エネ関連の技術を脱炭素社会における新たなセクター（中小企業や地方自治体等）に転用・活用することによる顧客の拡大と収益の増加	中
	顧客や投資家からの期待	・脱炭素・低炭素化を支援することこそが当社グループの事業そのものであることを開示することにより顧客や投資家からの評判を上げ企業価値が向上する ・自社のESG課題へ積極的に取り組み、その状況を開示しESG投資を呼ぶことで、株価上昇により企業価値が向上する	中
市場	新市場へのアクセス	・創業以来培ってきたエネルギー多消費型の工場や事業所に向けて展開してきた省エネ・再エネ関連の技術を脱炭素社会における新たなセクター（中小企業や地方自治体等）に転用・活用することによる顧客の拡大と収益の増加 ・気候変動に適応したニーズ増加・受注機会の増加による収益の増加	高
	公共セクターのインセンティブの利用	・省エネ・再エネに資する設備投資を後押しするための補助金制度等のインセンティブによる受注機会の増加による収益の増加	中
	レピュテーション	・低炭素・脱炭素事業拡大による企業価値向上、様々な資金調達機会の獲得	中
レジリエンス	レジリエンス対応事業の推進	・レジリエンス確保に関連する商品やサービス（例：BCPとしての自家発電装置（コージェネレーションシステム）やオンサイトPPAの導入等）の需要拡大による収益の増加 ・設備の強靱化のための工事、設備更新期の前倒し等に伴う収益機会の増加 ・浸水等の自然災害リスクが高い地域の強靱化設備投資や、より安全な地域への移転工事増加による収益の増加	高

なお、当社グループのTCFD提言に基づく気候変動対応の詳細の全文は次のURLからご覧いただくことができます。
(当社ホームページ) <https://www.tess-hd.co.jp/sustainability/environment/tcfd>

(多様性の推進を含む人的資本)

当社グループは、企業理念として「顧客重視・顧客満足」を掲げ、強みである顧客に対する脱炭素に関する総合ソリューション提供力を活かしていくことで、経営ビジョンとして掲げる「脱炭素のリーディングカンパニー」を目指しております。当社グループでは、これらの原動力となるのは「人財」であるとの考えのもと、人材の多様性を確保していくと共に、特に次世代を担う人材育成に注力しながら取り組みを進めております。

多様性の確保にあたっては、当社グループでは、性別、年齢、国籍に関係なく、能力や実績を重視する人物本位の人材登用を実施しております。「脱炭素のリーディングカンパニー」を実現し、持続的な成長及び企業価値を向上させていくためには、多様な視点や価値観を尊重することが重要と考え、経験・技能・キャリアが異なる人材を積極的に採用しております。

人材育成にあたっては、当社グループでは、顧客のビジネスを理解し現場を見て調査し提案を作り込む「現場力」、省エネルギーや脱炭素といった専門技術や法制・社会動向の知見に富む「知識力」及び自由な発想で周囲を巻き込みながらソリューションや新事業を創造する「ひらめき力」の3つを求める力として重視しており、体系的・計画的な研修制度の構築及び実施を通して、これらの強化に取り組むことに加え、各人の多様性を尊重しながら人材を育成する方針としております。具体的な取り組みとしては、若手社員の育成を主眼においた研修や次世代を担う従業員を対象としたリーダー研修等、階層や役職に基づく体系的な階層別研修等を実施しながら人材育成に努め、次世代の管理職候補であるチーフ・アシスタントマネージャークラスの増員を推進していくことで、多様性が活きる組織力の強化を目指しております。

また、これらの多様性が活きる文化と職場環境をつくることに加え、役職員ひとり一人の健康及び安全等にも配慮していくことが従業員の働きがい向上と質の高い業務遂行に向けて重要になると考えております。当社グループでは、健康と安全に関する基本方針を定めており、安全衛生管理規程に従い、労働基準法、労働安全衛生法をはじめ、労働協約に基づき、職場における安全衛生管理を徹底し、労働災害と疾病を未然に防止することにより、安全で衛生的な職場環境を整備し、役職員ひとり一人が働きやすく、健康的な職場環境の維持に努めております。あわせて、TESSグループの役職員が監理する工事及びO&M現場においては、協力会社とも連携し、安全や衛生、健康に配慮した職場環境の維持に努めております。

具体的な健康への配慮としては、毎年実施しているストレスチェックに関して、各部署で改善点について検討する機会を設け、全社的にも改善すべき点等がないかの確認を実施しているほか、従業員の健康促進につながる取り組み（各拠点へのウォーターサーバーの設置、健康を意識した昼食を取りながら従業員同士の交流を図る機会とする「ヘルシーランチDay」の開催等）を進めております。安全面についても、安全衛生委員会及び安全統括委員会による社内への定期的な情報発信・啓発を行うと共に、工事現場における安全衛生協議会や安全パトロールの実施、施工担当者及び工事業者（協力会社を含む）への安全衛生教育の徹底に取り組んでおります。

今後も、D&Iワーキンググループやステークホルダー・ダイアログにて議論された内容並びにESG推進担当役員と社員との1 on 1 ミーティングの対話を通じて得られた意見等をESG推進委員会で取りまとめながら、これらの社内環境整備を進めていく方針としております。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、2024年8月14日に発表した「TX2030 TESS Transformation 2030 / TESSグループ 中期経営計画（2025-2030）」の策定に伴い、サステナビリティに関する指標及び目標を以下のとおり定めております。

(脱炭素・気候変動)

・2030年6月期目標

項目	2026年6月期実績	2030年6月期目標
自社再生可能エネルギー発電所による送電電力量	644,000MWh	749,000MWh
CO ₂ 排出削減貢献量	268,000トン	321,000トン

・2050年6月期目標

項目	2026年6月期実績 (2)	2050年6月期目標 (3)
TESSグループCO ₂ 排出量 (1)	0トン	0トン

(1) Scope 1 及びScope 2 の合計

(2) J-クレジットによるオフセット前：1,747トン

(3) 日本国内においては2050年まで実質ゼロとしていく長期目標を掲げております。

(多様性の推進を含む人的資本)

項目 (1)	2026年6月期実績	2030年6月期目標
女性従業員比率	23.0%	30%以上

女性管理職比率（ 2 ）	3.2%	10%以上
有給休暇取得率	77.7%	80%以上
男性育児休暇取得率	45.5%	100%
障がい者雇用率	2.1%	3.1%以上
チーフ・アシスタントマネージャークラスの人数（ 2 ）	158名	200名程度
一人当たりの教育投資額（正社員）（ 3 ）	13.4万円	8.0万円以上
重大な労災発生件数	0件	0件
重大な法令違反発生件数	0件	0件

（ 1 ）当社グループの合計（有給休暇取得率、男性育児休暇取得率、障がい者雇用率及び重大な労災発生件数につきましては、海外においては、日本国内と法制度等の環境が異なることから画一的な基準に基づき実績に含むことが困難なため、海外子会社は含んでおりません。）

（ 2 ）2026年7月末時点で集計

（ 3 ）「令和7年度能力開発基本調査」（厚生労働省）によるとOFF-JTに支出した費用は平均2.0万円/人・年

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社グループの事業、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。これらは当社グループの全てのリスクを網羅したものではなく、記載された事項以外の予見できないリスクも存在します。このようなリスクが現実化した場合には、当社グループの事業、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 外部環境等に関するリスク

法的規制

当社グループの事業は、「建設業法」「電気事業法」「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」等の法的規制を受けており、関係する法令等の改廃、予期せぬ法令等の制定によって当社グループが行う事業が何らかの制約を受け又は既存の制約が強化されることになった場合は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、法令等の改廃状況のチェック体制を構築し、関係する法令等の動向を注視する等、法的規制の遵守に努めております。しかしながら、これらの法的規制が当社グループの予想外又は予想を超えた規制がなされた場合や法改正への対応が間に合わなかった場合には、法改正対応のための費用が増加したり、当社グループの事業活動等が制約を受けたりする可能性があるほか、当社グループがこれらの法令等に違反する行為を行った場合には、違反の意図の有無にかかわらず、行政機関から行政処分や行政指導（登録・免許の取消や罰金を含みますが、これらに限られません。）を受ける可能性があります。万が一、法令違反等によって当社グループが取得している許認可等が取り消された場合は、当社グループの社会的信用、事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社及び当社連結子会社が取得している許認可等の状況は以下のとおりであります。当連結会計年度末現在において、当該許認可等の取り消しとなる事由に該当する事実はありません。

1．エンジニアリング事業

2026年 6 月30日現在

許認可等の名称	取得・登録者名	所管官庁等	許認可等の内容及び許認可番号	有効期限	関連法令	取消又は罰則条項
一級建築士事務所登録	テス・エンジニアリング株式会社	大阪府	登録番号：大阪府知事登録（二）第23366号	2025年3月12日～2030年3月11日以降5年ごとに更新	建築士法	同法第26条又は第37条～43条
特定建設業許可	テス・エンジニアリング株式会社	国土交通省	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、機械器具設置工事業、解体工事業 許可番号：国土交通大臣許可（特 - 6）第25685号	2025年2月16日～2030年2月15日以降5年ごとに更新	建設業法	同法第29条又は第45条～55条

許認可等の名称	取得・登録者名	所管官庁等	許認可等の内容及び許認可番号	有効期限	関連法令	取消又は罰則条項
特定建設業許可	共立エンジニアリング株式会社	兵庫県	電気工事業、管工事業 許可番号：兵庫県知事許可（特 - 7）第111931号	2025年 8月21日～ 2030年 8月20日 以降5年ごとに更新	建設業法	同法第29条又は第45条～55条
一般建設業許可	共立エンジニアリング株式会社	兵庫県	建築工事業 許可番号：兵庫県知事許可（般 - 4）第111931号	2022年 4月19日～ 2027年 4月18日 以降5年ごとに更新	建設業法	同法第29条又は第45条～55条
第一種フロン類充填回収業の登録	共立エンジニアリング株式会社	兵庫県	兵庫第281001423号	2023年 10月27日～ 2028年 10月26日 以降5年ごとに更新	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	同法第35条又は第103条～109条

２．エネルギーサプライ事業

2026年6月30日現在

許認可等の名称	取得・登録者名	所管官庁等	許認可等の内容及び許認可番号	有効期限	関連法令	取消又は罰則条項
電気通信事業の届出	テス・エンジニアリング株式会社	総務省	届出番号：E20-2982	有効期限なし	電気通信事業法	同法第177条～193条
小売電気事業を営もうとする者の登録	テス・エンジニアリング株式会社	経済産業省	登録番号：A0065	有効期限なし	電気事業法	同法第2条の9又は第115条～129条
グリーン電力証書発行事業者（申請者）の認定	テス・エンジニアリング株式会社	一般財団法人日本品質保証機構	申請者コード：A031	2026年 4月1日～2027年 3月31日 以降1年ごとに更新	—	—
再生可能エネルギー発電設備の認定	テス・エンジニアリング株式会社（注）1	経済産業省	—	有効期限なし	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	同法第15条又は第56条～63条
高圧ガス販売事業の届出	テス・エンジニアリング株式会社	東京都	—	有効期限なし	高圧ガス保安法	同法第38条又は第80条～86条
発電事業者の届出	プライムソーラー合同会社	経済産業省	—	有効期限なし	電気事業法	同法第115条～129条
発電事業者の届出	合同会社T&Mソーラー	経済産業省	—	有効期限なし	電気事業法	同法第115条～129条
発電事業者の届出	合同会社ソーラーエナジー・クリエイト	経済産業省	—	有効期限なし	電気事業法	同法第115条～129条

許認可等の名称	取得・登録者名	所管官庁等	許認可等の内容及び許認可番号	有効期限	関連法令	取消又は罰則条項
発電事業者の届出	合同会社高知室戸ソーラーパワー (注)2	経済産業省	—	有効期限なし	電気事業法	同法第115条～129条
発電事業者の届出	合同会社千葉香取ソーラーパワー (注)2	経済産業省	—	有効期限なし	電気事業法	同法第115条～129条
発電事業者の届出	プライムソーラー2 合同会社 (注)2	経済産業省	—	有効期限なし	電気事業法	同法第115条～129条
発電事業者の届出	合同会社茨城牛久ソーラーパワー (注)2	経済産業省	—	有効期限なし	電気事業法	同法第115条～129条
発電事業者の届出	テスホールディングス株式会社	経済産業省	—	有効期限なし	電気事業法	同法第115条～129条
発電事業者の届出	合同会社福岡みやこソーラーパワー (注)2	経済産業省	—	有効期限なし	電気事業法	同法第115条～129条
特定卸供給事業者の届出	テス・エンジニアリング株式会社	経済産業省	—	有効期限なし	電気事業法	同法第115条～129条

(注)1.「第1企業の概況 3事業の内容 (1)事業内容 エネルギーサプライ事業 a)再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電」に記載の運転中の太陽光発電所一覧(オンサイトPPAモデルによる太陽光発電所は除く)及びバイオマス発電所一覧の全ての発電所においても同様の認定を取得しております。

2.同社は連結子会社ではありませんが、連結対象となる匿名組合の営業者であり、事業上の関連性が高いため、記載しております。

3.セグメント共通

2026年6月30日現在

許認可等の名称	取得・登録者名	所管官庁等	許認可等の内容及び許認可番号	有効期限	関連法令	取消又は罰則条項
古物商許可	テス・エンジニアリング株式会社	大阪府公安委員会	第621150123394号	有効期限なし	古物営業法	同法第6条、第24条又は第31条～39条

新会計基準の適用、会計基準の変更及び税制改正等

新会計基準の適用、会計基準の変更及び税制改正等が生じた場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

エネルギー政策の動向

(エネルギー政策の動向)

当社グループが事業を展開する国又は地域においては、政府による再生可能エネルギーの推進や省エネルギーの徹底、エネルギーの安定供給等に向けた取り組みが進められておりますが、我が国においては、エネルギー政策基本法に基づき策定された第7次エネルギー基本計画において、2050年カーボンニュートラルの実現と、2040年度の新たな温室効果ガス排出削減目標(2013年度比73%削減)の達成に向けたエネルギー政策の道筋が示され、徹底した省エネルギーの更なる追求が求められると共に、2040年には国内電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を40～50%程度(2024年度は23.1%)にする目標が掲げられております。また、同時にGX2040ビジョン及び地球温暖化対策計画が閣議決定され、エネルギー基本計画と一体的にエネルギー安定供給確保、経済成長及び脱炭素を同時実現するための長期戦略が示されました。

当社グループが事業を展開するエネルギー分野は、我が国をはじめ当社グループが事業を展開する国又は地域のエネルギー政策による影響を受けており、係る政策に変化が生じた場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(FIT制度の動向)

FIT制度においては、これまでの制度変更によって、太陽光発電、風力発電や大型バイオマス発電等の一部の電源種別については、新たに取得するFIT認定において固定買取価格が制度開始時より段階的に引き下げられ、又は買取

価格の決定方法が入札に移行しております。また、2022年4月からは再生可能エネルギーの買取価格に市場連動型となるFIP制度が導入されました。

当社グループは、既にFIT認定を取得している再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電を行っておりますが、万が一、今後、既存のFIT認定に係る固定買取価格が引き下げられる等の大きな制度変更がなされた場合には、再生可能エネルギー発電所の運営に係る固定費の削減には限界があり、事業上の収益性が低下し、又は、事業からの撤退のための追加的な費用負担が生じ、あるいは固定資産の減損損失が生じる等、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、事業用太陽光（地上設置（10kW以上））については、2027年度以降、FIT制度及びFIP制度における新規認定の対象外となりますが、本書提出日現在において、当社グループは地上設置型の事業用太陽光の新規開発を行っていないため、当該対象外化による直接的な影響は限定的であります。また、当社グループにおいては、2023年3月より当社グループが保有する太陽光発電所の一部において、FIT制度活用からFIP制度への移行を図っております。既にFIT認定を取得した案件については引き続きFIP制度への移行が認められていることを踏まえ、今後も当該移行を進めていく方針であります。

（２）当社グループの事業全体に関するリスク

事業投資

当社グループは、事業の成長に必要な技術製品に係る開発投資、再生可能エネルギー発電所等（系統用蓄電所やFIP転+蓄電池併設等の蓄電システムを含む）に係る新規設備（オンサイトPPAモデルによる設備取得を含む）への設備投資、稼働済み発電所の取得に係る設備投資、販売網、顧客基盤及び技術力を有する第三者との合併会社の設立等の継続した事業投資を実施しております。また、今後も当社グループの経営戦略を推進する上で、これら事業投資は重要な要素と位置付けております。

当社グループは、事業投資の実行に際して、経営戦略との整合や既存事業とのシナジー等の確認、投資対象等に対する収益性の検討及び各種デューデリジェンスの実施等、十分な確認・検証を実施することとしております。しかしながら、これら事業投資については、関係法令に基づく許認可の取得等を含む様々な要因によって当社グループが企図した通りに投資を実行できない又は事業投資そのものに想定以上の費用や時間を要する可能性、当社グループの想定通りに事業が進展しない可能性、未認識の瑕疵・問題等が存在する可能性、投資資産の償却負担が増大する可能性、多額の借入れにより当社グループの有利子負債の割合が増大する可能性、開発資金が不足する可能性や、エネルギー供給先の財政状態悪化及び経営破綻等が生じる可能性があります。これらが顕在化した場合は、当社グループの収益性の悪化や投資に伴い計上した有形固定資産、無形資産、株式等の金融資産又はのれん等の減損損失等が生じる可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、外部環境の変化その他の要因から、優良な事業投資案件の獲得が困難となり、又はその取引条件が悪化した場合においても、当社グループの事業、経営成績、財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

研究開発

当社グループでは「蓄電システム関連」や「バイオマス燃料」、「需給調整・余剰電力活用技術」等の研究開発を進めており、係る研究開発には長期の期間と多額の費用を必要とします。当社グループは、研究開発の実行については、自社戦略との整合性や既存製品サービスとの親和性を検証する等、十分な確認を実施しておりますが、万が一、研究開発の遅延や長期化により追加的な費用が発生した場合や想定していた成果が得られず収益に結びつかない等の状況が生じた場合は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

資金調達

当社グループは、エンジニアリング事業におけるEPCに伴う運転資金やエネルギーサプライ事業における発電施設開発・取得等の設備投資資金について、金融機関からの借入れにより調達しているほか、設備投資の一部はリースを活用しております。2026年6月期末における連結総資産額に占める有利子負債の割合は56.3%であり、当社グループにおける再生可能エネルギー発電設備に係る設備投資や大型EPCに係る運転資金需要等により、当該割合は高い水準にあります。当該状況から、金利が上昇した場合や業績悪化等により当社グループの信用力が低下した場合には、金利負担の増加等により当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、将来において、柔軟な資金調達に支障が生じた場合には、当社グループの事業活動の制約要因となる可能性があります。

なお、当社グループの金融機関からの借入れには財務制限条項が付されているものがあります。いずれかの財務制限条項に抵触する可能性が発生し、抵触を回避するための手段を取ることができない場合、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があるほか、それに伴い、その他の債務についても一括返済を求められる可能性があります。その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、本書提出日現在において、係る財務制限条項に抵触し又は抵触することが合理的に見込まれる借入契約はありません。

また、再生可能エネルギー発電所の開発・取得に係るプロジェクトファイナンスによる資金調達の一部については、当社グループが行う再生可能エネルギー発電所のEPCを定められた条件下での完成を保証することや、事業用地の維持及び匿名組合出資の維持等の義務を定めたスポンサーサポート契約を締結しているものがあり、金融機関より

当該履行を求められた場合は必要な対応を行わなければならないほか、追加出資等が必要になる場合があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

大規模自然災害の発生及び感染症の流行

大規模な地震や津波、突風、台風、豪雨、洪水、火山の噴火等の自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の流行等により、当社グループの人材・設備等が直接的な被害を受け、又は、当社グループの取引先やサプライチェーンが被害を被ることにより、当社グループの事業運営に重大な支障が生じるおそれがあるほか、世界経済及び国内経済の混乱に伴う景気の停滞・悪化等によっても間接的被害を受けるリスクがあります。

当社グループは、多様な事業に取り組むことでリスクの分散化を図ると共に、バックアップ拠点となるサテライトオフィスやテレワークの実施体制を整備する等、有事の際にも事業継続が可能な環境を整えておりますが、上記被害を完全に回避することはできず、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの再生可能エネルギー発電所等の設備において、当社の想定を上回る自然災害の発生により発電設備の全部又は一部に重大な損傷が発生した場合には、当該損傷の修理のために予想外の費用が発生する可能性があるほか、当該修理のために発電事業の全部又は一部の操業停止を余儀なくされた場合には、当該期間における収益を失う可能性があります。また、発電設備の損傷に伴う部材の飛散等によって近隣の住民や家屋に被害が及ぶ可能性があるほか、発電設備の損傷や近隣の住民や家屋への被害の原因、規模等によっては、行政機関から行政処分や行政指導（登録・免許の取消や罰金を含みますが、これらに限りません。）を受ける可能性も否定できません。

当社グループとしては、発電設備等の安全維持に努めるほか、当社グループ又は近隣の住民や家屋に損失・被害等が生じた場合に備えて施設賠償責任保険に加入しておりますが、当社の想定を上回る損失・被害等が生じた場合や行政機関から行政処分や行政指導を受けた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

気候変動

気候変動に関するリスクのうち、脱炭素社会への移行に向けたリスクとしては、政府等による環境規制の強化に伴う炭素税の導入や、新規油田開発の停滞に伴う原油価格の上昇による原材料価格への影響、気候関連課題に対応できない企業に対する評判の悪化等が想定されます。また、気候変動による自然災害の激甚化による物理リスクとしては、台風の強度の増大化、豪雨の発生に伴う洪水等による当社グループが保有する発電所等への影響等が想定されます。これらリスクが顕在化した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、気候変動リスクと機会に対する取り組みを推進すると共に、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に賛同を表明し、同タスクフォースが推奨する開示項目に則り気候変動に関する情報の開示を行っております。特定・評価を行った気候変動に関するリスクに関しては、ESG推進委員会を中心にコンプライアンス・リスク管理委員会とも連携し、全社的なリスクマネジメントを図っております。なお、当社グループのTCFD提言に基づく気候変動対応の詳細の開示内容は、次のURLからご覧いただくことができます。

（当社ホームページ）<https://www.tess-hd.co.jp/sustainability/environment/tcfd>

建築資材及び燃料価格、電力取引価格の変動

当社グループは、エンジニアリング事業、エネルギーサプライ事業共に、建築資材や燃料価格について、複数調達先の確保、一部燃料の固定価格調達、バイオマス燃料の自社内製化に取り組むことで価格変動に影響されにくい調達体制を整えておりますが、当社グループがコントロールし得ない要因によって決定される価格の変動によって、受注活動や事業の収益性等が悪化するリスクがあり、また、これに伴い既存の事業計画、方針又はスキームの見直しが必要となる可能性があります。万が一、これらのリスクが顕在化した場合は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが行う電気の小売供給では、一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）にて電力調達及び電力販売を行っております。JEPXからの購入による調達価格の変動に対しては、一定量を発電事業者との相対取引で調達することに加え、需要家に対する販売価格の値上げ（値上げに伴う需要家の離脱による事業規模の縮小化を含みます。）によって、リスク回避を図っておりますが、万が一、発電事業者との相対取引が継続できなかった場合には、JEPXからの購入量の増加に伴い、調達価格の変動リスクが大きくなるほか、世界的なエネルギー価格の高騰や猛暑、寒波等の影響により電力の取引価格全体が急騰した場合には、発電事業者との相対取引や需要家に対する販売価格の値上げによっても調達価格の変動リスクを回避することができず、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループでは、需要家に対する電力量料金単価が30分毎にJEPXのスポット市場価格と連動する「市場連動型メニュー」を展開することで、JEPXからの購入による調達価格の変動の影響を抑えた上で、電気の小売供給の拡大に取り組んでおります。

海外展開

当社グループは、各国・地域のエネルギー政策、法的規制又はマクロ経済環境の状況を見極めた上で海外地域からの資材調達や現地での事業化に取り組んでおります。しかし、これらの国・地域からの資材調達や事業展開において

は、政治、経済、社会情勢、文化、宗教、慣習、テロ、戦争等の様々な要因に起因して生じる予期せぬ事態、各法令・規制の変更等による国家収用、送金停止、関税その他の課税のほか、様々なカントリーリスクが存在します。万が一、これらのリスクが顕在化した場合には、資材調達や事業遂行の遅延や不能等が発生する可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは設備や資材の一部を海外から調達しており、また、海外における事業展開のために海外子会社の設立を行う場合があります。そのため、為替相場の変動が生じた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

品質管理

当社グループは、品質マネジメントシステム「ISO9001」に準拠した品質管理体制を構築する等、外注企業を含めた品質管理を徹底した上で、製品やサービスの提供を行っております。しかしながら、事業活動における品質上の全てのリスクを完全に排除することは難しく、万が一、当社グループが提供する製品・サービスに品質上の問題が発生した場合は、訴訟や重大なクレーム等が生じる可能性があり、多額の賠償請求や品質管理体制の強化を求められ、これに伴う社会的信用が低下したりすることにより、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

設備トラブル

当社グループが運営する再生可能エネルギー発電所の設備やICTソリューションセンターの監視設備等（コンピュータやネットワーク機器等）、当社グループが所有・管理している設備にトラブル（故障や盗難等）が発生する場合があります。

当社グループでは、バックアップ設備の確保、適切なメンテナンスの実施や人員体制の整備及び監視・警備体制の強化等によってトラブルの未然防止や発生時の早期復旧ができるよう努めておりますが、トラブルの復旧費用が発生することに加え、万が一、トラブルが長期間に及ぶ場合や、当社グループが所有・管理していない事業地外の設備（電力供給先の送電網や変電所等）に想定外のトラブルが発生した場合は、顧客へのサービス提供ができなくなる可能性や、当社グループが運営する再生可能エネルギー発電所における発電量が低下し、売上の減少を招く可能性があります。また、顧客へのサービス提供ができなくなったことから、それに関して顧客からの損害賠償請求や、当社グループ及びそのサービスに対する社会的信用が毀損されることで、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権

当社グループは、知的財産についての管理規定を定め、当社グループが管理する知的財産権を保護すると共に、第三者の知的財産権を侵害しないよう努めておりますが、他社との間で、当社グループが保有する知的財産、又は他社が保有する知的財産に係る訴訟等の紛争が発生した場合は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

情報漏洩

当社グループは事業活動を行う上で、個人情報や取引先の機密情報を取り扱っており、それらの情報の管理や、セキュリティ管理は重要な事項です。このため、当社グループでは、「JIS Q 27001：2023」に適合した情報セキュリティマネジメントシステムを構築していることに加え、ファイアウォールの設置、データアクセス権限の設定、データ通信の暗号化、PCログの取得、セキュリティシステムの継続的な改善、社内教育の実施等、情報漏洩の防止に対する取り組みに努めておりますが、当社グループが取り扱う個人情報や取引先の機密情報につき、システムへの不正侵入、情報の漏洩・紛失・改ざん・盗用・破壊、システムの利用妨害、人為的ミス等が発生した場合には、業務の停滞、顧客等からの損害賠償請求や当社グループ及びそのサービスに対する社会的信用の低下が生じ、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟

当社グループは、事業活動に関連して、瑕疵、製造物責任、権利問題等の訴訟を提起される可能性があります。当社グループは、コンプライアンスを重視し、訴訟の未然防止のために必要な社内体制を構築すると共に、適宜、顧問弁護士等の専門家と協議の上、適切な対応を行っております。本書提出日現在において顧客や取引先からの経営成績に重大な影響を与える損害賠償請求や訴訟等は生じておりませんが、今後、重大な訴訟が提起された場合は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

信用リスク

当社グループは、取引先に関する与信管理に努めておりますが、発注者や協力業者等の取引相手に財政状態の悪化や経営破綻等が生じた場合、資金の回収不能や施工遅延等の事態が発生する可能性があります。その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

競合

当社グループが展開する事業分野には、それぞれ大企業から専門企業に至るまで多様な競合相手が存在しております。当社グループは、エネルギーに関する事業を幅広く展開すると共に、エンジニアリング事業とエネルギーサプライ事業の双方で獲得した技術やノウハウを活用し、顧客に対してエネルギーのワンストップ・ソリューションを提供する等、他社との差別化を図ることで、競争優位性の確保に努めておりますが、新規参入業者を含めた競合他社と価格競争等の激化、当社グループが即応できないサービスを提供する競合先が出現した場合には、競争優位性を確保できないリスクがあり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

人材流出・人材不足・資格者維持

当社グループでは、事業の持続的発展のために、新卒採用や経験者の通年採用を経営計画に沿って実施しております。当社グループでは、経営陣と従業員の対話による企業文化の浸透及び帰属意識の向上、適切な目標管理と評価制度の構築、資格取得のための支援制度を整備する等、人材の定着に努めておりますが、日本国内における雇用環境によっては人材獲得競争が激化することになり、エンジニアを含むキャリアや資格保有者の採用・教育の失敗、人材の社外流出、人材の獲得若しくはつなぎ止めのための労務費の増加等が発生する可能性があります。このような場合は、当社グループの事業、業績及び継続性等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) エンジニアリング事業に関するリスク

開発プロセス

当社グループが再生可能エネルギー発電所等（系統用蓄電所やFIP転＋蓄電池併設等の蓄電システムを含む。）の開発を行う際は、事前調査を通じて開発に係る各種許認可取得に必要な措置を行い、地域社会や地域環境に対して最大限の配慮の上で開発を進めておりますが、各種許認可取得の遅延、地方団体や地元住民等との合意形成の遅延、土地の購入及び貸借後の予期せぬ土地の瑕疵の判明、埋蔵文化財等発見による追加調査の実施、系統接続に係る一般送配電事業者等における工事の長期化や遅延に加え、当該系統接続に係る費用負担の増加等が発生した場合には、想定する開発スケジュールの遅延・中断又は開発の中止等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループにおいては、京都府内にて再生可能エネルギー発電に関連した事業用地の開発案件に取り組んでおり、都市計画法、農地法等に基づく許認可及び権利取得等を実施の上、当該土地及び権利について第三者への譲渡を計画しております。現在は、当該許認可及び権利取得等に時間を要しているものの、開発プロセス及び地域自治体との協議は着実に進展していることから、その進捗状況等を踏まえ今後における重大な懸念事項はないものと認識しております。しかしながら、当該案件は比較的大型案件に区分されることから、何らかの要因により各種許認可等に係る取得期間の長期化や中断を余儀なくされる事態が生じた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

大型EPC案件に係る取り組み

当社グループは、EPC受注に際しては、施工計画や調達計画、工事の難易度や採算性等について、十分な検証や確認を実施した上で行うこととしておりますが、特に大型案件は、工事工程が複雑化又は長期化する等、(3) 開発プロセスに記載のリスク要因を含む各種要因によって想定通りに工事が進捗せず、プロジェクトに遅延が生じた場合には、売上計上に係る期ズレや想定外の追加コスト、遅延損害金等の負担が発生する可能性があります。その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、工事工程が長期化する中で、その期間中に関係法令又は制度の変更等の外部環境の変化が生じ、これらが工事の進捗や採算性に大きく影響を与える場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、施工能力を考慮した上で継続的な大型EPC案件の受注獲得に努めておりますが、当社グループが取り組む大型EPC案件の有無やその規模、売上計上タイミング等により各決算期の業績が変動する可能性があるほか、その状況によっては売上高及び利益が低い水準に留まる可能性があります。

FIT制度を活用した太陽光発電設備のEPCにおける優良事業化案件の新規受注

当社グループにおいては、特にFIT制度を活用した太陽光発電設備に関するEPCが近年のエンジニアリング事業をけん引してまいりました。一方、FIT制度における太陽光発電の固定買取価格の低下により、FIT制度を活用した太陽光発電設備の優良事業化案件については、本書提出日現在、新規の受注はございません。当社グループでは、蓄電システム、自家消費用太陽光発電設備及び省エネルギー設備等のEPC拡大を図っておりますが、これら取り組みについて期待する受注獲得に至らない場合やその拡大に時間を要する場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

重大事故発生

当社グループでは、安全教育の徹底や安全対策部門によるチェックを充実させる等、工事及び建設現場における安全衛生管理、工程管理には細心の注意を払っておりますが、人的若しくは施工物に関する重大な事故が発生した場合は、行政処分又は行政指導や民事上の損害賠償等が行われる可能性があります、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) エネルギーサプライ事業に関するリスク

FIT認定又はFIP認定()の取り消し

当社グループが行う再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電では、当社連結子会社及び持分法適用関連会社がFIT制度に基づいたFIT認定又はFIP制度に基づいたFIP認定を取得しております。当社グループは本書提出日現在において、当該認定に基づいて合計70件の太陽光発電所、バイオマス発電所の運転を行っております。しかしながら、認定された事業計画通りに事業を実施できず、認定時の基準に適合しなくなったと認められた場合は、当該認定が取り消されることがあります。当社グループでは、運転を既に開始した発電設備の当該認定が取り消される可能性は相当程度限定的と考えておりますが、万が一、当該認定が取り消された場合は当社グループにおける再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電の継続が困難となり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

長期的な天候不順

当社グループが行う再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電では、自然由来の太陽光等を利用しております。当社グループは現在のところ、他の電源と比較し太陽光発電の事業化が先行しているため、天候不順により日射量の低下や日照時間の不足が長期間生じた場合、太陽光発電所の発電量が低下し、売上の減少を招く可能性があります。その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

発電所の出力制御

当社グループが行う再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電では、発電所に対して法令等で定められた「優先給電ルール」に従って出力制御に応じる義務が課せられております。当社グループの運営する再生可能エネルギー発電所のうち、発電出力が気候の影響を受ける自然変動電源である太陽光発電においては、その大半が出力制御の旧ルールとして年間30日間を上限に無補償で出力制御に応じることとなっておりますが、2015年1月及び2021年4月に出力制御の制度改定が行われ、出力制御の新ルールが定められたことにより、新ルール適用後に接続契約を申し込む自然変動電源については無制限・無補償の出力制御が義務付けられております。

近年、国内における再生可能エネルギー発電所の出力制御エリアは全国的に拡大し、複数エリアでの同時出力制御の増加による域外送電量の減少や電力需要の減少等もあり、足元の出力制御量は増加傾向にあります。そのため、当社グループの運営する再生可能エネルギー発電所の出力制御量が増加することによって売電収入が減少する可能性があります、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、FIT制度からFIP制度への更なる移行を促進するため、2025年4月に改訂された「出力制御の公平性の確保に係る指針」では、「優先給電ルール」における出力制御の順番を2026年度又は2027年度にFIT電源→FIP電源の順とすることが明確化されました。上述のとおり、当社グループが運営する太陽光発電所の大半には、旧ルールが適用されており出力制御には上限があるため、影響は限定的と考えております。無制限・無補償の出力制御の対象となっている一部の太陽光発電所については、影響を精査した上でFIP転+蓄電池併設の取り組みを進める等、適切な対策を講じてまいります。本書提出日現在で当社グループが運営する太陽光発電所において、無制限・無補償の出力制御の対象となっているものは、「TESS鹿児島下福元ソーラー発電所(鹿児島県鹿児島市、発電容量約2.3MW)」及び「福岡みやこメガソーラー発電所(福岡県京都郡みやこ町、発電容量約67.0MW)」であります。なお、当社グループが運営するバイオマス発電所において、「優先給電ルール」における出力制御の対象となっているものは、「佐賀伊万里バイオマス発電所(佐賀県伊万里市、発電容量46.0MW)」であります。

FIT太陽光のFIP転+蓄電池併設に関する取り組み

近年、国内における再生可能エネルギー発電所の出力制御エリアは全国的に拡大し、足元の出力制御量が増加傾向にある中、当社グループでは、特に出力制御の増加が見込まれる九州エリアにおいて、FIT制度を活用した自社太陽

光発電所について、FIP転+蓄電池併設（新たな設備投資を含む。）を実施することによって、出力制御の影響を抑えつつプレミアム交付による売電収入の向上に取り組んでおります。

しかしながら、FIP転+蓄電池併設後、万が一、電力市場における需給バランスが大きく変動し、当社グループが想定するプレミアム交付による売電収入を得られなかった場合には、収益性が悪化し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

大型バイオマス発電事業

当社グループは、2021年9月に株式会社伊万里グリーンパワーの全株式を取得し、当社の連結子会社としております。2025年4月には同社において、大型バイオマス発電所（所在地：佐賀県伊万里市、発電容量：46.0MW）の営業運転を開始いたしました。

当該バイオマス発電に用いるPKS（パーム椰子殻）燃料の近年における調達価格の高騰に対しては、複数のサプライヤーからの購買に加え、インドネシアでPKS燃料販売を行う当社の連結子会社であるPT INTERNATIONAL GREEN ENERGY（本社：インドネシア）において構築したPKS燃料の調達・販売のためのサプライチェーンを利用した自社安定調達を推進することにより、収益性確保を図る方針であります。

近年、国内におけるPKS燃料調達価格は、燃料価格の高騰、海上輸送運賃の上昇及び円安等により依然として高止まりしております。燃料価格変動リスクを踏まえた当社グループの試算において、適用される固定価格買取期間（約19.5年）に亘り調達価格が現在の最高値水準で推移したと仮定し、一定の長期為替予約を想定した場合のプロジェクト損益については、期間前半は金利及び税負担等もあり赤字が継続、期間全体では黒字を確保するものの利益水準は低位に留まるものと予測されます。なお、当社グループは、外部調査会社の見解をも踏まえ、将来においてPKS燃料価格は需給バランス改善等により一定程度の落ち着きを取り戻してくるものと想定しているほか、現在開発中のEFB燃料利用によるコスト低減も視野に入れた運営を検討しておりますが、必ずしも当社グループの想定通りに推移する保証はありません。

なお、上記取り組みに係る長期為替予約については、2026年6月末時点で複数の金融機関と契約時点において総額543百万米ドルの為替予約を締結し、契約期間に応じて為替予約を実行しております。引き続き、複数の金融機関と為替予約の検討を進めておりますが、予約実行時に設定される為替レートや予約金額の状況によりプロジェクト損益は変動する可能性があります。また、長期為替予約に係る会計処理については、2025年6月期中間連結会計期間よりヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ会計適用前に発生したデリバティブ債権は、為替予約の実行に応じて営業外損益に計上しております。

このように当社グループは、バイオマス燃料調達やその他の発電事業の推進に影響を与える各種要因を注視しつつ、収益性確保及び資金調達等に努めていく方針であります。今後、発電設備のトラブル等による稼働停止や出力制御の拡大による売電収入の低下、燃料調達における著しい価格高騰又は調達困難、運転資金に係る資金調達の不調、金利の変動及びその他の予期せぬ事態により、収益性に著しい低下等が生じた場合、収益面の悪化が生じるほか、発電所設備等の資産に係る減損損失の計上が必要となる等、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（バイオマス発電事業の概要）

発電事業者名：株式会社伊万里グリーンパワー

発電所名：佐賀伊万里バイオマス発電所

発電容量：46.0MW

想定年間売電電力量：約312,000,000kWh/年（初年度想定）

固定買取価格：24円/kWh（一般木質バイオマス）

営業運転開始：2025年4月

当社グループの出資状況：議決権所有割合100%

既存太陽光発電所の売却や資産の組み換えに関する取り組み

当社グループは、財務体質の改善及び資産の組み換えによる投資効率の向上等を図ることを目的として、当社グループが保有する再生可能エネルギー発電所について、市場環境や投資効率等を勘案し、売却又は新規取得等を組み合わせた資産の組み換えを行う場合があります。

売却の対象となる発電所には、FIT制度に係る高単価の固定買取価格が設定されている案件が含まれる可能性があり、これらを売却した場合には、当該案件に係る売電収入に相当する売上高が減少することとなります。また、資産の組み換えに際して、より高利回りとなる投資資産の取得が計画どおりに実現しない場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、本書提出日現在において、保有する発電所の売却や資産の組み換えに係る具体的な計画はございませんが、今後、新たに実施することとなった場合には、本項に記載のリスクが生じる可能性があります。

（ ）FIP認定：

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に規定される、経済産業大臣による再生可能エネルギー発電事業計画の認定のことです。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

a. 経営成績の状況

当連結会計年度における我が国の経済は、世界的な資材価格やエネルギー価格の高騰、ウクライナ情勢の長期化、イランを含む中東地域における地政学リスクの高まり、円安による影響等、依然として景気の先行きの見通しが難しい状況が続いております。

当社グループが事業を行うエネルギー業界においては、2015年の国連による持続可能な開発目標（SDGs）の提唱や、パリ協定締結を契機に、引き続き世界的にエネルギーの脱炭素化に向けた取り組みが加速しております。日本においても、2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画では、2050年カーボンニュートラルの実現と、2040年度の新たな温室効果ガス排出削減目標（2013年度比73%削減）に向けたエネルギー政策の道筋が示されました。引き続き徹底した省エネルギーの更なる追求が求められると共に、2040年には国内電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を40～50%程度（2024年度は23.1%）にする目標が掲げられております。また、同時にGX2040ビジョン及び地球温暖化対策計画が閣議決定され、エネルギー基本計画と一体的にエネルギー安定供給確保、経済成長及び脱炭素を同時実現するための長期戦略が示されました。

このような外部環境の中、当社グループは、「Total Energy Saving & Solution」の経営理念のもと、「再生可能エネルギーの主力電源化」「省エネルギーの徹底」及び「エネルギーのスマート化」の3つの事業領域に注力しながら事業を展開しております。

当連結会計年度の経営成績として、売上高は51,217百万円（前年同期比39.6%増）、営業利益は5,326百万円（前年同期比109.0%増）、経常利益は3,834百万円（前年同期は経常損失641百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,123百万円（前年同期比936.6%増）となりました。なお、経営成績に関する主な増減要因につきましては、2026年8月14日に開示いたしました「2026年6月期決算説明資料」も併せてご参照ください。

セグメントごとの経営成績については、以下のとおりであります。

1) エンジニアリング事業

(受託型)

省エネルギー系設備における顧客の省エネ、コスト低減、環境対策等のニーズに応じたエンジニアリング、再生可能エネルギー系設備の一部における、顧客取得のFIT認定やFIP認定を活用した発電施設や自家消費発電設備のエンジニアリング等、顧客からEPCを受託する形態であり、受託したEPCによる売上を一定の期間にわたり収益を認識する方法に従って計上しております。

当連結会計年度においては、コージェネレーションシステムや燃料転換設備、ユーティリティ設備等の省エネルギー系設備に関するEPCにつきましては、前年同期に工事進捗が高水準で推移した影響により前年同期比で売上が減少いたしました。一方で、再生可能エネルギー系設備に関するEPCにつきましては、蓄電システム案件の増加により順調に推移し、エンジニアリング事業（受託型）につきましては、前年同期比で売上が増加いたしました。

(開発型)

当社グループが用地取得(又は賃借)、許認可及び権利等の取得、EPC等を主体的に関与し、開発に関する一連のソリューションを顧客に提供する形態であります。

当連結会計年度においては、静岡菊川蓄電所及び東京センチュリー株式会社が組成する合同会社の系統用蓄電所のEPC等が順調に進捗したことから、前年同期比で売上が増加いたしました。

以上の結果、エンジニアリング事業につきましては、売上高は22,197百万円（前年同期比32.8%増）、セグメント利益は1,274百万円（前年同期比254.0%増）となりました。

なお、セグメント間の内部売上高又は振替高を含む売上高は22,203百万円（前年同期比22.4%増）となりました。

2) エネルギーサプライ事業

(再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電)

太陽光発電所を中心として、FIT制度又はFIP制度を活用した再生可能エネルギー発電所やFIT制度又はFIP制度を活用しないオンサイトPPAモデルによる再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電を行っております。

当連結会計年度においては、前連結会計年度に「福岡みやこメガソーラー発電所」（所在地：福岡県京都郡みやこ町、発電容量：約67.0MW）を運営する合同会社福岡みやこソーラーパワーを営業者とする匿名組合の匿名組合出資持分全部を取得し連結子会社化したことに加え、「佐賀伊万里バイオマス発電所」（所在地：佐賀県伊万里市、発電容量：46.0MW）の営業運転を開始したこと及び前年同期比でオンサイトPPAモデルにおける電力供給サービスが約12.1MW（供給先9件）増加したこと等により、連結子会社の保有分における件数及び発電容量が増加し、前年同期比で売電収入に伴う売上が増加いたしました。

	前連結会計年度末		当連結会計年度末		増減	
	件数 （件）	発電容量 （MW）	件数 （件）	発電容量 （MW）	件数 （件）	発電容量 （MW）
連結子会社の保有分	119	369.4	129	383.5	10	14.1
内、FIT制度及びFIP制度	68	311.6	69	313.6	1	2.0
内、オンサイトPPAモデル	51	57.8	60	70.0	9	12.1
当社グループ出資先の保有分（ ）	11	29.2	11	29.2	0	0
合計	130	398.6	140	412.7	10	14.1

（ ）当社グループ出資先の保有分は、持分法適用関連会社及び匿名組合出資を行う合同会社を営業者とする匿名組合であります。また、当社グループ出資先の保有分は、全てFIT制度を活用した再生可能エネルギー発電所による件数及び発電容量であります。

（オペレーション&メンテナンス（O&M））

顧客企業との定期契約によるメンテナンス業務及び24時間遠隔監視サービスに加え、不定期に発生するメンテナンス業務（消耗品の交換や法定検査等によるメンテナンス業務等の発生の予想可能なものと、顧客設備の故障による修理・交換等のメンテナンス業務等の発生の予想困難なもの）を行っております。

当連結会計年度においては、顧客設備の故障による修理・交換等の不定期に発生するメンテナンス業務を主要因として、前年同期比で売上が増加いたしました。

（電気の小売供給）

北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国及び九州の9電力エリアにて法人顧客向けに電気の供給を行っております。また、デマンドレスポンス（DR）技術やバーチャルパワープラント（VPP）技術を用いて、需要側が所有する分散型エネルギーリソースを取りまとめし、調整力として供給するERABサービスのほか、コージェネレーションシステムを運用する顧客に対して行う燃料供給サービスを行っております。

当連結会計年度においては、顧客向けの電力料金が日本卸電力取引所（JEPX）のスポット価格と連動する市場連動型メニューによる供給量が拡大したことから、前年同期比で売上が増加いたしました。

（資源循環型バイオマス燃料供給）

日本国内のバイオマス発電所に向けたPKS燃料販売事業を行っております。

当連結会計年度においては、連結グループである「佐賀伊万里バイオマス発電所」向けのPKS燃料販売は順調に推移（内部取引により連結消去）したものの、連結グループ外向けのPKS燃料販売を行わなかったことから売上計上はございませんでした。

以上の結果、エネルギーサプライ事業につきましては、売上高は29,019百万円（前年同期比45.4%増）、セグメント利益は3,420百万円（前年同期比39.8%増）となりました。

なお、セグメント間の内部売上高又は振替高を含む売上高は29,034百万円（前年同期比45.4%増）となりました。

b. 財政状態の状況

（流動資産）

当連結会計年度末の流動資産は、前連結会計年度末に比べ1,208百万円増加し、43,194百万円となりました。主な要因は、売掛金の増加2,860百万円、その他の増加2,058百万円及び現金及び預金の減少3,738百万円等であります。

（固定資産）

当連結会計年度末の固定資産は、前連結会計年度末に比べ12,475百万円増加し、121,752百万円となりました。主な要因は、佐賀伊万里バイオマス発電所の竣工に伴う有形固定資産の増加（機械装置及び運搬具の増加28,710百万円及び建設仮勘定の減少27,968百万円）及び投資その他の資産の増加（長期為替予約に係るデリバティブ債権の増加10,422百万円）等であります。

（流動負債）

当連結会計年度末の流動負債は、前連結会計年度末に比べ4,442百万円増加し、34,439百万円となりました。主な要因は、支払手形及び買掛金の増加611百万円、短期借入金の増加3,815百万円、未払法人税等の増加660百万円及びエンジニアリング事業のEPCに係る工事未払金の減少1,130百万円等であります。

（固定負債）

当連結会計年度末の固定負債は、前連結会計年度末に比べ322百万円減少し、78,089百万円となりました。主な要因は、長期借入金の減少4,369百万円、資産除去債務の増加835百万円及び長期為替予約等に係る繰延税金負債の増加3,113百万円等であります。

（純資産）

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ9,564百万円増加し、52,417百万円となりました。主な要因は、利益剰余金の増加1,762百万円及び長期為替予約に係る繰延ヘッジ損益の増加7,618百万円等であります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は12,825百万円と前年同期末と比べ3,605百万円（21.9％）の減少となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローの収入は、5,099百万円（前連結会計年度は7,806百万円の収入）となりました。営業活動による資金増加の主な要因は、税金等調整前当期純利益3,708百万円、減価償却費7,096百万円及び契約資産の減少額1,372百万円等であります。営業活動による資金減少の主な要因は、売上債権の増加額3,101百万円、前渡金の増加額3,064百万円及び法人税等の支払額876百万円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローの支出は、7,311百万円（前連結会計年度は9,165百万円の支出）となりました。投資活動による資金減少の主な要因は、有形固定資産の取得による支出6,404百万円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローの支出は、1,448百万円（前連結会計年度は3,794百万円の収入）となりました。財務活動による資金増加の主な要因は、短期借入金の純増加額3,815百万円及び長期借入れによる収入5,986百万円等であります。財務活動による資金減少の主な要因は、リース債務の返済による支出401百万円、長期借入金の返済による支出10,504百万円及び配当金の支払額361百万円等であります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。エネルギーサプライ事業につきましては、事業の性質上記載になじまないため、当該記載を省略しております。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)	
	金額（百万円）	前年同期比（％）
エンジニアリング事業	22,197	132.8

（注）金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

b. 受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。エネルギーサプライ事業につきましては、事業の性質上記載になじまないため、当該記載を省略しております。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年 7月 1日 至 2026年 6月30日)			
	受注高 (百万円)	前年同期比(%)	受注残高 (百万円)	前年同期比(%)
エンジニアリング事業	42,625	188.8	43,304	189.3

(注) 金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年 7月 1日 至 2026年 6月30日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
エンジニアリング事業	22,197	132.8
エネルギーサプライ事業	29,019	145.4
合計	51,217	139.6

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満の相手先につきましては、記載を省略しております。

相手先	前連結会計年度 (自 2024年 7月 1日 至 2025年 6月30日)		当連結会計年度 (自 2025年 7月 1日 至 2026年 6月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
九州電力送配電株式会社	-	-	8,777	17.1

3. 前連結会計年度の九州電力送配電株式会社に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを行う必要があります。経営者は、債権・棚卸資産、投資、繰延税金資産、引当金等に関する見積り及び判断について、継続して評価を行っており、過去の実績や状況に応じて合理的と思われる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行っております。また、その結果は資産・負債の簿価及び収益・費用の報告数字についての判断の基礎となります。実際の結果は、見積り特有の不確実性のため、これら見積りと異なる場合があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度の当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。なお、上記期間における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する認識及び分析・検討内容については、上記「(1) 経営成績等の状況の概要」も併せてご参照ください。

a. 経営成績

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ14,533百万円増加し、51,217百万円（前年同期比39.6%増）となりました。エンジニアリング事業においては、受託型EPC・開発型EPC共に蓄電システム案件が順調に進捗いたしました。エネルギーサプライ事業においては、「佐賀伊万里バイオマス発電所」（所在地：佐賀県伊万里市、発電容量：46.0MW）の発電開始に加え、前連結会計年度に「福岡みやこメガソーラー発電所」（所在地：福岡県京都郡みやこ町、発電容量：約67.0MW）を運営する合同会社福岡みやこソーラーパワーを営業者とする匿名組合の連結子会社化したこと及びオンサイトPPAモデルにおける電力供給サービス先の増加により自社再生可能エネルギー発電所による売電収入が増加いたしました。また、O&M及び電気の小売供給も順調に推移いたしました。以上の結果、当連結会計年度の売上高は前年同期比増収となりました。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は、前連結会計年度に比べ11,569百万円増加し、40,799百万円（前年同期比39.6%増）となりました。売上総利益は、前連結会計年度に比べ2,964百万円増加し、10,417百万円（前年同期比39.8%増）となりました。これは主に、当連結会計年度の売上高の増加によるものであります。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ186百万円増加し、5,091百万円（前年同期比3.8%増）となりました。これは主に、人員増加に伴う人件費及び株主優待制度導入に伴う費用の増加によるものであります。営業利益は、前連結会計年度に比べ2,777百万円増加し、5,326百万円（前年同期比109.0%増）となりました。これは主に、売上高の増加によるものであります。

(営業外損益、経常利益)

当連結会計年度の営業外損益として、営業外収益は前連結会計年度に比べ276百万円減少し、809百万円（前年同期比25.5%減）となりました。これは主に、前連結会計年度において合同会社福岡みやこソーラーパワーを営業者とする匿名組合の連結子会社化に伴う匿名組合投資利益328百万円を計上したことによるものであります。営業外費用は前連結会計年度に比べ1,975百万円減少し、2,300百万円（前年同期比46.2%減）となりました。これは主に、前連結会計年度においてデリバティブ評価損1,828百万円及び持分法による投資損失444百万円を計上したことによるものであります。

経常利益は3,834百万円（前年同期は経常損失641百万円）となりました。これは主に、売上高の増加及び営業外費用の減少によるものであります。

(特別損益、親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の特別損益として、特別利益の計上はございませんでした（前年同期は985百万円）。特別損失は前連結会計年度に比べ165百万円減少し、126百万円（前年同期比56.6%減）となりました。これは主に、前連結会計年度において合同会社福岡みやこソーラーパワーを営業者とする匿名組合の連結子会社化に伴う段階取得に係る差損292百万円を計上したことによるものであります。親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ1,918百万円増加し、2,123百万円（前年同期比936.6%増）となりました。これは主に、売上高の増加及び営業外費用の減少によるものであります。

b. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

1) 資金の調達方針

当社グループの所要資金調達は、主に運転資金及び設備資金需要によるものであります。運転資金については主にエンジニアリング事業における設備工事及びシステム工事の用途として調達しており、原則として完工時一括入金の工事については銀行借入により資金の調達を行っていく方針であります。設備資金については、主にエネルギーサプライ事業において、当社グループにおける再生可能エネルギー発電事業や蓄電システム関連事業に関する設備投資を主な用途として調達しております。これら設備を所有するための資金については、プロジェクトファイナンスを中心としつつ、案件の特性に応じてコーポレートファイナンスやリースによる資金調達も併用しております。なお、これらの資金調達にあたっては、事業期間に応じた長期借入契約を締結していく方針であります。

2) 資金調達の方法

当社グループは、運転資金及び設備資金について長期借入金及び短期借入金により調達しており、手元流動性預金と合わせ、緊急な支出にも対応可能な体制を整えております。現在、社債の発行は行っておりません。

グループ各社の資金調達方法については、基本的には各社で金融機関から資金調達を行っており、合同会社の一部の子会社は、他のグループ会社より資金調達を行っております。

当連結会計年度末における有利子負債残高は92,796百万円となっております。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗について

当社グループでは、2024年8月14日に「TX2030 TESS Transformation 2030 / TESSグループ 中期経営計画（2025-2030）」（以下、中期経営計画（2025-2030）という。）を発表いたしました。中期経営計画（2025-2030）では、企業価値の向上に向けた方針と経営指標を以下のとおり定めております。

< 企業価値の向上に向けた方針 >

- ・ ROE/ROIC重視経営
- ・ 成長投資と株主還元
- ・ ESG経営の推進

< 経営指標 >

	2026年6月期実績	2027年6月期計画	2030年6月期計画
売上総利益（注）1	104億円	110億円 （策定時：132億円）	187億円 （策定時：215億円）
営業利益	53億円	64億円	134億円
ROE	4.5%	5.8%	11.7%
ROIC	2.5%	3.0%	5.7%
自社FIP転再エネ容量（注）2	8.1MW	75MW	113MW
累積施工容量（系統用蓄電所） （注）3	（受注済）375.9MW （実績）0MW	100MW	700MW
累積施工容量（系統用以外蓄電所） （注）3	（受注済）98.7MW （実績）6.5MW	120MW	150MW
バイオマス燃料供給量	20.7万t/年	35万t/年	50万t/年
再エネ発電容量（注）4	383.5MW	380MW	470MW

（注）1．中期経営計画策定時の想定とその後会計処理の違いにより、一部の売上原価と販管費を組み替えた結果、変動が生じております。

2．FIT制度を活用した自社再生可能エネルギー発電所をFIP制度に移行した後、蓄電池の併設が完了した発電所の発電容量であります。

3．累積施工容量は、連結グループ外向けであります。

4．再エネ発電容量は、当社の連結子会社の保有分であります。

5【重要な契約等】

(電力受給契約)

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間(注)1
プライムソーラー合同会社	中部電力パワーグリッド株式会社	FIT制度に基づく再生可能エネルギー電気の売電に関する契約(固定買取価格:40円/kWh)	2022年12月1日から 2036年6月30日まで
合同会社ソーラーエナジー・クリエイト	九州電力送配電株式会社	FIT制度に基づく再生可能エネルギー電気の売電に関する契約(固定買取価格:36円/kWh)	2023年5月1日から 2037年3月31日まで
合同会社ソーラーエナジー・クリエイト	中部電力パワーグリッド株式会社	FIT制度に基づく再生可能エネルギー電気の売電に関する契約(固定買取価格:36円/kWh)	2023年5月1日から 2037年4月30日まで
合同会社淡路佐野ソーラーパワー (注)2	関西電力株式会社	FIT制度に基づく再生可能エネルギー電気の売電に関する契約(固定買取価格:40円/kWh)	2016年7月15日から 2036年7月14日まで
合同会社高知室戸ソーラーパワー (注)2	四国電力株式会社	FIT制度に基づく再生可能エネルギー電気の売電に関する契約(固定買取価格:36円/kWh)	2019年8月2日から 2039年8月1日まで
合同会社千葉香取ソーラーパワー (注)2	東京電力エナジーパートナー株式会社	FIT制度に基づく再生可能エネルギー電気の売電に関する契約(固定買取価格:36円/kWh)	2020年1月2日から 2040年1月1日まで
合同会社茨城牛久ソーラーパワー (注)2	東京電力エナジーパートナー株式会社	FIT制度に基づく再生可能エネルギー電気の売電に関する契約(固定買取価格:36円/kWh)	2020年6月20日から 2040年6月19日まで
プライムソーラー2合同会社 (注)2	東京電力エナジーパートナー株式会社	FIT制度に基づく再生可能エネルギー電気の売電に関する契約(固定買取価格:36円/kWh)	2020年3月9日から 2040年3月8日まで
合同会社福岡みやこソーラーパワー (注)2	九州電力株式会社	FIT制度に基づく再生可能エネルギー電気の売電に関する契約(固定買取価格:36円/kWh)	2021年7月14日から 2040年3月31日まで
合同会社福岡みやこソーラーパワー (注)2	九州電力株式会社	FIT制度に基づく再生可能エネルギー電気の売電に関する契約(固定買取価格:36円/kWh)	2022年9月15日から 2040年10月31日まで
株式会社伊万里グリーンパワー	九州電力送配電株式会社	FIT制度に基づく再生可能エネルギー電気の売電に関する契約(固定買取価格:24円/kWh)	2025年2月13日から 2044年11月30日まで

(注)1. 電力受給期間を契約期間として記載しております。

2. 同社は連結子会社ではありませんが、連結対象となる匿名組合の営業者であり、事業上の関連性が高いため、記載しております。

(工事請負契約)

契約会社名	契約締結日	相手方の名称	契約内容	納期
テス・エンジニアリング株式会社	2025年3月14日	国内リース会社	蓄電池の設置工事に関する契約	2026年1月 (注)1
テス・エンジニアリング株式会社	2025年3月14日	国内リース会社	蓄電池の設置工事に関する契約	2026年1月 (注)1
テス・エンジニアリング株式会社	2025年3月31日	合同会社静岡菊川蓄電所	蓄電池の設置工事に関する契約	2027年3月(予定)
テス・エンジニアリング株式会社	2025年4月16日	DEIバッテリーファンドアルファ合同会社	蓄電池の設置工事に関する契約 (注)2	2027年12月(予定)
テス・エンジニアリング株式会社	2025年9月24日	DEIバッテリーファンドベータ合同会社	蓄電池の設置工事に関する契約	2028年4月(予定)
テス・エンジニアリング株式会社	2025年11月13日	東京センチュリー株式会社が組成する合同会社	蓄電池の設置工事に関する契約	2028年6月(予定)

(注)1. 本契約の締結後、変更契約を締結し、納期は2026年3月に変更となっておりますが、本書提出日現在において、試運転等の残作業を実施しております。

2. テス・エンジニアリング株式会社は、受注先におけるプロジェクトの実施が中止となったことから、受注先と協議のうえ、本契約を合意により解約することとし、2026年8月14日開催の同社取締役会において決議しております。

(資本業務提携契約)

1. 契約会社名

テスホールディングス株式会社

2. 契約締結日

2024年12月6日

3. 相手方の名称

東京センチュリー株式会社

4. 契約内容

(1) 業務提携の内容

当社は、資本業務提携契約(以下当該契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。)において、東京センチュリー株式会社(以下「東京センチュリー社」といいます。)と以下の各号に定める業務及び事業に関して提携を行い、実行推進にあたり相互に協力する旨を合意しております。

系統用蓄電所の開発における協業

当社グループが開発中の系統用蓄電所に関して、東京センチュリー社が蓄電所保有事業者、ファイナンス提供者及びトーリング契約()におけるオフテイカー(蓄電所の運営権者)等として参画することについて協議いたします。

省エネルギー・再生可能エネルギー関連ソリューションにおける協業

当社グループが実施する省エネルギー・再生可能エネルギー関連のソリューションに関して、東京センチュリー社に対する受注拡大及び東京センチュリー社の顧客基盤を活用した新たな需要家に対する受注拡大につなげると共に、東京センチュリー社の再生可能エネルギー・カーボンニュートラル関連のビジネス創出を目指します。

電気の小売供給や需給管理における協業

当社グループが提供する電気の小売供給や需給管理のソリューションに関して、東京センチュリー社及び東京センチュリー社の顧客基盤を活用した新たな需要家に対する受注拡大を目指します。

資源循環型バイオマス燃料事業における協業

当社グループが日本国内のバイオマス発電所に向けて販売するPKS燃料や研究開発を進めているEFBペレット等の資源循環型バイオマス燃料の供給において、東京センチュリー社との協業について検討いたします。

両グループのシナジー創出に向けた人材交流

本資本業務提携によるシナジーの創出に向け、相互の人材交流について検討いたします。

() トーリング契約：エネルギー売買契約の一種であり、オフテイカーが発電や充放電等に必要な費用を支払う契約形態のことです。

(2) 資本提携の内容

東京センチュリー社は、当社普通株式3,532,200株（契約締結日時点の発行済株式総数70,644,130株に対する所有割合5.00%）を取得いたしました。

(金銭消費貸借契約)

1 . 2023年 6 月30日付金銭消費貸借契約

(1) 契約会社名

テスホールディングス株式会社

(2) 契約締結日

2023年 6 月30日

(3) 相手方の属性

都市銀行、地方銀行

(4) 期末残高及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

期末残高 : 15,300,000,000円

弁済期限 : 2035年 6 月29日

担保の内容：土地・建物に対する抵当権、売買代金返還請求権等質権、株式質権
発電設備譲渡担保権、保険金請求権等質権、売電等債権譲渡担保権

(5) 財務上の特約の内容

借入人は、借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額から為替予約純資産調整金額を差し引いた金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2024年 6 月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における調整後純資産のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持することを確約する。

借入人は、借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益から為替予約経常損益調整金額を差し引いた金額に関して、それぞれ 2 期連続してマイナスの金額としないことを確約する。

2 . 2026年 6 月18日付金銭消費貸借契約

(1) 契約会社名

連結子会社の名称：テス・エンジニアリング株式会社

住所 : 大阪市淀川区西中島六丁目 1 番 1 号

代表者の氏名 : 代表取締役社長 高崎 敏宏

(2) 契約締結日

2026年 6 月18日

(3) 相手方の属性

都市銀行、地方銀行、政府系金融機関

(4) 期末残高及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

期末残高 : 8,001,840,000円

弁済期限 : 2026年 7 月31日

担保の内容 : 無担保

(5) 財務上の特約の内容

借入人は、各事業年度の末日における報告書等の単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額を、2021年 6 月期末日における報告書等の単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額もしくは直前の事業年度の末日における報告書等の単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうちいずれか高い方の金額以上に維持すること。

借入人は、各事業年度の末日における報告書等の単体の損益計算書における経常損益を損失としないこと。

6【研究開発活動】

当社グループは、「再生可能エネルギーの主力電源化」「省エネルギーの徹底」及び「エネルギーのスマート化」の3つを事業領域に位置付けており、エネルギーに関連する技術、製品及びサービスの研究開発を進めることで、世界的なエネルギー脱炭素化の取り組みへの更なる貢献や、複雑化する顧客のエネルギーに対する課題やニーズに応えてまいります。

当連結会計年度の研究開発費の総額は358百万円であり、セグメントごとの主な研究開発活動は以下のとおりであります。

(1) エンジニアリング事業

・蓄電システム関連

当社グループでは、蓄電システム関連事業において、蓄電池の標準設計や施工の効率化等に関する研究開発を行っております。

当セグメントに係る研究開発費は6百万円であります。

(2) エネルギーサプライ事業

・バイオマス燃料

当社グループでは、EFB等のヤシを原料としたバイオマス燃料の商業生産化を目的として、インドネシアにおいて生産に関する研究開発を行っております。なお、2025年2月にインドネシア・北スマトラ州において着工した「EFBペレット」製造の実証を行う工場は、本書提出日現在において完工しており、実証を通じて大規模商業化の実現を目指してまいります。

・需給調整・余剰電力活用技術

当社グループでは、再生可能エネルギー電気の有効活用等のため、蓄電池や電気自動車（EV）を活用した最適な充放電制御等による需給調整に関する技術や、余剰電力の活用に関する技術の研究開発を行っております。

当セグメントに係る研究開発費は351百万円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は7,362百万円（未実現利益調整後）となりました。セグメントごとの主な設備投資（未実現利益調整前）は、次のとおりであります。なお、セグメントごとの主な設備投資（未実現利益調整前）は、主に当社の連結子会社であるテス・エンジニアリング株式会社が連結グループ内に向けて実施した再生可能エネルギー発電所のEPCにおける利益が付加されているため、当連結会計年度における設備投資の総額（未実現利益調整後）は、連結グループ内で計上された利益を消去しております。

（エンジニアリング事業）

当連結会計年度の設備投資金額は、8百万円でした。これらは主に工事現場用の設備等の取得によるものです。

（エネルギーサプライ事業）

当連結会計年度の設備投資金額は、9,037百万円でした。これらは主に再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電を目的としたバイオマス発電所、太陽光発電所（オンサイトPPAモデル含む）及び太陽光発電所に併設する蓄電池の新規開発・運用に係る投資等によるものです。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

主要な設備はありません。

(2) 国内子会社

2026年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び構 築物 (百万円)	機械装置及 び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
テス・エンジ ニアリング株 式会社	TESS福島田沢 ソーラー発電 所 他(福島 県福島市 他)	エネルギー サプライ事 業	発電設備	529	7,664	4,388 (1,977,737.52)	106	1,595	14,284	-
合同会社T&M ソーラー	No.188-2T&M 鹿児島県湧水 町木場メガ ソーラー(第 2発電所) 他(鹿児島県 始良郡湧水 町 他)	エネルギー サプライ事 業	発電設備	230	3,427	- (-)	-	70	3,727	-
エナジーアンド パートナーズ 株式会社	六戸町メガ ソーラー第4 発電所 他 (青森県上北 郡六戸町 他)	エネルギー サプライ事 業	発電設備	0	15	- (-)	430	0	446	-
合同会社ソー ラーエナ ジー・クリエ イト	三重青山太陽 光発電所 他 (三重県津 市 他)	エネルギー サプライ事 業	発電設備	953	1,531	- (-)	-	107	2,591	-
ブライムソー ラー合同会社	TESS静岡菊川 ソーラー第一 発電所 他 (静岡県菊川 市 他)	エネルギー サプライ事 業	発電設備	-	983	- (-)	-	3	987	-
合同会社淡路 佐野ソーラー パワーを営業 者とする匿名 組合	淡路佐野メガ ソーラー発電 所(兵庫県淡 路市)	エネルギー サプライ事 業	発電設備	8	778	- (-)	-	-	786	-
合同会社高知 室戸ソーラー パワーを営業 者とする匿名 組合	高知室戸メガ ソーラー発電 所(高知県室 戸市)	エネルギー サプライ事 業	発電設備	68	3,787	- (-)	-	371	4,227	-
合同会社千葉 香取ソーラー パワーを営業 者とする匿名 組合	千葉香取メガ ソーラー発電 所(千葉県香 取市)	エネルギー サプライ事 業	発電設備	9	1,751	- (-)	-	34	1,796	-
ブライムソー ラー2合同会 社を営業者と する匿名組合	TESS熊本高森 ソーラー発電 所 他(熊本 県阿蘇郡高森 町 他)	エネルギー サプライ事 業	発電設備	-	3,775	- (-)	-	397	4,173	-
合同会社茨城 牛久ソーラー パワーを営業 者とする匿名 組合	茨城牛久メガ ソーラー発電 所(茨城県牛 久市)	エネルギー サプライ事 業	発電設備	15	4,614	- (-)	-	158	4,788	-

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び構 築物 (百万円)	機械装置及 び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
ブライムソー ラー 3 合同会 社	TESS兵庫朝来 ソーラー発電 所 他(兵庫 県朝来市 他)	エネルギー サプライ事 業	発電設備	-	2,228	- (-)	-	1,902	4,130	-
株式会社伊万 里グリーンパ ワー	佐賀伊万里バ イオマス発電 所 (佐賀県伊万 里市)	エネルギー サプライ事 業	発電設備	1,313	29,036	1,158 (81,355.00)	-	3,080	34,589	18
合同会社熊本 錦グリーンパ ワー	錦町 2 MW木 質バイオマス 発電所(熊本 県球磨郡錦 町)	エネルギー サプライ事 業	発電設備	-	-	- (-)	-	-	-	12
合同会社福岡 みやこソー ラーパワーを 営業者とする 匿名組合	福岡みやこメ ガソーラー南 発電所 他 (福岡県京都 郡みやこ町)	エネルギー サプライ事 業	発電設備	679	9,103	- (-)	-	7,357	17,140	-

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 上記の金額には、未実現利益消去後の金額を記載しております。

4. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定、無形固定資産及びその他の合計であります。

5. テス・エンジニアリング株式会社の土地には、合同会社高知室戸ソーラーパワーを営業者とする匿名組合に貸与中の土地 2 百万円 (1,408,913.67㎡)、合同会社淡路佐野ソーラーパワーを営業者とする匿名組合に貸与中の土地 68 百万円 (48,575.00㎡)、合同会社茨城牛久ソーラーパワーを営業者とする匿名組合に貸与中の土地 580 百万円 (344,066.00㎡)、合同会社T&Mソーラーに貸与中の土地 18 百万円 (4,118.00㎡)、ブライムソーラー 3 合同会社に貸与中の土地 80 百万円 (53,438.00㎡) 及びブライムソーラー合同会社に貸与中の土地 46 百万円 (39,492.00㎡) を含んでおります。

6. 従業員数は就業員数であり、平均臨時雇用者数は、臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

7. 上記の他、連結会社以外から賃借している主要な設備の内容は、以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	賃借床面積 (㎡)	年間賃借料 (百万円)
テス・エンジニア リング株式会社	大阪本社 (大阪市淀川区)	全社(共通)	本社設備	1,670.08	85
テス・エンジニア リング株式会社	東京本社 (東京都中央区)	全社(共通)	本社設備	749.57	87
テス・エンジニア リング株式会社	九州支店 (福岡市博多区)	全社(共通)	本社設備	417.07	27
合同会社福岡みやこ ソーラーパワーを営 業者とする匿名組合	福岡みやこメガソー ラー北発電所 (福岡県京都郡みやこ 町)	エネルギーサプライ 事業	発電設備	264,056.31	46
合同会社福岡みやこ ソーラーパワーを営 業者とする匿名組合	福岡みやこメガソー ラー南発電所 (福岡県京都郡みやこ 町)	エネルギーサプライ 事業	発電設備	738,617.67	76

(3) 在外子会社

主要な設備はありません。なお、連結会社以外から賃借している主要な設備の内容は以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	賃借床面積 (㎡)	年間賃借料 (百万インドネシア ルピア)
PT INTERNATIONAL GREEN ENERGY	Belawan倉庫 (インドネシア 北スマトラ州)	エネルギーサプライ 事業	倉庫	5,600	3,150
PT INTERNATIONAL GREEN ENERGY	Kuala Tanjung倉庫 (インドネシア 北スマトラ州)	エネルギーサプライ 事業	倉庫	5,665	3,285

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。（2026年6月30日現在）

（1）重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

（2）重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2026年9月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	70,773,230	70,773,230	東京証券取引所 (プライム市場)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	70,773,230	70,773,230	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年9月1日から本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2019年2月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 9 子会社取締役 2 子会社従業員107
新株予約権の数(個)	115 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 115,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 179 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 2021年2月16日 至 2029年2月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 179 資本組入額 90 (注) 3、4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又はこれに準じた地位を有していなければならない。ただし、取締役、監査役の任期満了による退任及び従業員の定年退職の場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日（2026年6月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とする。
2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

更に、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、(1)に記載の資本金等増加限度額から(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
- 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
4 . に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (9) 新株予約権の取得事由
7 . に準じて決定する。
- 6 . 新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- 7 . 新株予約権の取得事由
- (1) 新株予約権者が権利行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

【ライツプランの内容】
 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】
 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2021年 7 月 1 日 ~ 2022年 6 月30日 (注) 1	175,000	35,244,100	15	17	15	2,089
2022年 7 月 1 日 ~ 2023年 6 月30日 (注) 1	102,000	35,346,100	9	26	9	2,098
2023年 7 月 1 日 ~ 2024年 6 月30日 (注) 1	35,298,030	70,644,130	6,733	6,760	6,733	8,832
2024年 7 月 1 日 ~ 2025年 6 月30日 (注) 1	2,000	70,646,130	0	6,760	0	8,832
2026年 6 月24日 (注) 2	114,100	70,760,230	51	6,812	51	8,884
2025年 7 月 1 日 ~ 2026年 6 月30日 (注) 1	13,000	70,773,230	1	6,813	1	8,885

(注) 1 . 新株予約権の行使による増加であります。
 2 . 譲渡制限付株式としての新株式の発行による増加であります。
 発行価格 908円
 資本組入額 454円
 割当先 当社従業員 21名
 当社子会社の従業員 106名

(5) 【所有者別状況】

2026年 6 月30日現在

区分	株式の状況（ 1 単元の株式数100株 ）								単元未満 株式の状 況 （ 株 ）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （ 人 ）	-	8	29	145	82	95	24,639	24,998	-
所有株式数 （ 単元 ）	-	52,763	23,463	238,590	64,353	885	327,219	707,273	45,930
所有株式数 の割合 （ % ）	-	7.46	3.31	33.73	9.09	0.12	46.26	100	-

(注) 自己株式130,156株は、「個人その他」に1,301単元、「単元未満株式の状況」に56株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2026年 6 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己 株式を除く。) の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
合同会社ストーンサイド	千葉県船橋市前原東 5 -32- 1	5,200,000	7.36
石脇 秀夫	千葉県船橋市	4,800,100	6.79
合同会社たかおか屋	大阪府豊中市新千里北町 1 -12- 1	4,731,000	6.69
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社 (信託口)	東京都港区赤坂 1 - 8 - 1	4,048,700	5.73
株式会社瑛	大阪府藤井寺市梅が園町11- 6	3,857,600	5.46
株式会社Y	東京都中央区佃 2 - 1 - 2	3,551,650	5.02
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町 3	3,532,200	5.00
山本 一樹	東京都墨田区	1,555,300	2.20
J P J P M S E L U X R E B A R C L A Y S C A P I T A L S E C L T D E Q C O (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	1 C H U R C H I L L P L A C E L O N D O N - N O R T H O F T H E T H A M E S U N I T E D K I N G D O M (東京都千代田区丸の内 1 - 4 - 5)	1,477,524	2.09
石田 智也	神戸市長田区	1,396,500	1.97
計	-	34,150,574	48.34

(注) 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、
 4,048,700株であります。

(7) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

2026年 6 月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 130,100	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 70,597,200	705,972	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 45,930	-	-
発行済株式総数	70,773,230	-	-
総株主の議決権	-	705,972	-

【自己株式等】

2026年 6 月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) テスホールディングス株式会社	大阪市淀川区西中島六丁目1番1号	130,100	-	130,100	0.18
計	-	130,100	-	130,100	0.18

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	130,156	-	130,156	-

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主への利益還元を重視し安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。当社では、1株当たり配当金を為替予約に係るデリバティブ評価損益の影響を除いた1株当たり連結当期純利益で除した金額を連結配当性向と定義した上で、連結配当性向30%を目安に配当を実施し、業績向上に伴って還元拡充を図ってまいります。内部留保資金につきましては、事業開発、設備投資及び人材の育成のための財源として活用していく方針です。

なお、剰余金の配当を行う場合、毎年6月30日を基準日とした年1回の期末配当を基本的な方針としておりますが、加えて毎年12月31日を基準日とした中間配当及び任意の基準日を定めたうえで剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、株主総会又は取締役会であります。

なお、第17期（2026年6月期）に係る剰余金の配当は、2026年9月29日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議する予定であります。

決議年月日	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）
2026年9月29日 定時株主総会決議 （予定）	673	9.54

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対して社会的責任を果たし信頼を得ること、また持続的な成長及び企業価値の向上を図る観点から、コンプライアンスの遵守体制、意思決定・業務執行体制、及び適正な監督・監視体制を構築することを通じて、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実に実現するための企業統治の体制として監査等委員会設置会社を採用しております。監査等委員である取締役が議決権を付与することで、取締役会の監督機能をより一層強化すると共に、当社のコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的としております。

また、取締役の指名及び報酬の決定につきましては、その透明性・客観性を確保するために、社外取締役が過半を占める任意の指名・報酬諮問委員会を取締役会の諮問機関として設置しております。

1. 取締役会

取締役会は本書提出日現在、取締役9名により構成され、うち5名は社外取締役であります。取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催することで、経営及び業務執行に関する重要事項の決定等を行っております。

(取締役会構成員の氏名等)

議長	取締役会長	取締役会議長	石脇 秀夫
	代表取締役社長		山本 一樹
	専務取締役		高崎 敏宏
	取締役ESG・女性活躍推進担当兼人財戦略本部長	吉田 麻友美	
社外取締役	監査等委員	大倉 博之	
社外取締役	監査等委員	井上 正基	
社外取締役	監査等委員	青木 透	
社外取締役	監査等委員	中坪 治	
社外取締役	監査等委員	重盛 三千緒	

2. 監査等委員会

監査等委員会は本書提出日現在、監査等委員である社外取締役5名で構成されております。監査等委員会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時の監査等委員会を開催しております。また、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員等への質問等の監査手続きを通じて、経営に対する適正な監督・監査体制を確保しております。

(監査等委員会構成員の氏名等)

委員長	社外取締役	監査等委員	大倉 博之
	社外取締役	監査等委員	井上 正基
	社外取締役	監査等委員	青木 透
	社外取締役	監査等委員	中坪 治
	社外取締役	監査等委員	重盛 三千緒

3. 指名・報酬諮問委員会

指名・報酬諮問委員会は本書提出日現在、取締役会の任意の諮問機関として、取締役5名により構成され、うち3名は社外取締役であり、委員の過半数が社外取締役で構成されております。指名・報酬諮問委員会は、原則として毎年1回以上開催するほか、必要に応じて随時開催しております。指名・報酬諮問委員会において取締役の指名及び報酬等を審議することで、これらの透明性・客観性を確保する体制を確保しております。

(指名・報酬諮問委員会構成員の氏名等)

委員長	社外取締役	監査等委員	大倉 博之
	取締役会長	取締役会議長	石脇 秀夫
	代表取締役社長		山本 一樹
	社外取締役	監査等委員	井上 正基
	社外取締役	監査等委員	青木 透

4. 投資委員会

投資委員会は本書提出日現在、取締役会の任意の諮問機関として、取締役3名及び執行役員1名により構成されております。投資委員会において当社グループにおける事業投資を審議することで、これらの透明性・客観性を確保する体制を確保しております。

(投資委員会構成員の氏名等)

委員長	代表取締役社長	山本	一樹
	専務取締役	高崎	敏宏
	取締役ESG・女性活躍推進担当兼人財戦略本部長	吉田	麻友美
	執行役員	平倉	正章

5. コンプライアンス・リスク管理委員会

コンプライアンス・リスク管理委員会は本書提出日現在、取締役会の直下にあり、当社取締役8名(監査等委員である社外取締役5名を含む)、テス・エンジニアリング株式会社取締役3名(当社の兼任役員除く)、同社監査役2名、共立エンジニアリング株式会社取締役1名、当社執行役員1名及びテス・エンジニアリング株式会社執行役員3名により構成されております。コンプライアンス・リスク管理委員会において当社グループの事業活動上想定されるリスクを抽出・分析し、実効性のあるコンプライアンスへの取り組み並びにリスクマネジメントを協議、推進することで、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的としております。

(コンプライアンス・リスク管理委員会構成員(当社)の氏名等)

委員長	代表取締役社長	山本	一樹
	専務取締役	高崎	敏宏
	取締役ESG・女性活躍推進担当兼人財戦略本部長	吉田	麻友美
	社外取締役 監査等委員	大倉	博之
	社外取締役 監査等委員	井上	正基
	社外取締役 監査等委員	青木	透
	社外取締役 監査等委員	中坪	治
	社外取締役 監査等委員	重盛	三千緒
	執行役員	平倉	正章

(コンプライアンス・リスク管理委員会構成員(テス・エンジニアリング株式会社)の氏名等)

代表取締役社長	高崎	敏宏(当社の兼任役員)
取締役海外事業本部長	石田	智也
取締役営業本部長	刑部	誠
取締役エンジニアリング本部長	林	潤一郎
監査役	藤井	克重
監査役	吉田	裕樹
執行役員	出口	治
執行役員	村井	洋介
執行役員	井元	良平

(コンプライアンス・リスク管理委員会構成員(共立エンジニアリング株式会社)の氏名等)

代表取締役社長	小原	将弘
---------	----	----

6. ESG推進委員会

ESG推進委員会は本書提出日現在、取締役会の直下にあり、当社取締役8名（監査等委員である社外取締役5名を含む）、テス・エンジニアリング株式会社取締役3名（当社の兼任役員除く）、同社監査役2名、共立エンジニアリング株式会社取締役1名、当社執行役員1名及びテス・エンジニアリング株式会社執行役員3名により構成されています。ESG推進委員会において当社グループの事業活動上想定されるESGに関するリスク・機会の抽出・分析によるマテリアリティ（重点課題）の特定及びその対応策の検討を行うことで、当社グループの長期的かつ持続的に成長可能なグループ経営を行っていくことを目的としております。

（ESG推進委員会構成員（当社）の氏名等）

委員長	取締役ESG・女性活躍推進担当兼人財戦略本部長	吉田 麻友美
	代表取締役社長	山本 一樹
	専務取締役	高崎 敏宏
	社外取締役 監査等委員	大倉 博之
	社外取締役 監査等委員	井上 正基
	社外取締役 監査等委員	青木 透
	社外取締役 監査等委員	中坪 治
	社外取締役 監査等委員	重盛 三千緒
	執行役員	平倉 正章

（ESG推進委員会構成員（テス・エンジニアリング株式会社）の氏名等）

代表取締役社長	高崎 敏宏（当社の兼任役員）
取締役海外事業本部長	石田 智也
取締役営業本部長	刑部 誠
取締役エンジニアリング本部長	林 潤一郎
監査役	藤井 克重
監査役	吉田 裕樹
執行役員	出口 治
執行役員	村井 洋介
執行役員	井元 良平

（ESG推進委員会構成員（共立エンジニアリング株式会社）の氏名等）

代表取締役社長	小原 将弘
---------	-------

7. 懲戒委員会

懲戒委員会は本書提出日現在、当社及びテス・エンジニアリング株式会社の懲戒処分の決定機関として、当社取締役3名、テス・エンジニアリング株式会社取締役3名（当社の兼任役員除く）及び当社執行役員1名により構成されています。懲戒委員会において懲戒内容の決定を行うことで、社員の職場秩序を乱す行為、企業目的遂行に支障を来す行為を戒め、且つこれを防止することを目的としております。

（懲戒委員会構成員（当社）の氏名等）

委員長	代表取締役社長	山本 一樹
	専務取締役	高崎 敏宏
	取締役ESG・女性活躍推進担当兼人財戦略本部長	吉田 麻友美
	執行役員	平倉 正章

（懲戒委員会構成員（テス・エンジニアリング株式会社）の氏名等）

代表取締役社長	高崎 敏宏（当社の兼任役員）
取締役海外事業本部長	石田 智也
取締役営業本部長	刑部 誠
取締役エンジニアリング本部長	林 潤一郎

8. 内部監査室

内部監査につきましては、当社各部門から独立した組織である内部監査室（2名）が担当し、当社グループの各部門に対して内部監査を実施しております。

（内部監査室構成員の氏名等）

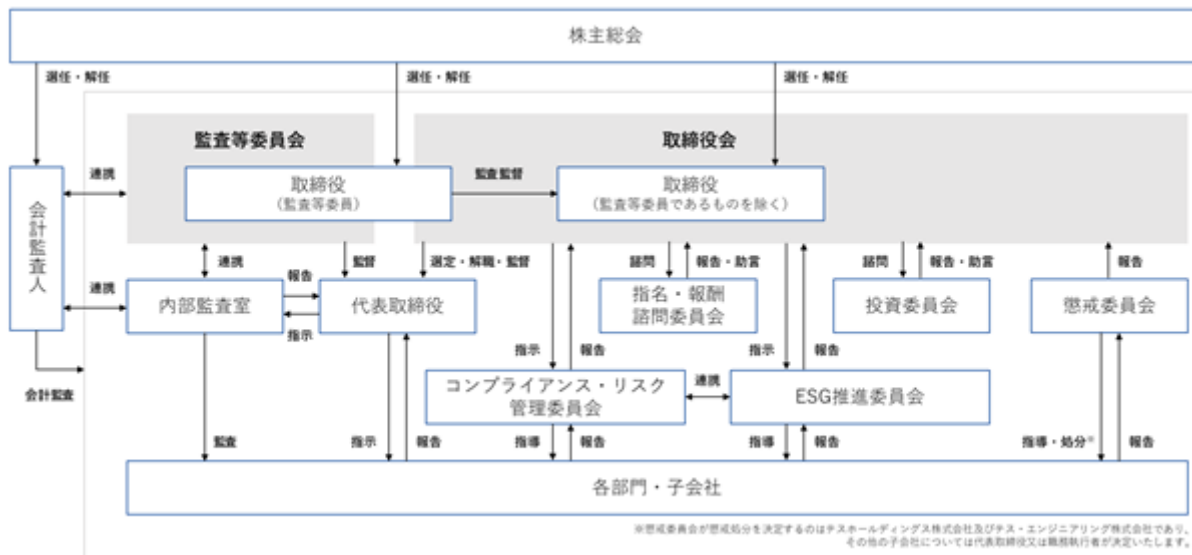
内部監査室長 牧野 健吾
 他 1名

b. 企業統治の体制を採用する理由

当社は「監査等委員会設置会社」であり、取締役会、監査等委員会、会計監査人の機関を設置しております。構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会が経営の意思決定に関わることで、取締役会の監査・監督機能を強化することができ、当社のコーポレート・ガバナンスを、より一層充実させると同時に経営の効率化を図ることが可能と判断し、現在の体制を採用しております。なお、当社は、監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

当社は、取締役が相互に牽制できる体制となっており、また社外取締役（監査等委員）を5名選任し、豊富な経験と専門性に基き客観的・中立的な立場で経営全般の監視・監督を行っております。当該体制により経営の透明性・健全性が確保でき、ガバナンスの実効性の確保につながると考えております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針として「内部統制システム基本方針」を以下のとおり定めております。

1. 当社及び当社子会社（以下「TESSグループ」という。）の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制
 - (1) 当社は、企業倫理の確立ならびに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的とした「コンプライアンス規程」を制定し、グループコンプライアンス委員会を設置する。
 - (2) グループコンプライアンス委員会は、TESSグループにおける不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて再発防止策の展開等を行い、コンプライアンス体制の充実に取り組む。
 - (3) 取締役及び使用人が法令違反その他法令上疑義のある行為等を発見した場合には、適切に対応する為、内部通報規程を制定し運用する。
 - (4) TESSグループは、反社会的勢力からの取引の要求には一切応じないこととし、反社会的勢力排除の体制を整備する。反社会的勢力が接近してきた場合、警察当局等の外部専門機関と緊密に連携しながら組織的に対応し、不当要求には毅然とした態度で拒絶する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。

- (2)株主総会議事録、取締役会議事録、経営執行会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役、監査等委員及び会計監査人が常時閲覧することができるよう適切に保存、管理する。
- (3)個人情報については、法令、「個人情報保護基本規程」及び「特定個人情報等取扱規程」に基づき厳重に管理する。

3. TESSグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)リスク管理に関する規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- (2)不測の事態が発生した場合には、経営執行会議等にて審議・決定を行い、その決定事項を管理責任者から各部に報告するとともに、各部においては迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. TESSグループの取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保する為の体制

- (1)取締役会は、原則として月に1回以上定時開催するほか、必要に応じて臨時開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2)取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させる為、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- (3)取締役会において、中期経営計画及び各事業年度予算を立案し事業目標を設定すると共に、その進捗状況を監督する。
- (4)取締役会は、公正性・透明性・客観性ある手続きに従った取締役の選解任及び報酬制度の設計のために、「指名・報酬諮問委員会規程」を制定し、諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を設置する。指名・報酬諮問委員会は、原則として年に1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役会から諮問を受けた事項について、審議の上、取締役会に答申する。
- (5)取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役の職務の執行の責任及びその執行手続きを規定し、効率的な職務執行を確保する。また各規程は必要に応じて適宜見直しを図る。

5. TESSグループにおける業務の適正を確保する為の体制

当社子会社を管理する体制を構築するとともに、それらの経営成績及び営業活動等を定期的に当社の取締役会に報告する体制を整備する。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制並びに当該使用人の他の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査等委員と協議し、使用人の設置を行う。
- (2)当該使用人の人事考課、異動については、監査等委員と事前協議の上、実施する。

7. TESSグループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告する為の体制、その他監査等委員会への報告に関する事項

- (1)TESSグループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会に対して、法令及び定款に違反する事項、TESSグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項に加え、経営に関する重要事項、経理部署に関する重要事項、コンプライアンス及び賞罰の担当部署に関する重要事項等を速やかに報告する。
- (2)監査等委員は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する為、重要な会議に出席すると共に、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることが出来る。
- (3)内部通報制度に基づく通報または監査等委員会に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、TESSグループの取締役及び使用人に対し不利な取り扱いを行わない。

8. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）の為に必要な費用を会社に請求することができる。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する為の体制

- (1)監査等委員は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- (2)監査等委員は、監査等委員会を開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行う。また、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

10. 財務報告の適正性を確保する為の体制

TESSグループの財務報告の適正性を確保する為、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

b. リスク管理体制の整備状況

当社は、グループコンプライアンス委員会としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク管理体制を構築すると共に、「リスク管理規程」を制定し、その適正な運用を行っております。事業活動上の重大な事態が発生した場合には、コンプライアンス・リスク管理委員会に対してその報告を行い、必要に応じてその対策について協議を行う体制となっており、また必要に応じて、弁護士、監査法人、税理士等の外部専門家等から助言を受ける体制を構築しており、リスクの早期発見及び未然防止に努めております。なお、ESG推進委員会等において特定・評価された当社グループに重大な影響を与える気候変動リスクを含むサステナビリティリスクについては、コンプライアンス・リスク管理委員会と連携しながら、対応策の検討を行っております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は「会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備の方針」を基本方針の1つとして含む、「内部統制システム基本方針」を決議しております。

当社は持株会社としてグループ横断のインフラ業務であるリスク管理、情報システム管理運用、経営戦略及び内部監査業務を通じたグループ全体の管理に専念し、事業運営については子会社の自主性を尊重する方針であります。

当社は子会社が担当する事業に係る業務執行権限の移譲を進め、子会社の役割と責任を明確にすることで当社グループの経営方針実現に向けてスピード感を持った事業運営を行えるように支援及び管理する体制を構築すると共に、それらの経営成績及び営業活動等を定期的に当社の取締役会に報告する体制を整備しております。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該監査等委員である取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額としております。

e. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の取締役（社外含む。）、監査役（社外含む。）、執行役員、社外派遣役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の過誤・義務違反等を理由に提起された損害賠償請求、刑事訴追等に起因して被る損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による犯罪行為、背信行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事項を設けております。

f. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨、定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

また、当社は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の定めに基づき、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式の取得をすることができる旨を定めております。これは、自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

g. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名以内、また、監査等委員である取締役は5名以内とする旨、定款に定めております。

h. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨、定款に定めております。

i. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することによる株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款で定めております。

j. 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を全20回開催しております。各取締役の出席状況は以下のとおりであります。

役職名	氏名	出席率
取締役会長 取締役会議長	石脇 秀夫	100% (20回/20回)
代表取締役社長	山本 一樹	100% (20回/20回)
専務取締役	高崎 敏宏	100% (20回/20回)
取締役ESG・女性活躍推進担当兼人財戦略本部長	吉田 麻友美	100% (20回/20回)
取締役 監査等委員 (常勤)	藤井 克重	100% (7回/7回)
社外取締役 監査等委員	大倉 博之	100% (20回/20回)
社外取締役 監査等委員	井上 正基	100% (20回/20回)
社外取締役 監査等委員	濱本 晃郎	100% (7回/7回)
社外取締役 監査等委員	青木 透	100% (13回/13回)
社外取締役 監査等委員	中坪 治	100% (13回/13回)
社外取締役 監査等委員	重盛 三千緒	100% (13回/13回)

- (注) 1. 藤井克重氏及び濱本晃郎氏については、2025年9月26日開催の定時株主総会終結のときをもって退任したため、在任期間中の開催回数と出席回数を記載しております。
2. 青木透氏、中坪治氏及び重盛三千緒氏は、2025年9月26日に監査等委員である取締役に就任した以降の開催回数と出席回数を記載しております。
3. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

当事業年度に開催した取締役会の具体的な検討内容としては、主に、決算(月次、四半期、年度)、株主総会関連(開催、付議議案)、公表資料(有価証券報告書、内部統制報告書、コーポレート・ガバナンス報告書、半期報告書等)、重要な資金調達、重要な設備投資案件、規程類の制定・改訂、翌事業年度の事業計画の策定、内部統制の運用状況、重要な人事・組織改正、株主との対話状況、サステナビリティに関する取り組み状況及びその他経営上の重要な事項等であります。

また、取締役全員を対象に取締役会の実効性に関するアンケート調査及び第三者機関によるインタビューを行い、その結果を取締役会で分析・評価を実施しております。

k. 指名・報酬諮問委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名・報酬諮問委員会を全４回開催しております。各取締役の出席状況は以下のとおりであります。

役職名	氏名	出席率
社外取締役 監査等委員	大倉 博之	100%（４回／４回）
取締役会長 取締役会議長	石脇 秀夫	100%（４回／４回）
代表取締役社長	山本 一樹	100%（４回／４回）
社外取締役 監査等委員	井上 正基	100%（４回／４回）
社外取締役 監査等委員	濱本 晃郎	100%（２回／２回）
社外取締役 監査等委員	青木 透	100%（２回／２回）

（注）１．濱本晃郎氏については、2025年９月26日開催の定時株主総会終結のときをもって退任したため、在任期間中の開催回数と出席回数を記載しております。

２．青木透氏は、2025年９月26日に監査等委員である取締役に就任した以降の開催回数と出席回数を記載しております。

当事業年度に開催した指名・報酬諮問委員会では、主に取締役の評価及び選任に関する事項、サクセッションプラン並びに報酬体系等について審議を行いました。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 7名 女性 2名 (役員のうち女性の比率22.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長 取締役会議長	石脇 秀夫	1948年 3 月21日生	2004年 9 月 テス・エンジニアリング株式会社入社 2008年 2 月 同社執行役員東京支店長兼経営企画室長 2008年 7 月 同社常務取締役東京支店長 2009年 7 月 同社代表取締役社長 同年同月 テス・テクノサービス株式会社 (現当社) 取締役 2012年 8 月 当社代表取締役社長 2012年10月 共立エンジニアリング株式会社代表取締役社長 2017年 7 月 テス・エンジニアリング株式会社代表取締役会長 2017年 9 月 共立エンジニアリング株式会社取締役 2018年 4 月 当社代表取締役会長兼社長 2022年 9 月 当社取締役会長取締役会議長 (現任)	(注) 3	10,000,100 (注) 5
代表取締役社長	山本 一樹	1970年10月30日生	1993年 4 月 テス・エンジニアリング株式会社入社 2009年 7 月 同社取締役東京支店長兼東日本営業本部長 2010年 4 月 同社取締役東京支店長兼営業本部長 2012年 8 月 テス・テクノサービス株式会社 (現当社) 取締役 2013年 1 月 エナジーアンドパートナーズ株式会社代表取締役 2014年 7 月 テス・エンジニアリング株式会社取締役経営企画室長 2017年 7 月 同社取締役企画本部長 2018年 4 月 当社専務取締役管理本部長 2022年 9 月 当社代表取締役社長 (現任)	(注) 3	5,858,600 (注) 6
専務取締役	高崎 敏宏	1971年 4 月12日生	1995年 4 月 テス・エンジニアリング株式会社入社 2014年 7 月 同社執行役員東京支店長兼営業本部長 2017年 7 月 同社取締役東京支店長兼営業本部長 同年同月 同社代表取締役社長 (現任) 2018年 4 月 当社取締役 2022年 9 月 当社専務取締役 (現任)	(注) 3	5,754,000 (注) 7
取締役 ESG・女性活躍 推進担当兼人財 戦略本部長	吉田 麻友美 (戸籍上の氏名 : 豊田 麻友美)	1971年10月 9 日生	1994年 9 月 米国日本旅行北米販売センター (Nippon Travel Agency, Pacific) 入社 1997年 7 月 中央青山監査法人入所 (国際本部翻訳プロフェッショナル) 2001年 4 月 同所事業開発本部環境監査部 2003年 9 月 株式会社中央青山サステナビリティ認証機構へ在籍出向 2006年 3 月 同社取締役 2007年 7 月 あらた監査法人 (現PwC Japan有限責任監査法人) 入所、株式会社あらたサステナビリティ認証機構へ在籍出向 2008年 4 月 株式会社日本スマートエナジー (現株式会社日本スマートエナジー認証機構) 入社 2009年 5 月 同社代表取締役 2014年 6 月 株式会社スマートエナジー取締役 2022年 5 月 当社入社 執行役員ESG・女性活躍推進担当 2022年 9 月 当社取締役ESG・女性活躍推進担当 2024年 1 月 当社取締役ESG・女性活躍推進担当兼人財戦略本部長 (現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	大倉 博之	1960年4月29日生	1984年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 1989年4月 建設省（現国土交通省）建設経済局調査情報課係長（出向） 1991年5月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）東京営業本部第二部長代理 1993年8月 同行資本市場部部長代理 1994年4月 同行支店部企業戦略開発室推進役 1997年10月 同行神宮前支店取引先課長 1998年4月 三和証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）部長代理（出向） 1999年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）法人業務部事業承継チーム部長代理 2011年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）退行 2011年7月 税理士法人KTS入所 2015年3月 同所退所 2015年5月 株式会社サンビジネスサポート代表取締役（現任） 2017年9月 株式会社トービ監査役（現任） 2018年4月 当社監査等委員である取締役（現任）	(注) 4	-
取締役 (監査等委員)	井上 正基	1962年10月21日生	1985年4月 岡谷鋼機株式会社入社 2006年3月 同社大飯店生活産業部室長 2009年3月 同社配管住設本部室長 2013年2月 同社退社 2013年3月 株式会社櫻製作所取締役社長室長 2013年4月 株式会社EPP代表取締役社長（現任） 2013年6月 株式会社櫻製作所代表取締役社長（現任） 2014年11月 株式会社櫻エナジー代表取締役社長（現任） 2018年4月 当社監査等委員である取締役（現任） 2019年2月 株式会社櫻ホールディングス代表取締役社長（現任） 2019年7月 株式会社櫻ファシリティマネジメント代表取締役社長（現任） 2021年10月 光陽産業株式会社代表取締役社長 2022年4月 櫻合同会社職務執行者（現任） 2024年12月 Takeda Works株式会社代表取締役会長（現任） 2025年5月 光陽産業株式会社代表取締役会長（現任）	(注) 4	-
取締役 (監査等委員)	青木 透	1961年7月11日生	1984年4月 旭化成工業株式会社入社 1990年3月 株式会社日本エル・シー・エー入社 1992年7月 株式会社三和総合研究所（現三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）入社 2002年4月 株式会社UFJ総合研究所（現三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）経営戦略第1部長 2006年4月 同社経営戦略部長 2014年6月 同社執行役員コンサルティング・国際事業本部大阪副本部長兼組織人事戦略部長 2016年3月 同社退社 2016年4月 キャリバーマネジメントAOKI代表兼株式会社Consulte HYAKUNEN最高顧問（現任） 2017年6月 株式会社テクノスマート社外取締役監査等委員（現任） 2025年9月 当社監査等委員である取締役（現任）	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	中坪 治	1965年2月17日生	1988年4月 住友重機械工業株式会社入社 1993年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2000年10月 中央青山監査法人(みずほ監査法人に法人名変更後に解散)入所 2002年3月 公認会計士登録 2002年3月 株式会社中央青山サステナビリティ認証機構へ在籍出向 2005年9月 環境省総合環境政策局入省 2007年9月 あらた監査法人(現PwC Japan有限責任監査法人)入所 株式会社あらたサステナビリティ認証機構へ在籍出向 日本公認会計士協会経営研究調査会サステナビリティ開示専門部会委員 2012年7月 社会医療法人財団互恵会大船中央病院入職 2013年8月 株式会社ロッピングライフ入社 2020年1月 藍澤証券株式会社(現アイザワ証券株式会社)入社 2025年7月 中坪治公認会計士事務所所長(現任) 2025年9月 当社監査等委員である取締役(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	重盛 三千緒	1964年7月4日生	1985年4月 バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店入社 2001年1月 大和住銀投信投資顧問株式会社(現三井住友DSアセットマネジメント株式会社)入社 2002年7月 エンゲルハード・メタルズ・ジャパン株式会社(現BASF・メタルズ・ジャパン株式会社)入社 2011年8月 バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店入社 2015年9月 株式会社エクスチェンジコーポレーション(現株式会社Paidy)入社 2017年7月 LeapMind株式会社入社 2018年6月 株式会社ジョリーグッド取締役CFO 2022年6月 ソシウム株式会社取締役CFO 2024年2月 株式会社Glocalist 社外取締役 2025年9月 当社監査等委員である取締役(現任) 2025年10月 TRICOLORE株式会社フェロー財務アドバイザー(現任) 2025年11月 株式会社MobiSavi財務戦略ディレクター(現任) 2026年4月 RadioNano Therapeutics株式会社財務戦略ディレクター(現任)	(注)4	-
計					21,612,700

(注)1. 監査等委員である取締役大倉 博之、井上 正基、青木 透、中坪 治及び重盛 三千緒は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会の体制は、次のとおりであります。

委員長 大倉 博之、委員 井上 正基、青木 透、中坪 治、重盛 三千緒

3. 2025年6月期に係る定時株主総会終結の時から2026年6月期に係る定時株主総会終結の時であります。

4. 2025年6月期に係る定時株主総会終結の時から2027年6月期に係る定時株主総会終結の時であります。

5. 取締役会長 取締役会議長 石脇 秀夫の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社ストーンサイドが所有する株式数を含んでおります。

6. 代表取締役社長 山本 一樹の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社Y及び株式会社Kが所有する株式数を含んでおります。

7. 専務取締役 高崎 敏宏の所有株式数は、同氏が実質的に支配する資産管理会社である合同会社たかおか屋が所有する株式数を含んでおります。

社外役員の状況

a. 有価証券報告書提出日現在の員数等

有価証券報告書提出日現在の当社の社外取締役は5名であり、5名ともが監査等委員である取締役であります。

大倉博之氏は、主に銀行において金融、資本政策業務等に従事されてきた中で豊富な業務経験及び知識を有しております。その業務経験及び知識は、当社の経営管理と経理財務の監督において重要な役割を果たしております。井上正基氏は、主に事業会社において鉄鋼業界に精通した豊富な業務経験及び知識を有しております。その業務経験及び知識は、エンジニアリングを中心とした当社事業の業務執行の監督において重要な役割を果たしております。両氏は共に経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社経営全般に関する意見、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待してそれぞれ2018年4月に社外取締役として選任しております。

そして、青木透氏は、主にコンサルティング事業会社において、人事戦略、人材育成、経営戦略等の豊富なコンサルティング業務の経験を積み、また、事業会社における監査等委員を長年務め、豊富な知見を有しております。また、中坪治氏は、主に監査法人、事業会社及び環境省において、公認会計士として、会計監査、CSR報告書に対する保証、環境コンサルタント業務及び環境行政等に従事し豊富な経験を積み、加えて、証券会社において、引受審査業務を経験し豊富な知見を有しております。両氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の豊富な経験と幅広い見識を有していることにより社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断して、それぞれ2025年9月に社外取締役として選任しております。

さらに、重盛三千緒氏は、主に金融機関において、財務・税務管理、内部監査対応等に従事し豊富な経験を積み、また、スタートアップ業界において、資金調達、内部統制システムの構築、投資家対応等を経験し、豊富な知見を有しております。同氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、財務・税務的な観点のほか、経営全般に関する意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、2025年9月に社外取締役として選任しております。

なお、当社は、大倉博之氏、井上正基氏、青木透氏、中坪治氏及び重盛三千緒氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

b. 当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

大倉博之氏、井上正基氏、青木透氏、中坪治氏及び重盛三千緒氏と当社との間に記載すべき取引等の関係はなく、人的関係、資本的関係その他特別な利害関係はありません。

c. 企業統治において果たす機能及び役割並びに独立性に関する基準又は方針の内容及び選任状況に関する考え方

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を選任しており、経営の独立性を確保していると認識しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との連携

社外取締役（監査等委員である取締役。以下本 においては同じ。）と内部監査室との連携については、監査結果の双方向の情報交換による相互補完を行う方針とし、それぞれ効果的・効率的な監査を実施するために、社外取締役は、内部監査室から内部監査計画及び内部監査結果の報告を受ける体制としております。

また、社外取締役は、監査等委員会において監査計画及び監査結果、会計監査結果等について情報共有及び意見交換を行うとともに、監査等委員会及び取締役会で報告を受ける体制としております。

社外取締役と会計監査人との連携については、コーポレート・ガバナンスの充実という要請に応えるために、社外取締役と会計監査人とは、相互の信頼関係を基礎としながら、緊張感ある協力関係の下で、双方向からの積極的な連携を図り、監査の質の向上に努めます。また、監査上必要な事項について、適宜情報交換・意見交換を行うことによりそれぞれの監査業務に役立てられる体制としております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

有価証券報告書提出日現在、当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役5名（全員が社外取締役）で監査等委員会が構成されております。監査等委員会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時の監査等委員会を開催しております。

監査等委員会における具体的な検討内容は、重要会議に関する事項、内部統制システムの整備に関する事項、コンプライアンス体制に関する事項、重要な投資案件におけるリスク事象等に関する事項、サステナビリティに関する事項等であります。なお、監査等委員である取締役大倉博之氏は、長年にわたり金融機関等に在籍し、金融・資本政策業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査等委員である取締役中坪治氏は、主に監査法人、事業会社及び環境省において、公認会計士として、会計監査、CSR報告書に対する保証、環境コンサルタント業務及び環境行政等に従事し豊富な経験を積み、加えて、証券会社において、引受審査業務を経験し豊富な知見を有するものであります。さらに、監査等委員である取締役重盛三千緒氏は、主に金融機関において、財務・税務管理、内部監査対応等に従事し豊富な経験を積み、また、スタートアップ業界において、資金調達、内部統制システムの構築、投資家対応等を経験し、豊富な知見を有しております。同氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。

なお、監査等委員は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員等への質問等の監査手続きを通じて、経営に対する適正な監督・監査体制を確保しております。

当事業年度（2026年6月期）において監査等委員会を月1回以上開催しており、個々の監査等委員である取締役の出席状況については次のとおりであります。なお、藤井克重氏及び濱本晃郎氏は2025年9月26日開催の定時株主総会終結のときをもって退任したため、在任期間中の当事業年度において開催された監査等委員会の出席状況となります。また、青木透氏、中坪治氏、重盛三千緒氏の出席状況は、2025年9月26日就任以降の当事業年度において開催された監査等委員会の出席状況となります。

氏名	開催回数	出席回数
藤井 克重	3回	3回
濱本 晃郎	3回	3回
大倉 博之	13回	13回
井上 正基	13回	13回
青木 透	10回	10回
中坪 治	10回	10回
重盛 三千緒	10回	10回

内部監査の状況

a. 内部監査の目的

法令及び社内規程・マニュアルへの準拠状況の確認に加え、経営上の課題や業務プロセスに係るリスクを踏まえた業務監査を通じて、ガバナンスの向上に寄与することを目的としております。

b. 内部監査の組織・人員・手続

内部監査室は、代表取締役直下の独立した部門です。公認内部監査人（CIA）及び公認不正検査士（CFE）等の専門資格を保有する2名で構成されております。

内部監査室は、毎期人財育成費予算として90万円を確保し、資格取得や講座受講を奨励しております。人員はこれを利用し、有料講座（上記資格の維持講座等）受講及び新規資格取得、専門団体（日本内部監査協会、日本公認不正検査士協会、日本監査役協会等）の会合を通じて、スキル向上を図っております。

代表取締役の承認を受けた内部監査計画に基づき、グループ各社を対象とした監査を実施し、各社のリスクマネジメント及び統制活動の有効性を確認しております。

その他、必要に応じて当社グループの経営課題及びリスクを踏まえた領域を監査テーマとして選定し、組織横断的な監査を実施しております。また、各部門が内部統制を自ら評価・改善することを目的として、従業員を対象にしたアンケート形式によるCSA（コントロール・セルフ・アセスメント）も監査手法の一つとして導入しております。

監査結果に応じて、各部門・子会社に対して改善指示又は提言を行い、当該部門・子会社から改善計画書又は改善報告書を受領しております。その後当期内又は翌期の監査時に、内部監査室によるフォローアップを実施し、改善策が有効に運用されているかを確認しております。

監査結果については、実施の都度、代表取締役及び監査等委員に報告すると共に、毎月の取締役会で報告をすることと、内部監査の実効性を確保しております。

c. 内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携等

1) 三様監査の連携状況

内部監査室、監査等委員会及び会計監査人は、四半期ごとの報告会において、各監査の計画、実施状況及び監査結果に関する情報共有・意見交換を行うことにより、監査上の課題認識を共有し、相互連携を図っております。

具体的には、以下の事項について、情報共有・意見交換しております。

- ・会計監査人の監査計画、監査及びレビュー結果
- ・内部監査室の監査計画、監査結果
- ・監査等委員会の監査計画、監査結果
- ・上記に付随する質疑事項

2) 内部監査と会計監査人の連携状況

1)に加えて、内部監査室と会計監査人は、内部統制に関する情報共有・意見交換を適宜行うことにより、監査の実効性向上を図っております。

3) 内部監査と監査等委員の連携状況

1)に加えて、内部監査室は事務局として、毎月の監査等委員会及び監査等委員監査に同席しております。

また、内部監査及び監査等委員監査を通じて把握した課題・リスクに関する情報共有・意見交換を適宜行うことにより、監査の実効性向上を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

オリエント監査法人

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 岡本 徹

業務執行社員 前田 佳久

業務執行社員 小野坂 幸一

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人に必要とされる独立性、専門性及び品質管理体制等と、当社グループの事業活動を監査する体制を有していること、効率的かつ効果的な監査業務の運営が期待できること等から、適任であると判断したためであります。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査法人と監査等委員会とのコミュニケーションや監査報告会等を通じ、独立性や専門性を有しているか確認の上、監査の方法及び結果は相当であると、評価しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前々連結会計年度及び前々事業年度 仰星監査法人

前連結会計年度及び前事業年度 オリエント監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

オリエント監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

仰星監査法人

(2) 当該異動の年月日

2024年9月27日(第15期定時株主総会開催予定日)

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日
2018年4月1日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である仰星監査法人は、2024年9月27日開催予定の第15期定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。監査等委員会は、現会計監査人の監査継続年数が長期にわたっていることや、近年の監査報酬が増加傾向にあり、今後も増加する可能性等を考慮して、当社の企業規模、利益規模に適した監査対応と監査報酬の相当性について検討した結果、新たにオリエント監査法人を会計監査人として選任いたしました。

監査等委員会がオリエント監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の継続監査年数を考慮し、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人として必要とされる専門性、独立性、品質管理体制等の観点及び監査報酬の水準等を総合的に検討した結果、同法人は当社の会計監査を適切かつ妥当に行われることを確保する体制を整えており、新たな会計監査人として適任であると判断したためであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査等委員会の意見
妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	17	-	18	-
連結子会社	19	-	18	-
計	37	-	37	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.除く）
該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
（前連結会計年度）
該当事項はありません。

（当連結会計年度）
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針
監査計画、監査時間等を会計監査人と協議し、監査等委員会の同意を得て決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由
監査等委員会は、取締役及び会計監査人等から報酬の検討に必要な資料の提示を受け、併せて会計監査人から監査計画の概要、監査項目別の監査時間について説明を受け検討した結果、監査報酬は合理的であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項に定める同意をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 取締役の報酬等の上限額について

当社は、取締役の報酬等の上限額を株主総会で定めており、年間の役員報酬は、「役員規定」に基づき、その上限額の範囲内で支給することとしております。なお、役員報酬限度額は、以下のとおりです。

役員報酬限度額 (年 額)	監査等委員である取締役を除く取締役	500,000千円 2018年 3 月13日開催の臨時株主総会で決議。決議時点の監査等委員である取締役を除く取締役の員数 3 名。
	監査等委員である取締役	50,000千円 2018年 3 月13日開催の臨時株主総会で決議。決議時点の監査等委員である取締役の員数 3 名。

b. 監査等委員である取締役を除く取締役の報酬等について

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本bにおいて同じ。）の報酬等の算定方法の決定に関する方針について、2021年 2 月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬及び評価報酬（以下総称して「基本報酬」という。）とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬及び月例の評価報酬を合算した額としております。

固定報酬額は、当社グループにおける役員としての経験年数を通算した期間（一月未満は切り捨てる。）に応じ、役員規定に基づき決定するものとし、評価報酬額は、前事業年度における当社及び当社グループの業績、並びに前事業年度における各取締役の貢献度等を踏まえ、役員規定に基づき総合的に勘案して決定するものとしております。

基本報酬には役員賞与は含まれず、また、役員賞与は支給しておりません。なお、将来的に役員賞与を支給する可能性があることは否定されず、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社は、当社の取締役に対し、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しません（ただし、既に取締役が付与された当社株式にかかる新株予約権は除く。）。なお、将来的に業績連動報酬等及び非金銭報酬等を支給する可能性があることは否定されず、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬等の種類の比率は、基本報酬100%としております。

業績連動報酬等及び非金銭報酬等を支給することとなった場合は、指名・報酬諮問委員会において報酬等の種類ごとの比率の目安について検討を行い、取締役会（下記 5 の委任を受けた代表取締役社長）は指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

５．取締役の個人別の報酬等の内容決定についての委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものと
 し、その権限の内容は、各取締役の評価報酬の額としております。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し
 答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を十分尊重し、決定をしなければな
 らないこととしております。

ｃ．監査等委員である取締役の報酬等について

当社は、2019年７月12日開催の指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、監査等委員である取締役の報酬等の算定方法
 の決定に関する方針について「役員規定」により定めております。

監査等委員である取締役の報酬等は、指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、監査等委員の職責及び経営人材の
 維持に資する水準を勘案して決定する方針であり、監査等委員である取締役は、その方針に基づき代表取締役が作成し
 た報酬等の原案（ただし、株主総会で定める上限額の範囲内とする。）に対して、協議により報酬等を決定してありま
 す。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び社 外取締役を除く。)	297	297	-	-	-	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	2	2	-	-	-	1
社外役員	36	36	-	-	-	6

(注) 上表には、2025年９月26日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役２名(う
 ち社外取締役１名)を含んでおります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式価値の変動又は株式に係る配当によって利益獲得を目的とする株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外を保有目的とする投資株式を純投資目的以外の投資株式として区分しております。

なお、当社が保有する株式は全て子会社関連会社株式であり、それ以外の保有目的が純投資目的若しくは純投資目的以外の目的である株式は保有しておりません。

テス・エンジニアリング株式会社における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）であるテス・エンジニアリング株式会社については以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

1. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

テス・エンジニアリング株式会社は、顧客や取引先との事業上の関係の維持・強化を通じて投資先企業及び当社グループの中長期的な企業価値向上を目的として、政策保有株式として保有しております。政策保有株式については、取締役会で個別銘柄の収益状況、便益及びリスク等を検証し、事業上の関係の維持・強化といった保有目的に資するかを総合的に勘案し、継続保有の可否について決定しております。

2. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	3	154
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	3	出資参画に伴う新規取得のため
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

3. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

提出会社における株式の保有状況

該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

人材戦略

当社グループは、「Total Energy Saving & Solution の実現により世界的なエネルギー脱炭素化に貢献する」ことをパーパスとして掲げております。2024年8月14日に発表した「TX2030 TESS Transformation 2030 / TESSグループ 中期経営計画（2025-2030）」では、既存の省エネ・再エネソリューションを収益基盤としつつ、「蓄電システム関連事業」及び「資源循環型バイオマス燃料事業」を注力事業分野と位置付け、成長投資と経営リソースを集中することで、事業構造の転換による高収益化と資本効率（ROE・ROIC）の向上を目指しております。

こうした中期経営計画の推進を担うのは人材であり、当社グループは「人が財（たから）」という考えのもと、人材への継続的な投資を通じて中長期的な企業価値の向上を実現することを人材戦略の根幹に据えております。特に、「蓄電システム関連事業」及び「資源循環型バイオマス燃料事業」といった注力事業分野の拡大には、これらを担う専門人材の確保・育成が不可欠であり、営業・エンジニアリング部門を中心とした人員の増強を重要な経営課題の一つとして位置付けております。以上の認識のもと、当社グループは人材戦略の基本方針として、次の3点を定めております。

- ・会社と個人の成長を促すための攻めの人材配置と育成
- ・やりがいと働きやすさを両立した制度や仕組み作り
- ・多様性が活きる文化、職場環境の構築

なお、これらの基本方針に基づく具体的な取り組み並びに人的資本に関する指標及び目標については、「第2事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載しております。

従業員の給与その他の給付の額及び内容の決定に関する方針

提出会社及び最大人員会社であるテス・エンジニアリング株式会社に係る方針を記載しております。

当社グループは、人材戦略を踏まえ、従業員が担う職務や役割、発揮された能力や成果に応じて適切に反映することを基本的な考え方としております。

正社員の給与は、本人の能力・技能・業務内容等を勘案して等級・号俸により決定する職務給や本人の勤続年数を勘案して決定する経験給、役職手当等の諸手当からなる基準報酬に、各種基準外手当及び時間外手当を加えて構成しております。基準報酬は年1回、人事評価制度に基づく評価結果を反映して見直しを行っており、あわせて、会社が定める資格の保有者に対する手当の支給等を通じて、専門性やスキルの習得を奨励しております。また、賞与は、会社の業績及び本人の勤務成績等を考慮して支給しております。

契約社員等（有期雇用契約に基づく従業員及びパートタイマーを含む。）の給与及び賞与についても、その職務内容及び役割等に応じて別途定める給与体系に基づき決定しており、正社員との間で不合理な待遇差が生じないよう配慮しております。

また、当社グループは、従業員の中長期的な企業価値向上への参画意識の醸成及び人的資本への投資の観点から、従業員持株会制度及び譲渡制限付株式付与制度を導入しております。

(2)【従業員の状況】

連結会社の状況

2026年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
エンジニアリング事業	223
エネルギーサプライ事業	226
報告セグメント計	449
全社（共通）	77
合計	526

(注) 1. 従業員数は就業人員（正社員のほか、契約社員を含む。）であり、臨時雇用者数（派遣社員）は含んでおりません。

2. 平均臨時雇用者数は、臨時雇用者数（派遣社員）の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

3. 全社（共通）は、管理部門等に所属している従業員数であります。

4. 前連結会計年度末に比べ従業員数が55名増加しております。主な理由は、事業拡大に向けた新卒社員、中途社員の採用に伴う増加によるものであります。

提出会社の状況

2026年 6 月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の 対前事業年度増減率 （％）
60	37.5	8.6	6,171	7.5

- （注）１．従業員数は就業人員（正社員のほか、契約社員を含む。）であり、臨時雇用者数（派遣社員）は含んでおりません。
- ２．平均臨時雇用者数は、臨時雇用者数（派遣社員）の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
- ３．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金（通勤手当を除く）を含んでおります。
- ４．平均勤続年数の算定にあたっては、テス・エンジニアリング株式会社における勤続年数を通算しております。
- ５．当社の従業員は全て全社（共通）に所属しております。

最大人員会社の状況

当事業年度における従業員数が最も多い会社
 テス・エンジニアリング株式会社

2026年 6 月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の 対前事業年度増減率 （％）
369	39.8	8.0	6,425	8.2

- （注）１．従業員数は就業人員（正社員のほか、契約社員を含む。）であり、臨時雇用者数（派遣社員）は含んでおりません。
- ２．平均臨時雇用者数は、臨時雇用者数（派遣社員）の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
- ３．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金（通勤手当を除く）を含んでおります。

労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

a. 提出会社

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 3 年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

b. 連結子会社

当事業年度					
名称	管理的地位にある 労働者に占める 女性労働者の割合 （％） （注）１	男性労働者の 育児休業取得率 （％） （注）２	労働者の男女の賃金の額の差異（％） （注）１		
			全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
テス・エンジニアリング(株)	1.4	45.5	54.6	52.0	64.3

- （注）１．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
- ２．「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 3 年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成 3 年労働省令第25号）第71条の 6 第 1 号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2025年7月1日から2026年6月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2025年7月1日から2026年6月30日まで）の財務諸表について、オリエント監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、各種団体が主催するセミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 22,875	2 19,136
受取手形	86	570
売掛金	2 2,661	2 5,522
完成工事未収入金	278	35
契約資産	4,190	2,817
商品及び製品	73	100
仕掛品	47	107
未成工事支出金	138	198
不動産事業支出金	1,529	1,544
原材料及び貯蔵品	487	705
前渡金	7,726	8,511
その他	2 1,898	2 3,956
貸倒引当金	6	12
流動資産合計	41,986	43,194
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	5,196	6,583
減価償却累計額	1,475	1,751
減損損失累計額	751	755
建物及び構築物（純額）	2 2,969	2 4,075
機械装置及び運搬具	6 60,921	6 95,169
減価償却累計額	17,680	23,215
減損損失累計額	3,212	3,214
機械装置及び運搬具（純額）	2 40,029	2 68,739
工具、器具及び備品	308	303
減価償却累計額	196	188
減損損失累計額	0	1
工具、器具及び備品（純額）	2 111	2 113
土地	2 5,217	2 5,671
リース資産	2,277	2,419
減価償却累計額	1,654	1,805
減損損失累計額	20	21
リース資産（純額）	602	592
建設仮勘定	2 29,808	1,840
有形固定資産合計	78,738	81,034
無形固定資産		
のれん	526	494
契約関連無形資産	2 10,687	2 10,141
その他	2 3,995	2 4,490
無形固定資産合計	15,209	15,126
投資その他の資産		
投資有価証券	971	987
関係会社株式	1 674	1 649
関係会社出資金	1 22	1 22
繰延税金資産	3,330	3,127
デリバティブ債権	7,139	17,561
その他	3,190	3,243
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	15,328	25,591
固定資産合計	109,276	121,752
資産合計	151,262	164,946

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	894	1,505
工事未払金	1,993	862
短期借入金	3, 5 13,916	3, 5 17,731
1年内返済予定の長期借入金	2, 5 7,059	2, 5 6,912
リース債務	2 379	2 521
未払法人税等	415	1,076
契約負債	3,952	4,073
賞与引当金	364	437
契約損失引当金	9	42
完成工事補償引当金	23	86
その他	989	1,190
流動負債合計	29,996	34,439
固定負債		
長期借入金	2, 5 66,515	2, 5 62,145
リース債務	2 4,905	2 5,485
繰延税金負債	2,886	5,999
デリバティブ債務	172	-
資産除去債務	3,041	3,877
長期預り金	483	0
退職給付に係る負債	403	576
その他	3	3
固定負債合計	78,411	78,089
負債合計	108,408	112,529
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,760	6,813
資本剰余金	19,608	19,661
利益剰余金	13,778	15,540
自己株式	0	0
株主資本合計	40,146	42,015
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	34	1
繰延ヘッジ損益	2,238	9,857
為替換算調整勘定	205	245
その他の包括利益累計額合計	2,410	10,101
非支配株主持分	296	300
純資産合計	42,853	52,417
負債純資産合計	151,262	164,946

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
売上高	1 36,684	1 51,217
売上原価	29,230	40,799
売上総利益	7,453	10,417
販売費及び一般管理費	2, 3 4,905	2, 3 5,091
営業利益	2,548	5,326
営業外収益		
受取利息	33	133
受取配当金	7	1
受取賃貸料	87	90
受取保険金	188	131
為替差益	-	263
匿名組合投資利益	341	16
保険返戻金	10	2
補助金収入	242	79
その他	176	90
営業外収益合計	1,086	809
営業外費用		
支払利息	1,233	1,661
持分法による投資損失	444	38
デリバティブ評価損	1,828	166
固定資産圧縮損	196	20
支払手数料	210	108
為替差損	197	-
その他	164	304
営業外費用合計	4,276	2,300
経常利益又は経常損失()	641	3,834
特別利益		
投資有価証券売却益	4 513	-
負ののれん発生益	5 471	-
特別利益合計	985	-
特別損失		
段階取得に係る差損	6 292	-
退職給付費用	-	126
特別損失合計	292	126
税金等調整前当期純利益	51	3,708
法人税、住民税及び事業税	946	1,318
法人税等調整額	1,212	155
法人税等合計	265	1,474
当期純利益	317	2,233
非支配株主に帰属する当期純利益	112	110
親会社株主に帰属する当期純利益	204	2,123

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
当期純利益	317	2,233
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	34	32
繰延ヘッジ損益	2,190	7,618
為替換算調整勘定	100	7
持分法適用会社に対する持分相当額	76	32
その他の包括利益合計	1, 2 1,978	1, 2 7,691
包括利益	2,296	9,925
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,186	9,815
非支配株主に係る包括利益	110	110

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,760	19,608	14,715	0	41,083
当期変動額					
新株の発行	0	0			0
剰余金の配当			1,128		1,128
親会社株主に帰属する当期純利益			204		204
連結範囲の変動			13		13
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	0	0	936	-	936
当期末残高	6,760	19,608	13,778	0	40,146

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	-	48	380	429	283	41,796
当期変動額						
新株の発行						0
剰余金の配当						1,128
親会社株主に帰属する当期純利益						204
連結範囲の変動						13
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	34	2,190	174	1,981	12	1,993
当期変動額合計	34	2,190	174	1,981	12	1,057
当期末残高	34	2,238	205	2,410	296	42,853

当連結会計年度（自 2025年 7月 1日 至 2026年 6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,760	19,608	13,778	0	40,146
当期変動額					
新株の発行	52	52			105
剰余金の配当			361		361
親会社株主に帰属する当期純利益			2,123		2,123
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	52	52	1,762	-	1,868
当期末残高	6,813	19,661	15,540	0	42,015

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	34	2,238	205	2,410	296	42,853
当期変動額						
新株の発行						105
剰余金の配当						361
親会社株主に帰属する当期純利益						2,123
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	32	7,618	39	7,691	4	7,695
当期変動額合計	32	7,618	39	7,691	4	9,564
当期末残高	1	9,857	245	10,101	300	52,417

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 7月 1日 至 2025年 6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7月 1日 至 2026年 6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	51	3,708
減価償却費	4,523	7,096
固定資産圧縮損	196	20
退職給付費用	-	126
段階取得に係る差損益（は益）	292	-
のれん償却額	32	32
負ののれん発生益	471	-
貸倒引当金の増減額（は減少）	0	5
賞与引当金の増減額（は減少）	103	72
契約損失引当金の増減額（は減少）	12	33
完成工事補償引当金の増減額（は減少）	17	63
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	33	46
受取利息及び受取配当金	40	134
支払利息	1,233	1,661
為替差損益（は益）	173	129
持分法による投資損益（は益）	444	38
投資有価証券売却損益（は益）	513	-
デリバティブ評価損益（は益）	1,828	166
売上債権の増減額（は増加）	617	3,101
契約資産の増減額（は増加）	454	1,372
棚卸資産の増減額（は増加）	73	357
前渡金の増減額（は増加）	985	3,064
立替金の増減額（は増加）	18	13
長期預り金の増減額（は減少）	-	483
仕入債務の増減額（は減少）	1,131	565
未払金の増減額（は減少）	197	127
未払消費税等の増減額（は減少）	2,397	406
契約負債の増減額（は減少）	2,196	121
その他	230	146
小計	10,129	7,169
利息及び配当金の受取額	46	66
利息の支払額	1,291	1,656
法人税等の支払額	1,226	876
法人税等の還付額	149	397
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,806	5,099
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	8,868	6,404
有形固定資産の除却による支出	-	17
無形固定資産の取得による支出	103	957
投資有価証券の取得による支出	649	3
投資有価証券の売却による収入	521	-
投資有価証券の償還による収入	-	50
定期預金の預入による支出	1,600	-
定期預金の払戻による収入	1,567	14
投資事業組合からの分配による収入	9	7
関係会社出資金の払込による支出	21	-
出資金の分配による収入	6	-
連結の範囲の変更を伴う子会社出資金の取得による支出	2 29	-
その他	1	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,165	7,311

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	966	3,815
リース債務の返済による支出	448	401
長期借入れによる収入	12,074	5,986
長期借入金の返済による支出	5,382	10,504
配当金の支払額	1,128	361
非支配株主への配当金の支払額	97	105
新株予約権の行使による株式の発行による収入	0	2
引出制限付預金の純増減額（ は増加）	2,188	118
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,794	1,448
現金及び現金同等物に係る換算差額	103	55
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	2,333	3,605
現金及び現金同等物の期首残高	14,098	16,431
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 16,431	¹ 12,825

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 22社

主要な連結子会社の名称

テス・エンジニアリング株式会社

共立エンジニアリング株式会社

プライムソーラー合同会社

テス・アセットマネジメント合同会社

エナジーアンドパートナーズ株式会社

合同会社T&Mソーラー

合同会社ソーラーエナジー・クリエイト

合同会社淡路佐野ソーラーパワーを営業者とする匿名組合

霧島万膳地熱エネルギー合同会社

合同会社高知室戸ソーラーパワーを営業者とする匿名組合

合同会社千葉香取ソーラーパワーを営業者とする匿名組合

PT PTEC RESEARCH AND DEVELOPMENT

合同会社茨城牛久ソーラーパワーを営業者とする匿名組合

プライムソーラー 2 合同会社を営業者とする匿名組合

PTEC SINGAPORE PTE . LTD.

PT INTERNATIONAL GREEN ENERGY

プライムソーラー 3 合同会社

合同会社熊本錦グリーンパワー

株式会社伊万里グリーンパワー

合同会社群馬谷川岳 hidroパワー

合同会社福岡みやこソーラーパワーを営業者とする匿名組合

テスロジスティクス合同会社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 4社

主要な会社名

インテリジェントソーラーシステム株式会社

三重エネウッド株式会社

VTユーティリティーズサービス株式会社

TOLL CUX INVESTMENTS LIMITED

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、共立エンジニアリング株式会社、プライムソーラー合同会社、テス・アセットマネジメント合同会社、エナジーアンドパートナーズ株式会社、合同会社高知室戸ソーラーパワーを営業者とする匿名組合、霧島万膳地熱エネルギー合同会社、合同会社千葉香取ソーラーパワーを営業者とする匿名組合、PT PTEC RESEARCH AND DEVELOPMENT、合同会社茨城牛久ソーラーパワーを営業者とする匿名組合、プライムソーラー 2 合同会社を営業者とする匿名組合、PTEC SINGAPORE PTE. LTD.、PT INTERNATIONAL GREEN ENERGY、プライムソーラー 3 合同会社、合同会社熊本錦グリーンパワー、株式会社伊万里グリーンパワー、合同会社群馬谷川岳 hidro パワー、合同会社福岡みやこソーラーパワーを営業者とする匿名組合、テスロジスティクス合同会社の決算日は 3 月 31 日であり、その決算日の財務諸表を使用して連結財務諸表を作成しております。連結財務諸表の作成にあたって、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、合同会社 T&M ソーラーの決算日は 12 月 31 日、合同会社ソーラーエナジー・クリエイトの決算日は 1 月 31 日、合同会社淡路佐野ソーラーパワーを営業者とする匿名組合の決算日は 9 月 30 日であり、連結財務諸表の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ 棚卸資産

原価法（貸借対照表額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

商品及び製品	主として先入先出法
仕掛品	個別法
未成工事支出金	個別法
不動産事業支出金	個別法
原材料及び貯蔵品	主として移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法及び定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2 ～ 45 年
機械装置及び運搬具	2 ～ 22 年
工具、器具及び備品	2 ～ 20 年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	1 ～ 5 年
契約関連無形資産	8 ～ 20 年

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 完成工事補償引当金

完成工事及び製品の瑕疵担保責任に基づく補償費に備えるため、将来の見積補償額に基づき計上しております。

ニ 契約損失引当金

外部取引先との契約の残存期間に発生する損失に備えるため、将来負担すると見込まれる損失額を見積計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ エネルギープラントやユーティリティ設備のEPC

主に顧客との工事請負契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、予測される工事原価総額に対する発生原価の割合に基づいて行っております。

ロ 再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電

当社グループの有する再生可能エネルギー発電設備から発生する電気を顧客に供給した時点で、当該電力財に対する支配が顧客に移転したと判断し、当該電力の発電量に応じて収益を認識しております。

ハ オペレーション&メンテナンス

主に顧客との契約に基づき契約期間にわたり役務を提供するものであり、履行義務が充足される期間において契約に定められた金額に応じて収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を、振当処理の適用条件を満たす為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ア ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金

イ ヘッジ手段...為替予約、通貨スワップ

ヘッジ対象...外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

ハ ヘッジ方針

当社グループは業務を遂行する上で為替変動リスク及び金利変動リスクに晒されており、このリスクをヘッジする手段としてデリバティブ取引を行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額などを基礎にして判断しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における工事原価総額の見積り)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり認識された収益	15,326	18,078

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法

当連結会計年度末のエンジニアリング事業において工事請負契約等については、当連結会計年度末時点の進捗度に応じて収益を計上しております。進捗度は工事原価総額に対する当連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

エンジニアリング事業セグメントの工事請負契約は、主に太陽光設備工事の設計・施工を請負うものであります。実行予算は工事期間中の材料費、外注費の外部からの見積り情報や作業工数の詳細な積み上げに対して社内で承認された予定単価等を加味した労務費等に基づき算定しております。工事原価総額の見積りは、施工の遅延や当初想定していなかった事象の発生等による状況変化に伴い、見直しの必要性が生じることがあります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

工事請負契約の着手後に判明する事実の存在や現場の状況の変化によって作業内容等が変更され、当初の見積りの変更が発生した場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算方法について、従来まで簡便法によっておりましたが、当連結会計年度末より原則法により計算する方法へ変更しております。

この変更は、今後の中期的な人員計画等を勘案した結果、従業員規模が拡大していくものと見込まれること等から、今後は原則法による退職給付債務の計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られるものと判断したためであります。

この変更に伴い、当連結会計年度末における簡便法と原則法により計算した退職給付債務の差額126百万円を特別損失に計上しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた263百万円は、「受取賃貸料」87百万円、「その他」176百万円として組替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
関係会社株式	674百万円	649百万円
関係会社出資金	22百万円	22百万円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
現金及び預金	6,428百万円	6,310百万円
売掛金	761	1,110
流動資産 その他	435	711
建物及び構築物	477	1,699
機械装置及び運搬具	31,723	60,849
工具、器具及び備品	1	4
土地	4,518	4,518
建設仮勘定	28,522	-
契約関連無形資産	1,798	5,950
無形固定資産 その他	5,999	3,282
計	80,666	84,438

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	6,054百万円	6,044百万円
リース債務(流動負債)	133	139
長期借入金	63,936	59,538
リース債務(固定負債)	643	504
計	70,766	66,226

3 当座貸越契約

当社及び連結子会社においては、機動的かつ安定的な資金の調達を行うため取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	15,650百万円	22,650百万円
借入実行残高	11,400	14,731
差引額	4,250	7,919

4 保証債務

リース契約に対する連帯保証額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
VTユーティリティーズサービス株式会社	64百万円	46百万円

5 財務制限条項

(1) テスホールディングス株式会社

当社が締結しているシンジケートローン契約及び金銭消費貸借契約のうち、財務制限条項が付されているものの主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
長期借入金	17,000百万円	15,300百万円
うち、1年以内返済予定	1,700	1,700

ア．借入人は、借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額から為替予約純資産調整金額を差し引いた金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2024年6月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における調整後純資産のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持することを確約する。

イ．借入人は、借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益から為替予約経常損益調整金額を差し引いた金額に関して、それぞれ2期連続してマイナスの金額としないことを確約する。

(2) テス・エンジニアリング株式会社

連結子会社のテス・エンジニアリング株式会社が締結しているシンジケートローン契約及び金銭消費貸借契約のうち、財務制限条項が付されているものの主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
長期借入金	1,488百万円	1,358百万円
うち、1年以内返済予定	129	129

ア．2018年6月期以降の決算につき、各決算期末日における貸借対照表の純資産の部の金額を2017年6月末の純資産の部の金額の75%及び直前の決算期の純資産の金額の75%のいずれか高い方の金額を維持すること。

イ．2018年6月期以降の決算につき、損益計算書（単体及び連結）の経常利益が2期連続して損失を計上しないこと。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
長期借入金	246百万円	49百万円
うち、1年以内返済予定	197	49

テス・エンジニアリング株式会社は、本契約上の全ての債務の履行が完了するまで、次の各号を遵守することを確約する。

ア．2013年6月期以降の決算につき、各決算期末日における貸借対照表の純資産の部の金額を2012年6月末の純資産の部の金額の70%以上を維持すること。

イ．2013年6月期以降の決算につき、損益計算書（単体）の経常利益が2期連続して損失を計上しないこと。

ブライムソーラー合同会社は、テス・エンジニアリング株式会社及びブライムソーラー合同会社が本契約上の全ての債務の履行が完了するまで、次の各号を遵守することを確約する。

ア．2015年3月期以降の決算につき、各決算期末日における貸借対照表の純資産の部の金額を設立時の資本金の金額以上に維持すること。

イ．2015年3月期以降の決算につき、損益計算書(単体)の営業利益が損失とならないようにすること。

ウ．2015年3月期以降の決算につき、損益計算書(単体)の経常利益が損失とならないようにすること。

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
長期借入金	947百万円	864百万円
うち、1 年以内返済予定	82	82

- ア．2020年 6 月期以降の決算につき、各決算期末日における貸借対照表(単体及び連結)の純資産の部の金額を2019年 6 月末の純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上を維持すること。
- イ．2020年 6 月期以降の決算につき、損益計算書(単体及び連結)の経常損益が2 期連続して損失を計上しないこと。

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
長期借入金	380百万円	304百万円
うち、1 年以内返済予定	76	76

- ア．借入人は、2021年 6 月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2020年 6 月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上を維持すること。
- イ．借入人は、2021年 6 月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を 0 円以上に維持すること。

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
長期借入金	657百万円	549百万円
うち、1 年以内返済予定	108	108

- ア．借入人は、2021年 6 月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2020年 6 月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上を維持すること。
- イ．借入人は、2021年 6 月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を 0 円以上に維持すること。

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
長期借入金	286百万円	71百万円
うち、1 年以内返済予定	215	71

- ア．2022年 6 月期決算を初回とし、以降各年度の決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、2021年 6 月期決算末日の事業年度の決算期末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%以上とすること。
- イ．各年度の決算期における借入人の単体の損益計算書に示される経常損益が、2022年 6 月期を初回とし、以降の決算期につき損失とならないようにすること。

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
長期借入金	1,110百万円	1,043百万円
うち、1年以内返済予定	67	67

- ア．2023年6月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2022年6月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直前の事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- イ．2023年6月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
長期借入金	437百万円	412百万円
うち、1年以内返済予定	25	25

- ア．2024年6月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2023年6月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直前の事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- イ．2024年6月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
短期借入金	300百万円	300百万円

- ア．2021年6月期以降の決算につき、各決算期末日における借入人の単体の貸借対照表の純資産の部の金額を前年度決算期の末日における純資産の部の合計額の75%以上に維持すること。
- イ．2021年6月期以降の各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書に示される経常損益を2期連続して損失としないこと。

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
短期借入金	1,000百万円	1,500百万円

- ア．2021年6月期以降の決算につき、各決算期末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額を、前期比75%以上に維持すること。
- イ．2021年6月期以降の決算につき、単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
短期借入金	1,000百万円	1,000百万円

- ア．借入人の各年度の決算期の末日における借入人単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または2021年6月に終了する決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持すること。
- イ．借入人の各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないこと。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
短期借入金	5,220百万円	8,001百万円
ア．2022年6月期以降の各事業年度の末日における報告書等の単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額を、2021年6月期末日における報告書等の単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額もしくは直前の事業年度の末日における報告書等の単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうちいずれか高い方の金額以上に維持すること。 イ．2022年6月期以降の各事業年度の末日における報告書等の単体の損益計算書における経常損益を損失としないこと。		

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
短期借入金	500百万円	500百万円
ア．2025年6月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表における単体の貸借対照表における純資産の部(資本の部)の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。 イ．2025年6月期以降の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。		

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
短期借入金	- 百万円	1,000百万円
ア．2014年6月決算期以降の各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額の75%以上に維持すること。 イ．2014年6月決算期以降の各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。		

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
短期借入金	- 百万円	2,000百万円
ア．2017年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2016年6月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額にいずれか大きい方の75%に維持すること。 イ．2017年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。		

(3) 合同会社淡路佐野ソーラーパワーを営業者とする匿名組合事業

連結子会社の合同会社淡路佐野ソーラーパワーを営業者とする匿名組合事業が締結している限度貸出借契約のうち、財務制限条項が付されているものの主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
長期借入金	833百万円	714百万円
うち、1年以内返済予定	119	119

決算日及び中間期末時点において以下を維持するものとする。

D/E比率90%以下

将来の連続する2「事業半期」に係る「計画DSCR」1.05以上

過去の連続する2「事業半期」に係る「実績DSCR」1.05以上

(4) 合同会社T&Mソーラー

連結子会社の合同会社T&Mソーラーが締結している金銭消費貸借契約のうち財務制限条項が付されているものの主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
長期借入金	3,484百万円	3,964百万円
うち、1年以内返済予定	388	460

次に掲げる要件のいずれについても、それぞれ2期連続して不充足としないことを確約する。

- ア．借入人の各年度の決算期の末日及びこれに対応する保証人の決算期の末日における借入人及び保証人のそれぞれの単体の貸借対照表における純資産の部の金額を単純合算した金額(2社分の合計金額)(以下、当該借入人の決算期に係る「合計純資産額」という。)が、当該借入人の決算期の直前の借入人の決算期又は2023年12月に終了する借入人の決算期に係る合算純資産額のいずれか大きい方の75%の金額以上であること。
- イ．借入人の各年度の決算期及びこれに対応する保証人の決算期に係る借入人及び保証人のそれぞれの単体の損益計算書上の経常損益を単純合算した金額(2社分の合計金額)が、ゼロ又はプラスの金額であること。

(5) 合同会社ソーラーエナジー・クリエイト

連結子会社の合同会社ソーラーエナジー・クリエイトが締結している金銭消費貸借契約のうち、財務制限条項が付されているものの主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
長期借入金	2,642百万円	2,364百万円
うち、1年以内返済予定	278	278

次に掲げる要件のいずれについても、それぞれ2期連続して不充足としないことを確約する。

- ア．借入人の各年度の決算期の末日及びこれに対応する保証人の決算期の末日における借入人及び保証人のそれぞれの単体の貸借対照表における純資産の部の金額を単純合算した金額(2社分の合計金額)(以下、当該借入人の決算期に係る「合算純資産額」という。)が、当該借入人の決算期の直前の借入人の決算期又は2026年1月に終了する借入人の決算期に係る合算純資産額のいずれか大きい方の75%の金額以上であること。
- イ．借入人の各年度の決算期及びこれに対応する保証人の決算期に係る借入人及び保証人のそれぞれの単体の損益計算書上の経常損益を単純合算した金額(2社分の合計金額)が、ゼロ又はプラスの金額であること。

(6) 合同会社高知室戸ソーラーパワーを営業者とする匿名組合事業

連結子会社の合同会社高知室戸ソーラーパワーを営業者とする匿名組合事業が締結しているシンジケートローン契約のうち、財務制限条項が付されているものの主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
長期借入金	5,397百万円	4,971百万円
うち、1年以内返済予定	426	434

決算日及び中間期末時点において以下を維持するものとする。

D/E比率90%以下

将来の連続する2「事業半期」に係る「計画DSCR」1.05以上

過去の連続する2「事業半期」に係る「実績DSCR」1.05以上

(7) 合同会社千葉香取ソーラーパワーを営業者とする匿名組合事業
 連結子会社の合同会社千葉香取ソーラーパワーを営業者とする匿名組合事業が締結しているシンジケート
 ローン契約のうち、財務制限条項が付されているものの主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
長期借入金	2,564百万円	2,342百万円
うち、1年以内返済予定	222	207

決算日及び中間期末時点において以下を維持するものとする。

D/E比率90%以下

将来の連続する2「事業半期」に係る「計画DSCR」1.05以上

過去の連続する2「事業半期」に係る「実績DSCR」1.05以上

(8) 合同会社茨城牛久ソーラーパワーを営業者とする匿名組合事業
 連結子会社の合同会社茨城牛久ソーラーパワーを営業者とする匿名組合事業が締結しているシンジケート
 ローン契約のうち、財務制限条項が付されているものの主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
長期借入金	6,256百万円	5,784百万円
うち、1年以内返済予定	471	478

決算日及び中間期末時点において以下を維持するものとする。

D/E比率90%以下

将来の連続する2「事業半期」に係る「計画DSCR」1.05以上

過去の連続する2「事業半期」に係る「実績DSCR」1.05以上

(9) 合同会社熊本錦グリーンパワー
 連結子会社の合同会社熊本錦グリーンパワーが締結しているシンジケートローン契約のうち、財務制限条項
 が付されているものの主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
長期借入金	1,571百万円	1,452百万円
うち、1年以内返済予定	119	119

合同会社熊本錦グリーンパワーは、自身及び保証人が本契約上の全ての債務の履行が完了するまで、以下の内容を守
 することを確約する。

2027年3月期末日を初回とし、それ以降の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における単体の損益計算書に
 記載される営業損益及び減価償却費の合計金額を貸付の元本及び利息の支払合計金額で除した数値を1.05以上に維持する
 こと。

テス・エンジニアリング株式会社は、合同会社熊本錦グリーンパワーが本契約上の全ての債務の履行が完了するまで、
 次の各号を遵守することを確約する。

- ア．2021年6月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額
 を、2020年6月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は
 直近の事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、
 いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- イ．2021年6月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を2回連続して
 損失としないこと。

(10) 合同会社福岡みやこソーラーパワーを営業者とする匿名組合

連結子会社の合同会社福岡みやこソーラーパワーを営業者とする匿名組合が締結している金銭消費貸借契約のうち、財務制限条項が付されているものの主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
長期借入金	- 百万円	15,273百万円
うち、1年以内返済予定	-	1,045

各「決算日」及び「中間決算日」において、以下に定める水準を維持するものとする。

D/E比率90%以下

将来の連続する2「事業半期」に係る「計画DSCR」1.05以上

過去の連続する2「事業半期」に係る「実績DSCR」1.05以上

6 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受け入れに伴い、有形固定資産の取得原価から控除している圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
機械装置及び運搬具	936百万円	956百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
役員報酬	474百万円	445百万円
給与手当	1,262	1,378
貸倒引当金繰入額	0	0
賞与引当金繰入額	207	242
退職給付費用	31	30
研究開発費	342	358
支払手数料	625	715

3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
研究開発費	342百万円	358百万円

4 投資有価証券売却益

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

当社が保有する投資有価証券のうち国内株式1銘柄を売却したことによるものであります。

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

該当事項はありません。

5 負ののれん発生益

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

合同会社福岡みやこソーラーパワーを営業者とする匿名組合に係る出資持分の全部を取得し子会社化したこと
によるものであります。

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

該当事項はありません。

6 段階取得に係る差損

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

合同会社福岡みやこソーラーパワーを営業者とする匿名組合に係る出資持分の全部を取得し子会社化したこと
によるものであります。

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2024年 7月 1日 至 2025年 6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7月 1日 至 2026年 6月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	53百万円	50百万円
組替調整額	-	-
計	53	50
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	3,001	11,397
組替調整額	78	684
計	3,079	10,712
為替換算調整勘定：		
当期発生額	100	7
組替調整額	-	-
計	100	7
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	76	32
組替調整額	-	-
計	76	32
法人税等及び税効果調整前合計	2,849	10,803
法人税等及び税効果額	870	3,111
その他の包括利益合計	1,978	7,691

2 その他の包括利益に関する法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年 7月 1日 至 2025年 6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7月 1日 至 2026年 6月30日)
その他有価証券評価差額金：		
法人税等及び税効果調整前	53百万円	50百万円
法人税等及び税効果額	18	17
法人税等及び税効果調整後	34	32
繰延ヘッジ損益：		
法人税等及び税効果調整前	3,079	10,712
法人税等及び税効果額	889	3,093
法人税等及び税効果調整後	2,190	7,618
為替換算調整勘定：		
法人税等及び税効果調整前	100	7
法人税等及び税効果額	-	-
法人税等及び税効果調整後	100	7
持分法適用会社に対する持分相当額：		
法人税等及び税効果調整前	76	32
法人税等及び税効果額	-	-
法人税等及び税効果調整後	76	32
その他の包括利益合計		
法人税等及び税効果調整前	2,849	10,803
法人税等及び税効果額	870	3,111
法人税等及び税効果調整後	1,978	7,691

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	70,644,130	2,000	-	70,646,130
合計	70,644,130	2,000	-	70,646,130
自己株式				
普通株式	130,156	-	-	130,156
合計	130,156	-	-	130,156

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加2,000株はストック・オプションの行使によるものであります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年 9 月27日 定時株主総会	普通株式	1,128	16.00	2024年 6 月30日	2024年 9 月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2025年 9 月26日 定時株主総会	普通株式	361	利益剰余金	5.12	2025年 6 月30日	2025年 9 月29日

当連結会計年度（自 2025年 7月 1日 至 2026年 6月30日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1，2	70,646,130	127,100	-	70,773,230
合計	70,646,130	127,100	-	70,773,230
自己株式				
普通株式	130,156	-	-	130,156
合計	130,156	-	-	130,156

（注）1．普通株式の発行済株式総数の増加13,000株はストック・オプションの行使によるものであります。

2．普通株式の発行済株式総数の増加114,100株は、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行によるものであります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2025年 9月26日 定時株主総会	普通株式	361	5.12	2025年 6月30日	2025年 9月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
 2026年 9月29日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2026年 9月29日 定時株主総会	普通株式	673	利益 剰余金	9.54	2026年 6月30日	2026年 9月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
現金及び預金勘定	22,875百万円	19,136百万円
引出制限預金	6,429	6,310
預入期間が3か月を超える定期預金	14	-
現金及び現金同等物	16,431	12,825

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

株式の追加取得により新たに合同会社福岡みやこソーラーパワーを営業者とする匿名組合を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,985百万円
固定資産	18,770
流動負債	1,148
固定負債	16,173
新規連結子会社株式の取得価額	3,433
支配獲得までの持分法評価額	1,252
負ののれん発生益	471
他の投資家から取得した未分配利益	366
段階取得に係る差損	292
追加取得した新規連結子会社株式の取得価額	1,634
現金及び現金同等物	1,605
差引:取得のための支出	29

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、太陽光発電事業における生産設備(「機械装置及び運搬具」、「工具、器具及び備品」)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

重要性がないため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に事業の開発計画等に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに完成工事未収入金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うことにより、回収遅延がないことを確認しながら、管理しております。

投資有価証券は、主に国債・社債であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金及び工事未払金は、1年以内の支払期日です。営業債務についてはその決済時において流動性リスクが存在しますが、当社グループでは、連結各社単位で資金繰り計画を作成し、適時に更新することにより、当該リスクを管理しております。

リース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

長期借入金、主に設備投資及び運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。変動金利の借入金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部については、支払金利の変動リスクを回避するために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引等、借入金に係る支払金利変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4. 会計方針に関する事項(7)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年６月30日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券(*2)			
満期保有目的の債券	100	99	0
其他有価証券	596	596	-
資産計	696	695	0
(1) 長期借入金(*3)	73,575	72,648	926
(2) リース債務(*3)	5,284	5,770	485
負債計	78,859	78,419	440
デリバティブ取引(*4)	6,967	6,967	-

当連結会計年度（2026年６月30日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券(*2)			
其他有価証券	706	706	-
(2) 流動資産 その他			
満期保有目的の債券	50	49	0
資産計	756	756	0
(1) 長期借入金(*3)	69,057	67,730	1,327
(2) リース債務(*3)	6,007	6,654	646
負債計	75,064	74,384	680
デリバティブ取引(*4)	17,561	17,561	-

(*1)「現金及び預金」、「売掛金」、「工事未払金」、「短期借入金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	275	281
関係会社株式	674	649
関係会社出資金	22	22
出資金	145	150

(*3)長期借入金及びリース債務には１年以内返済予定の金額を含めております。

(*4)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2025年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	22,875	-	-	-
受取手形	86	-	-	-
売掛金	2,661	-	-	-
完成工事未収入金	278	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券	50	50	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 外国債券	-	-	-	1,448
(2) 債券(社債)	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
合計	25,951	50	-	1,448

当連結会計年度(2026年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	19,136	-	-	-
受取手形	570	-	-	-
売掛金	5,522	-	-	-
完成工事未収入金	35	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券	50	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 外国債券	-	-	-	1,623
(2) 債券(社債)	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
合計	25,315	-	-	1,623

(注) 2 . 短期借入金、長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2025年 6 月30日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)
短期借入金	13,916	-	-	-	-	-
長期借入金	7,059	6,720	6,546	6,502	6,517	40,227
リース債務	379	384	399	354	316	3,450
合計	21,354	7,104	6,946	6,857	6,834	43,678

当連結会計年度 (2026年 6 月30日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)
短期借入金	17,731	-	-	-	-	-
長期借入金	6,912	6,738	6,985	6,710	6,360	35,350
リース債務	521	462	420	366	326	3,910
合計	25,165	7,200	7,405	7,077	6,686	39,260

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(１) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2025年６月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
外国債券	596	-	-	596
資産計	596	-	-	596
デリバティブ取引				
通貨関連	-	6,944	-	6,944
金利関連	-	23	-	23
負債計	-	6,967	-	6,967

当連結会計年度（2026年６月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
外国債券	706	-	-	706
資産計	706	-	-	706
デリバティブ取引				
通貨関連	-	16,556	-	16,556
金利関連	-	1,004	-	1,004
負債計	-	17,561	-	17,561

(2) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年6月30日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	99	-	99
資産計	-	99	-	99
長期借入金	-	72,648	-	72,648
リース債務	-	5,770	-	5,770
負債計	-	78,419	-	78,419

当連結会計年度(2026年6月30日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	49	-	49
資産計	-	49	-	49
長期借入金	-	67,730	-	67,730
リース債務	-	6,654	-	6,654
負債計	-	74,384	-	74,384

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

国債は相場価格又は基準価格を用いて評価しております。活発な市場で取引されているものはレベル１の時価とし、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないものはレベル２の時価として分類しております。

一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないものと並びに、将来キャッシュ・フローと当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに割引現在価値法により算定しているものがあり、いずれもレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。一部の長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、同様のリース取引において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券
 該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券
 前連結会計年度(2025年6月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	100	99	0
	(3) その他	-	-	-
	小計	100	99	0
合計		100	99	0

当連結会計年度(2026年6月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	50	49	0
	(3) その他	-	-	-
	小計	50	49	0
合計		50	49	0

３．その他有価証券

前連結会計年度（2025年６月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	596	649	53
	(3) その他	-	-	-
	小計	596	649	53
合計		596	649	53

当連結会計年度（2026年６月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	706	708	2
	(3) その他	-	-	-
	小計	706	708	2
合計		706	708	2

4．売却したその他有価証券

前連結会計年度（2025年6月30日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	521	513	-

当連結会計年度（2026年6月30日）

該当事項はありません。

5．減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度（2025年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年6月30日）

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(１) 金利関連

前連結会計年度（2025年6月30日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	20,415	20,415	23
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	32,567	32,567	1,530
合計			52,982	52,982	1,553

当連結会計年度（2026年6月30日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	18,312	18,312	1,004
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	30,163	30,163	3,167
合計			48,476	48,476	4,172

(２) 通貨関連

前連結会計年度（2025年6月30日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約の取引 米ドル買・日本円売	買掛金	70,270	70,270	6,488
	通貨スワップ取引 受取米ドル・支払日本円	買掛金	7,185	7,185	455
合計			77,456	77,456	6,944

当連結会計年度（2026年6月30日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約の取引 米ドル買・日本円売	買掛金	75,483	75,483	15,440
	通貨スワップ取引 受取米ドル・支払日本円	買掛金	7,264	7,264	1,116
合計			82,748	82,748	16,556

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度末より退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算方法を、簡便法から原則法に変更いたしました。なお、一部の連結子会社が採用する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(2)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 2024年 7月 1日 至 2025年 6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7月 1日 至 2026年 6月30日)
退職給付債務の期首残高	- 百万円	- 百万円
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	-	439
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額 (注)	-	126
退職給付債務の期末残高	-	566

(注) 当連結会計年度末において、当社の退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算方法を、簡便法から原則法に変更したことにより生じたものであり、特別損失に計上しております。

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (2025年 6月30日)	当連結会計年度 (2026年 6月30日)
退職給付に係る負債の期首残高	369百万円	403百万円
退職給付費用	55	54
退職給付の支払額	21	7
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	-	439
退職給付に係る負債の期末残高	403	10

(3) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2025年 6月30日)	当連結会計年度 (2026年 6月30日)
非積立型制度の退職給付債務	403百万円	576百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	403	576
退職給付に係る負債	403	576
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	403	576

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (2025年 6月30日)	当連結会計年度 (2026年 6月30日)
簡便法で計算した退職給付費用	55百万円	54百万円
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額 (注)	-	126
確定給付制度に係る退職給付費用	55	180

(注) 当連結会計年度末において、当社の退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算方法を、簡便法から原則法に変更したことにより生じたものであり、特別損失に計上しております。

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項
主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
割引率	- %	3.6%

(ストック・オプション等関係)

１．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(１) スtock・オプションの内容

	第１回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 9 名 子会社取締役 2 名 子会社従業員 107 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 1,000,000株
付与日	2019年 3 月18日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員または当社子会社の取締役、監査役、従業員またはこれに準じた地位を有していなければならない。ただし、取締役、監査役の任期満了による退任及び従業員の定年退職の場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 権利行使時においていずれかの金融商品取引所へ上場されていることを要件とする。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
対象勤務期間	-
権利行使期間	自 2021年 2 月16日 至 2029年 2 月15日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2026年6月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

Stock・オプションの数

	第1回Stock・オプション
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	128,000
権利確定	-
権利行使	13,000
失効	-
未行使残	115,000

単価情報

	第1回Stock・オプション
権利行使価格（円）	179
行使時平均株価（円）	788
付与日における公正な評価単価（円）	-

2. Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社はStock・オプション付与時点において未公開企業であるため、付与日における公正な評価単価を本源的な価値により算定しております。当該本源的価値を算定する基礎となる株式の評価方法は時価純資産法によっております。

3. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	86百万円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	10百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
繰延税金資産		
未払費用	25百万円	30百万円
貸倒引当金	2	2
賞与引当金	120	152
完成工事補償引当金	7	30
契約損失引当金	3	15
デリバティブ負債	54	-
税務上の繰越欠損金	519	426
資産除去債務	887	1,245
退職給付に係る負債	138	199
投資有価証券評価損	38	24
連結会社間内部利益消去	1,739	1,601
匿名組合分配損益	507	549
研究開発費	107	110
その他有価証券評価差額金	18	-
税務上の収益認識差額	171	-
減損損失	941	1,015
その他	485	462
繰延税金資産小計	5,769	5,867
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	469	426
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,094	1,508
評価性引当額	1,563	1,935
繰延税金資産合計	4,205	3,932
繰延税金負債		
資産除去債務	807	963
デリバティブ資産	2,074	5,114
企業結合により識別された無形資産	739	726
譲渡損益調整資産	5	0
税務上の収益認識差額	134	-
繰延税金負債合計	3,761	6,803
繰延税金資産（負債）の純額	444	2,871

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	27.5	1.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.3	0.0
住民税均等割	21.3	0.3
税額控除	130.3	3.7
子会社適用税率差異	516.0	0.3
持分法による投資損益(は利益)	264.1	0.3
評価性引当額の増減	36.8	6.7
事業税収入割計算による所得割影響額	35.2	0.5
税率変更による期末繰延税金資産の修正	27.0	0.6
段階取得に係る差損	194.4	-
負ののれん発生益	314.0	-
非支配株主に帰属する匿名組合分配額の調整	56.4	0.8
修正申告による影響	-	2.8
その他	2.4	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	512.2	39.8

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)
資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

- イ 当該資産除去債務の概要
主に、太陽光発電設備の撤去費用等であります。
なお、2022年 4 月 1 日付の再エネ特措法の改正により、10KW以上の太陽光発電設備について、撤去費用の積立が義務付けられました。
これに伴い、従来から太陽光発電用地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に基づき資産除去債務を計上しておりますが、これに加え、不動産賃貸借契約では原状回復義務を要していない太陽光発電設備について、廃棄費用積立制度に係る費用を見積り、資産除去債務の新規計上、及び見積変更による追加計上を行っております。
- ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から20年と見積り、割引率は0.05%～2.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
期首残高	2,377百万円	3,041百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	639	804
時の経過による調整額	29	49
資産除去債務の履行による減少額	4	17
見積変更に伴う増加額	0	-
その他増減額 (は減少)	1	-
期末残高	3,041	3,877

(収益認識関係)

- 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報
顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。
- 2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- 3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等
前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位:百万円)

	当連結会計年度(期首) (2024年7月1日)	当連結会計年度(期末) (2025年6月30日)
顧客との契約から生じた債権		
受取手形、完成工事未収入金、売掛金	2,154	3,026
契約資産		
完成工事未収入金	4,644	4,190
契約負債		
未成工事受入金、前受金	1,759	3,952

契約資産は、工事請負契約に関連して期末日時点で履行義務を充足しておりますが未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債の増減は、顧客から受け取った未成工事受入金及び前受金に関するもので、収益認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,198百万円であります。

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

（単位：百万円）

	当連結会計年度（期首） （2025年7月1日）	当連結会計年度（期末） （2026年6月30日）
顧客との契約から生じた債権		
受取手形、完成工事未収入金、売掛金	3,026	6,128
契約資産		
完成工事未収入金	4,190	2,817
契約負債		
未成工事受入金、前受金	3,952	4,073

契約資産は、工事請負契約に関連して期末日時点で履行義務を充足しておりますが未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債の増減は、顧客から受け取った未成工事受入金及び前受金に関するもので、収益認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,444百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	12,575	16,109
1年超	9,001	26,505
合計	21,576	42,615

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

エンジニアリング事業は太陽光発電システム、コージェネレーションシステム等の各種環境・省エネ対策システムの設計、施工管理、販売を行っております。エネルギーサプライ事業は、環境・省エネ対策システムのエネルギーマネジメントシステムの提供、監視サービス及びメンテナンス、再生可能エネルギーの発電及び卸売販売、新電力の調達及び小売販売等を行っております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

３．報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額 （注）	合計
	エンジニアリング事業	エネルギーサプライ事業	計		
売上高					
一時点で移転される財	1,393	16,882	18,276	-	18,276
一定の期間にわたり移転される財	15,326	3,080	18,407	-	18,407
顧客との契約から生じる収益	16,720	19,963	36,684	-	36,684
外部顧客への売上高	16,720	19,963	36,684	-	36,684
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,418	1	1,420	1,420	-
計	18,139	19,964	38,104	1,420	36,684
セグメント利益又は損失（ ）	360	2,447	2,807	259	2,548
セグメント資産	7,362	130,419	137,781	13,480	151,262
その他の項目					
減価償却費	31	4,739	4,770	247	4,523
のれん償却額	-	32	32	-	32
持分法投資利益又は損失（ ）	-	444	444	-	444
持分法適用会社への投資額	-	674	674	-	674
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	13	12,768	12,781	3,809	8,971

（注）「調整額」の内容は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益又は損失（ ）の調整額には、セグメント間取引消去及び全社費用が含まれております。

(2)セグメント資産の調整額には、セグメント間取引消去及び全社資産が含まれております。

(3)減価償却費の調整額には、セグメント間取引消去及び全社費用が含まれております。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額には、セグメント間取引消去及び全社資産が含まれております。

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額 (注)	合計
	エンジニアリング事業	エネルギーサプライ事業	計		
売上高					
一時点で移転される財	4,119	26,164	30,283	-	30,283
一定の期間にわたり移転される財	18,078	2,855	20,933	-	20,933
顧客との契約から生じる収益	22,197	29,019	51,217	-	51,217
外部顧客への売上高	22,197	29,019	51,217	-	51,217
セグメント間の内部売上高又は振替高	5	14	20	20	-
計	22,203	29,034	51,237	20	51,217
セグメント利益又は損失（ ）	1,274	3,420	4,695	630	5,326
セグメント資産	6,009	145,782	151,791	13,155	164,946
その他の項目					
減価償却費	33	7,375	7,408	311	7,096
のれん償却額	-	32	32	-	32
持分法投資利益又は損失（ ）	-	38	38	-	38
持分法適用会社への投資額	-	649	649	-	649
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	8	9,037	9,045	1,683	7,362

（注）「調整額」の内容は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益又は損失（ ）の調整額には、セグメント間取引消去及び全社費用が含まれております。

(2)セグメント資産の調整額には、セグメント間取引消去及び全社資産が含まれております。

(3)減価償却費の調整額には、セグメント間取引消去及び全社費用が含まれております。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額には、セグメント間取引消去及び全社資産が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称または氏名	売上高	関連するセグメント名
九州電力送配電株式会社	8,777	エネルギーサプライ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

（単位：百万円）

	エンジニアリング 事業	エネルギー - サプライ事業	全社・消去	合計
当期償却額	-	32	-	32
当期末残高	-	526	-	526

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

（単位：百万円）

	エンジニアリング 事業	エネルギー - サプライ事業	全社・消去	合計
当期償却額	-	32	-	32
当期末残高	-	494	-	494

【報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

「エネルギーサプライ事業」において、合同会社福岡みやこソーラーパワーを営業者とする匿名組合に係る出資持分の全部を取得し子会社化したことに伴い、負ののれんが発生しております。これにより、当連結会計年度において負ののれん発生益471百万円を特別利益として計上しております。

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
1 株当たり純資産額	603.51円	737.76円
1 株当たり当期純利益	2.91円	30.11円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	2.90円	30.08円

(注) 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	204	2,123
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 利益 (百万円)	204	2,123
普通株式の期中平均株式数 (千株)	70,514	70,521
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	52	75
(うち新株予約権 (千株))	(52)	(75)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	13,916	17,731	1.4%	-
1年以内に返済予定の長期借入金	7,059	6,912	2.7%	-
1年以内に返済予定のリース債務	379	521	4.2%	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	66,515	62,145	2.7%	2027年～2043年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,905	5,485	3.9%	2027年～2046年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	92,775	92,796	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高及びリース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	6,738	6,985	6,710	6,360
リース債務	462	420	366	326

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
太陽光発電設備の撤去費用等(注)	3,041	853	17	3,877

(注) 上記の当期末残高のうち、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(2011年法律第108号)第15条の6第1項に規定する積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備について、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」(2012年6月18日 経済産業省令第46号)第6条の2第3号口に該当する太陽光発電設備別の資産除去債務は、以下のとおりであります。

(連結子会社)

会社名	太陽光発電設備	当期末残高 (百万円)
テス・エンジニアリング株式会社	TESS徳島阿南ソーラー発電所	15
	TESS茨城水戸ソーラー発電所	16
	TESS千葉六地蔵ソーラー発電所	27
	TESS京都福知山太陽光発電所	22
プライムソーラー合同会社	TESS群馬横野平ソーラー発電所	23
	TESS大分国東北江ソーラー発電所	30
	TESS静岡菊川ソーラー第一発電所	126
エナジー&パートナーズ株式会社	六戸町メガソーラー第1発電所	23
	六戸町メガソーラー第2発電所	23
	六戸町メガソーラー第3発電所	24
	六戸町メガソーラー第4発電所	31
合同会社T&Mソーラー	No283T&M熊本県錦町無田原メガソーラー	14
	No286T&M鹿児島県知覧町塩屋メガソーラー	27
	No109T&M熊本県水上村岩野メガソーラー	22
	No282T&M熊本県人吉市中林メガソーラー	26
	No287T&M鹿児島県知覧町塩屋メガソーラー(第2発電所)	20
	No67T&M鹿児島県鹿屋市名貫メガソーラー	23
	No70T&M鹿児島県鹿屋市下堀メガソーラー	16

会社名	太陽光発電設備	当期末残高 (百万円)
-----	---------	----------------

合同会社T&Mソーラー	№269T&M茨城県小美玉市小岩戸メガソーラー	27
	№188-1T & M鹿児島県湧水町木場メガソーラー(第1発電所)	22
	№188-2T & M鹿児島県湧水町木場メガソーラー(第2発電所)	23
	№354T&M茨城県石岡市下林メガソーラー	28
	№355T&M茨城県茨城町南川又メガソーラー	21
プライムソーラー 3 合同会社	TESS宮崎高城ソーラー第三発電所	16
	TESS新潟胎内ソーラー発電所	31
	TESS宮城気仙沼ソーラー発電所	20
合同会社ソーラーエナジー・クリエイト	熊本益城太陽光第2発電所	21
	熊本益城太陽光第3発電所	28
	熊本益城太陽光第4発電所	28
	三重青山太陽光発電所	104
合同会社淡路佐野ソーラーパワー	淡路佐野メガソーラー発電所	76

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	中間連結会計期間	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	12,709	27,043	37,444	51,217
税金等調整前中間 (当期) (四半期) 純利益 (百万円)	577	2,584	2,497	3,708
親会社株主に帰属する中間 (当期) (四半期) 純利益 (百万円)	25	1,318	1,263	2,123
1 株当たり中間 (当期) (四半期) 純利益 (円)	0.36	18.69	17.92	30.11

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失 () (円)	0.36	18.34	0.78	12.20

(注)第 1 四半期連結累計期間及び第 3 四半期連結累計期間に係る財務情報に対するレビュー：有

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6	24
売掛金	1 11	1 7
短期貸付金	1 27,028	1 27,950
1年内回収予定の長期貸付金	1,700	1 1,700
前払費用	55	55
その他	1 41	1 3
流動資産合計	28,842	29,741
固定資産		
有形固定資産		
その他	1	1
有形固定資産合計	1	1
無形固定資産		
その他	4	13
無形固定資産合計	4	13
投資その他の資産		
関係会社株式	3,185	3,185
長期貸付金	1 15,300	1 13,600
保険積立金	43	47
繰延税金資産	170	-
デリバティブ資産	3,374	9,304
その他	2	15
投資その他の資産合計	22,076	26,153
固定資産合計	22,082	26,168
資産合計	50,925	55,909

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	2 1,700	2 1,700
未払金	1 34	1 48
未払費用	15	14
未払法人税等	80	195
賞与引当金	59	58
その他	27	86
流動負債合計	1,918	2,104
固定負債		
長期借入金	2 15,300	2 13,900
退職給付引当金	70	98
デリバティブ負債	1 3,546	1 8,714
繰延税金負債	-	97
固定負債合計	18,917	22,810
負債合計	20,835	24,914
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,760	6,813
資本剰余金		
資本準備金	8,832	8,885
その他資本剰余金	13,822	13,822
資本剰余金合計	22,654	22,707
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	793	1,075
利益剰余金合計	793	1,075
自己株式	0	0
株主資本合計	30,208	30,596
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	117	398
評価・換算差額等合計	117	398
純資産合計	30,090	30,995
負債純資産合計	50,925	55,909

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
営業収益		
経営指導料	1,371	2,024
受取配当金	600	420
営業収益合計	1,971	2,444
営業費用		
一般管理費	1,505	1,727
営業費用合計	1,505	1,727
営業利益	466	717
営業外収益		
受取利息	287	583
デリバティブ評価益	814	5,340
保険返戻金	-	0
その他	2	2
営業外収益合計	1,103	5,926
営業外費用		
支払利息	228	493
支払手数料	29	6
デリバティブ評価損	814	5,340
その他	0	0
営業外費用合計	1,071	5,840
経常利益	498	803
特別損失		
退職給付費用	-	21
特別損失合計	-	21
税引前当期純利益	498	781
法人税、住民税及び事業税	5	106
法人税等調整額	29	31
法人税等合計	23	137
当期純利益	522	643

【株主資本等変動計算書】
前事業年度（自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	6,760	8,832	13,822	22,654	1,399	1,399	0	30,813
当期変動額								
新株の発行	0	0		0				0
剰余金の配当					1,128	1,128		1,128
当期純利益					522	522		522
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）								
当期変動額合計	0	0	-	0	605	605	-	605
当期末残高	6,760	8,832	13,822	22,654	793	793	0	30,208

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	-	-	30,813
当期変動額			
新株の発行			0
剰余金の配当			1,128
当期純利益			522
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	117	117	117
当期変動額合計	117	117	723
当期末残高	117	117	30,090

当事業年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	6,760	8,832	13,822	22,654	793	793	0	30,208
当期変動額								
新株の発行	52	52		52				105
剰余金の配当					361	361		361
当期純利益					643	643		643
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）								
当期変動額合計	52	52	-	52	282	282	-	388
当期末残高	6,813	8,885	13,822	22,707	1,075	1,075	0	30,596

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	117	117	30,090
当期変動額			
新株の発行			105
剰余金の配当			361
当期純利益			643
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	516	516	516
当期変動額合計	516	516	905
当期末残高	398	398	30,995

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

無形固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

3. 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社の当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが、履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金

(3) ヘッジ方針

当社は業務を遂行する上で金利変動リスクに晒されており、このリスクをヘッジする手段としてデリバティブ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判断時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
短期金銭債権	28,739百万円	29,657百万円
短期金銭債務	4	2
長期金銭債権	15,300	13,600
長期金銭債務	3,374	8,714

2 担保資産及び担保付債務

関係会社が所有する以下の資産を担保提供しております。

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
売掛金	419百万円	692百万円
土地	1,158	1,158
建物及び構築物	-	1,313
機械装置及び運搬具	-	28,325
建設仮勘定	28,522	-
関係会社株式	5,801	5,801

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
1年内返済予定長期借入金	1,700百万円	1,700百万円
長期借入金	15,300	13,600

3 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し連帯保証を行っております。

連帯保証

	前事業年度 (2025年6月30日)		当事業年度 (2026年6月30日)
テス・エンジニアリング株式会社	300百万円	テス・エンジニアリング株式会社	935百万円

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対しスポンサーサポート契約を差し入れております。

スポンサーサポート契約

	前事業年度 (2025年6月30日)		当事業年度 (2026年6月30日)
合同会社千葉香取ソーラーパワー	2,564百万円	合同会社千葉香取ソーラーパワー	2,342百万円
合同会社茨城牛久ソーラーパワー	6,256	合同会社茨城牛久ソーラーパワー	5,784
計	8,821	計	8,127

次の関係会社について、金融機関からの為替予約取引に対し連帯保証を行っております。

連帯保証

	前事業年度 (2025年6月30日)		当事業年度 (2026年6月30日)
株式会社伊万里グリーンパワー	5,367百万円	株式会社伊万里グリーンパワー	5,817百万円

(注) 保証極度額を記載しております。

（損益計算書関係）

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
営業取引による取引高		
経営指導料	1,371百万円	2,024百万円
受取配当金	600	420
一般管理費	58	61
営業取引以外の取引による取引高		
営業外収益	286百万円	581百万円
営業外費用	814	5,340

2 一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
役員報酬	329百万円	336百万円
給与及び手当	333	353
賞与引当金繰入額	59	59
退職給付費用	9	11
租税公課	170	186
支払手数料	250	322

（有価証券関係）

前事業年度（2025年 6 月30日）

関係会社株式（貸借対照表計上額は関係会社株式3,185百万円）は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

当事業年度（2026年 6 月30日）

関係会社株式（貸借対照表計上額は関係会社株式3,185百万円）は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年 6 月30日)	当事業年度 (2026年 6 月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	22百万円	32百万円
賞与引当金	18	18
退職給付引当金	22	30
未払費用	3	3
税務上の繰越欠損金	49	-
デリバティブ負債	54	-
その他	0	0
繰延税金資産合計	170	85
繰延税金負債		
デリバティブ資産	-	183
繰延税金負債合計	-	183
繰延税金資産（負債）の純額	170	97

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年 6 月30日)	当事業年度 (2026年 6 月30日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費	0.7	4.3
受取配当金等の益金不算入	36.8	16.4
住民税均等割	1.2	0.7
税額控除	-	1.5
その他	0.4	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.8	17.6

(収益認識関係)

「（重要な会計方針）3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	差引期末 帳簿価額 (百万円)
有形 固定資産	その他	1	0	-	0	2	0	1
	有形固定資産計	1	0	-	0	2	0	1
無形 固定資産	その他	5	10	-	1	16	2	13
	無形固定資産計	5	10	-	1	16	2	13

(注) 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	59	58	59	58
退職給付引当金	70	34	6	98

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 7 月 1 日から翌年 6 月30日まで										
定時株主総会	毎事業年度終了後 3 カ月以内										
基準日	毎年 6 月30日										
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年 6 月30日										
1 単元の株式数	100株										
単元未満株式の買取り											
取扱場所	大阪府中央区伏見町三丁目 6 番 3 号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 大阪証券代行部										
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社										
取次所	-										
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額										
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載ＵＲＬは次のとおりであります。 https://www.tess-hd.co.jp/										
株主に対する特典	(1) 対象となる株主様 毎年 6 月末日現在の当社株主名簿に記載又は記録された10単元 (1,000株) 以上保有の株主様が対象となります。 (2) 株主優待制度の内容 対象となる株主様に対し、以下の株主優待ポイント表に基づいて、株主優待ポイントを進呈いたします。株主優待ポイントは、株主様専用WEBサイト「テスホールディングス・プレミアム優待倶楽部」において、お米やブランド牛等のこだわりグルメ、スイーツや飲料類、銘酒、家電製品、選べる体験ギフト等、5,000種類以上の商品からお好みの商品をお選びいただけます。また、他のプレミアム優待倶楽部導入企業の優待ポイントと合算可能な共通株主優待コイン「WILLs Coin」にも交換できます。 ・株主優待ポイント表 (1 ポイント 1 円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th><th>優待ポイント数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000株～1,999株</td><td>3,000ポイント</td></tr> <tr> <td>2,000株～2,999株</td><td>7,000ポイント</td></tr> <tr> <td>3,000株～3,999株</td><td>15,000ポイント</td></tr> <tr> <td>4,000株以上</td><td>40,000ポイント</td></tr> </tbody> </table> (3) 株主優待ポイントの繰り越しについて 翌年 6 月末日において株主名簿に同一株主番号で連続 2 回以上記載又は記録され、かつ1,000株以上継続保有されている場合のみ繰り越せます (最大 1 回まで) 。 6 月末日の権利確定日までに売却やご本人様以外への名義変更及び相続等により株主番号が変更された場合は、当該ポイントは失効となり、繰り越しはできませんので、十分にご留意ください。	保有株式数	優待ポイント数	1,000株～1,999株	3,000ポイント	2,000株～2,999株	7,000ポイント	3,000株～3,999株	15,000ポイント	4,000株以上	40,000ポイント
保有株式数	優待ポイント数										
1,000株～1,999株	3,000ポイント										
2,000株～2,999株	7,000ポイント										
3,000株～3,999株	15,000ポイント										
4,000株以上	40,000ポイント										

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 単元未満株式の売渡請求をする権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第16期（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）2025年9月24日 関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

2026年3月4日 関東財務局長に提出

事業年度 第16期（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及び確認書であります。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年9月24日 関東財務局長に提出

(4) 半期報告書及び確認書

（第17期中）（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）2026年2月13日 関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

2025年9月29日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2026年2月27日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第20号（連結子会社の財務上の特約）に基づく臨時報告書であります。

2026年2月27日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第20号（連結子会社の財務上の特約）に基づく臨時報告書であります。

2026年2月27日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第20号（連結子会社の財務上の特約）に基づく臨時報告書であります。

2026年2月27日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第20号（連結子会社の財務上の特約）に基づく臨時報告書であります。

2026年2月27日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第20号（連結子会社の財務上の特約）に基づく臨時報告書であります。

2026年2月27日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第20号（連結子会社の財務上の特約）に基づく臨時報告書であります。

2026年2月27日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第20号（連結子会社の財務上の特約）に基づく臨時報告書であります。

2026年2月27日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第20号（連結子会社の財務上の特約）に基づく臨時報告書であります。

2026年2月27日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第20号（連結子会社の財務上の特約）に基づく臨時報告書であります。

2026年2月27日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第20号（連結子会社の財務上の特約）に基づく臨時報告書であります。

2026年2月27日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第20号（連結子会社の財務上の特約）に基づく臨時報告書であります。

2026年3月13日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第20号（連結子会社の財務上の特約）に基づく臨時報告書であります。

2026年4月15日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第20号（連結子会社の財務上の特約）に基づく臨時報告書であります。

2026年5月15日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第20号（連結子会社の財務上の特約）に基づく臨時報告書であります。

2026年6月9日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（譲渡制限付株式としての新株式の発行）に基づく臨時報告書であります。

2026年6月17日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第20号（連結子会社の財務上の特約）に基づく臨時報告書であります。

2026年7月15日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第20号（連結子会社の財務上の特約）に基づく臨時報告書であります。

2026年8月17日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第20号（連結子会社の財務上の特約）に基づく臨時報告書であります。

2026年9月11日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第20号（連結子会社の財務上の特約）に基づく臨時報告書であります。

（6）臨時報告書の訂正報告書

2025年8月7日 関東財務局長に提出
2024年11月5日提出の臨時報告書（当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に係る訂正報告書であります。

2026年6月18日 関東財務局長に提出
2026年6月17日提出の臨時報告書（連結子会社の財務上の特約）に係る訂正報告書であります。

2026年9月14日 関東財務局長に提出
2026年6月9日提出の臨時報告書（譲渡制限付株式としての新株式の発行）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 9月25日

テスホールディングス株式会社
取締役会 御中

オリエント監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	岡本 徹
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	前田 佳久
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	小野坂 幸一

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているテスホールディングス株式会社2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テスホールディングス株式会社及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社伊万里グリーンパワー（バイオマス発電事業）に関するヘッジ会計の適用	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
テスホールディングス株式会社及びその連結子会社（以下「会社グループ」という）は、エンジニアリング事業とエネルギーサプライ事業を展開している。 うち、エネルギーサプライ事業は再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電、オペレーション&メンテナンス、電気の小売供給及びその他の各種サービスを提供するビジネスである。本事業に属する株式会社伊万里グリーンパワーは、バイオマス燃料を活用する大型バイオマス発電所の開発を行っており、2025年4月に運用開始している。同発電所で利用するバイオマス燃料はPKS（Palm Kernel Shell）であり、インドネシアからドル建てによる輸入を行っている。バイオマス発電事業はFIT認定を受け、長期の運営を前提として安定的な収益を稼得するビジネスモデルであるが、このためには長期わたり燃料を安定した価格で確保する必要がある。PKSの価格変動リスクもあるものの外貨建取引であることは為替リスクを内包することとなり、会社グループはこの為替リスクを低減するため、長期にわたる為替予約等を締結している。 上記の為替予約等は長期に渡る契約であることから契約額及び時価評価額の金額的重要性は大きい。会社グループは、【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4.会計方針に関する事項(7)重要なヘッジ会計の方法において記載されているとおり、為替変動リスクをヘッジする手段としてデリバティブ取引を行っている。具体的には、【注記事項】（デリバティブ取引関係）2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引(2)通貨関連に記載されているとおり、契約額等は82,748百万円である。 ヘッジ会計の適用には、適格なヘッジ対象と適格なヘッジ手段から構成されるヘッジ関係が、有効性の評価要件を継続的に満たしている必要がある。有効性の評価を満たさなくなったと判断された場合にはヘッジ会計は中止される。特に、本ヘッジ会計の適用については、長期に渡る予定取引がヘッジ対象となっていることから、その予定取引の実行可能性が重要である。予定取引の実行可能性においては、当初策定した事業計画に基づき燃料調達等が行われるという経営者の仮定が含まれるため、取引の蓋然性を含む高度な判断が必要となる。 以上から、当監査法人は株式会社伊万里グリーンパワー（バイオマス発電事業）に関するヘッジ会計の適用が連結財務諸表監査において特に重要であるため、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、バイオマス発電事業に関するヘッジ会計の適用が適切に行われているか検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 (1)内部統制の評価 ・ヘッジ取引開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジの有効性の評価に関連する内部統制の整備及び運用状況の評価した。 (2)予定取引の実行可能性についての検討 ・株式会社伊万里グリーンパワーの事業計画を入手し、関連する資料の閲覧や責任者へのヒアリングを通じて、事業計画が合理的に策定されていること、また現時点においては当初計画から変更する状況にないことを確かめた。 ・ヘッジ対象となる燃料調達数量が株式会社伊万里グリーンパワーの事業計画及び長期燃料調達契約と整合していることを確かめた。 ・ヘッジ対象の燃料調達単価について、直近の取引単価及び外部の調査機関から入手した将来予測と整合していることを確かめた。 (3)為替予約等に係るデリバティブ債権の時価評価額の検討 ・為替予約等に係るデリバティブ債権の時価評価額について、取引先金融機関に対して確認手続を実施し、会社計上額と一致していることを確かめた。 (4)有効性評価の検討 ・会社が実施したヘッジ会計適用時以降の有効性評価の検証資料を入手し、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の相関関係が適切に評価されていることを確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、テスホールディングス株式会社の2026年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、テスホールディングス株式会社が2026年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年 9 月25日

テスホールディングス株式会社
取締役会 御中

オリエント監査法人
大阪事務所
指 定 社 員 公認会計士 岡本 徹
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 前田 佳久
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 小野坂 幸一
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているテスホールディングス株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テスホールディングス株式会社の2026年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。